

女性史研究

特集 日本女性史資料（近代篇）



第23集 '88・XII

編集・家族史研究会

日本上代の女たち

布 村 一 夫

このたび女性史双書第三として、刊行することができたこの本は、3論文から成る。

I 日本上代の女たち——正倉院籍帳研究史

II 御野国戸籍における人間関係

III 筑豊戸籍における受田額の分析

(付) 正倉院籍帳研究文献目録(編・宮川伴子)

上代といっても、8世紀の日本では、人間は「良」と「賤」にわけられている。「良」である貴族階級の女たち、同じ「良」でも班田農民という直接生産者階級にぞくする女たち、それに「賤」である婢すなわち奴隷である女たちのありかたがのべられる。これらの区分なしに論じたり、貴族階級、しかもその極上のものの婚姻だけをみて一般化することはゆるされない。それにしてもここでは一夫一妻婚が神聖なものとして確立しておらず一夫多妻婚が異世代婚やソロレート婚などからみあっている。このような婚姻がみられる上代は、もはやプロト封建制のもとにあったとするが、これらの論証は後日にまたれる。

I論考は副題されているように、史学史の一端をあきらかにしている。これは私の研究史の一端でもある。在野ともいえる故・安藤更生氏をとりあげたが、『大日本古文书』第1巻(これに正倉院籍帳が活字化されている)や、『正倉院古文书影印集成』第1冊の刊行と対比すると、いかに上代史学がおくれているか、考証のあとしまつがすすんでいないかがわかる。1901年の『大日本古文书』第1巻のときから、あまりすすんでいないことをよみとらせる。

IIとIIIとはモノグラフィーであるが、これらをおさえたいうえで、班田農民は農奴 Serfであったことの論証とむすびつけたいものである。

女性史双書第三におさめられたことは、史学史のために役立つとともに、女性史という分野での歴史学の歴史のためにも大切であることをよみとっていただきたい。女性史は個別的特殊な分野であるが、歴史学そのものとはきりはなせない。

女 性 史 双 書

第I 『原始、母性は月であった』1986

第II 『バッハオーフェン墓参記』1987

第III 『日本上代の女たち』1988

第IV 『「熊本評論」の女』1989予定

「女性史双書」第I, II, IIIはそれぞれ1,000円です。家族史研究会熊本事務局、熊本市池田3-2-30に申しこんでください。

女性史研究 1988・XII 23

特集・日本女性史資料(近代篇)

クララ・ツェトキン・コロツキユウムとバツハオーフェン展と・伊藤セツ 2

女子教育・薄 妙子 6

明治民法・緒方和子 8

治安警察法・石原通子 10

君死にたまふこと勿れ・光永洋子 12

墮胎罪・林 葉子 14

「青鞥」誌・高木富代子 16

米騒動・立山ちづ子 18

新婦人協会・犬童美子 20

『女工哀史』・中山そみ 22

「女人芸術」誌・林 葉子 24

「婦人戦線」誌・寺本千里 26

国民優生法・光永洋子 28

- 婦人参政権・伴 栄子 30
 現行民法・卯野木盈二 32
 優生保護法・小玉稜子 34
 母子健康手帳・小柴雅子 36
 中絶・避妊 川上秀子 38
 国際婦人年・国連婦人の一〇年 石原通子 40
 一冊の女性史と私の読みかた・富田佐保子 42
 瀬上さんの思い出・小柴雅子 44
 原始社会・女性・家族 田畑 稔 46
 バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集Ⅲ・石塚正英 54
 文学研究から見た「バッハオーフェン」・臼井隆一郎 63
 日本近代女性史論・第一 布村一夫 67

「熊本評論」の女

石原通子

- 一 木村駒子——「熊本評論」の女
 - 二 新真婦人会の女たち
 - 三 守田有秋「九州の婦人よ」をよむ——堺利彦『婦人問題』との対比——
 - 四 戦前の近代の女たち——あとがきをかねて——
 - I 「熊本評論」について
 - II 福田英子・山川菊栄との比較
- 明治熊本の農業（伴栄子）

「熊本評論」紙は1907（明治40）年6月20日に創刊され、1908（明治41）年9月20日づけの第31号で発行禁止となった、明治の熊本で出版されたただ一つの社会主義の新聞である。この熊本評論社にでいりし、文章をよせた木村（黒瀬）駒子を徹底的に論じた。そしてこの新聞に寄稿した守田有秋のもっともすぐれた婦人解放論を検討した。

守田論考は、堺利彦の婦人論にのっとったものであるが、これが熊本ばかりでなく、全日本の読者に影響をあたえたと思われる。1913（大正2）年の木村駒子たちの新真婦人会と青鞥社との論争、「世界婦人」紙を編集発行して、すでに目は世界の婦人の解放にむけていた福田英子や、山川菊栄など、戦前のより近代的な女たちとも比較した。

そして当時の熊本の農業については、伴栄子氏に書いていただいた。

（予価1000円）

女性史双書続刊予定

- 緒方 和子・山本琴子論 双書第V（1990年6月刊予定）
- 中山 そみ・『家族、私有財産および国家の起原』研究文献目録 双書第VI（1991年6月刊予定）
- 光永 洋子・田添ユキエ評論集
- 林 葉子・「女人芸術」誌をさぐる

女性史研究

日本女性史資料（近代篇）

23

クララ・ツェトキン・コロツキウムと バツハオーフェン展と

伊藤セツ

一九八七年一〇月二四日から十一月三日迄、ライプツィヒにあるクララ・ツェトキン教育大学の招きで、第九回クララ・ツェトキン・コロツキウムに参加のため、短い旅に出た。ライプツィヒへの行き方は、いろいろある。モスクワから、アエロフロート機でライプツィヒ空港に着くのが一番とライプツィヒの人々は言うのだが、日本からの接続が良くないのでその方法を私は一度もとったことがない。私はいつも列車でヨーロッパのどの都市からかライプツィヒ中央駅に着く。今回も、フランクフルト・アム・マインを起点にすることにした。フランクフルトの中央駅近くの宿舎は、予約なしで飛び込んで、いつも部屋が空いているし、時差ボケを本屋をまわりながら調整して、翌日、のんびりと列車でドイツの人々の様子を観察しながら、国境を超え、少しずつ気分をたかめてライプツィヒに入るのが好きなのである。それに、帰路は、このフランクフルトを足場に、まだ一度も行ったことのないバーゼルへ行こうと計画していたのだ。その時私は、稲田三吉氏の新訳によるアラゴンの小説『バーゼルの鐘』(三友社出版)について一言書くことを頼まれていたが、モチーフからして、また、この小説の「エピソード・クララ」におけるバーゼルの鐘の音の描写からして、この音を一度聴かなければ、とても書けないのではないかとの思いに捕われていたからである。

ライプツィヒの訪問はこれで六度目であった。コロツキウムは、一日きりだが、招待状では、二六日から三〇日までこの市に滞在してよいことになっていた。学生寮の一角にある来客宿泊施設を拠点に、知人を訪ねたり、クララの研究者と会って近況を話し合ったり、本屋や、レコード屋を覗いてこの市ならではの掌に乗るミニ本を物色したり、ゆかりの音楽家のレコードを買ったり、四日間は瞬く間に過ぎる。コロツキウムの前日、なつかしいクララ・ツェトキン公園へ行き、クララの立像の前でその前夜手を加えた報告原稿を大きな声を出して読んでみた。一〇月のクララ・ツェトキン公園は、たとえようもなく静かで、落ち葉が散り敷き、しばしば風に舞い、この国の歴史とともに年輪を重ねたであろう木々のたたずまいは、旅人の心に深くせまるのである。

◇

一〇月二八日、コロツキウムは、クララ・ツェトキン教育大学第一講堂で開催された。同コロツキウムは、二年に一度開かれており、私は、前回(一九八五年)に続いて二度目の参加であった。今回のテーマは、一応「クララ・ツェトキン生誕一三〇年記念、東欧諸国における婦人解放の実現の比較的考察」であったが、報告論題・内容は自由ということであった。同大学のミュラー学長の開会の挨拶に始まり、まず今回のテーマについての基調講演を、同大歴史学部のスバトツチュ氏が行なった。題して、「ヨーロッパ社会主義諸国の人民民主主義革命の期間に

おける男女平等実現過程の一般性と特殊性。

以下、参考までに、報告順に、氏名、所属、テーマを掲げておくと、最初に、クララ・ツェトキン教育大学歴史学部パトリッシェ助手（きびきびした将来を囑望されている有能な女性）の「一九五〇年代におけるDDRの社会的生産過程への婦人の大量の吸引について」、次ぎが私の「日本における各種ネオフェミニズムとマルクス主義婦人解放論」、続いて、クララ・ツェトキン教育大学歴史学部長アーレント氏の「資本主義から社会主義への移行期における婦人問題の解決」、フタベスト大学カタリーン教授（自分をナギーと呼ばせている気さくな女性の「二〇月革命期のハンガリーの社会主義婦人運動について」、クララ・ツェトキン教育大学一般教養部長シュッテ（もの静かな女性、今は、メアリー・ウルストンクラフトの研究をしている）の「一九八七年一月一日―十八日、パリで開催された平等な教育機会に関するユネスコシンポジウム報告」、ポーランドチェシーン大学哲学研究所グロヴァツキ氏の「ポーランド社会における婦人の平等」、クララ・ツェトキン教育大学歴史学部シヨルツェ教授（国際婦人デーの歴史やネオフェミニズムなど、私と重なり合う領域を研究している）「一九七〇年のモスクワ・レーニン・シンポジウムの意義」、SED大学機関書記ランチュ（いつもはりきっている女性、こういう肩書きの人がいるのも東独の大学の特徴か）の「一九一七―二七年の間の市民的・民主的婦人雑誌への一〇月社会主義革命の反映」、クラコウ教育大学歴史研究所サヴィストヴスキー氏の「ポーランドにおける一九五〇―一九五五年の工業化時代における婦人の状態の変化」、クララ・ツェトキン教育大学歴史学部シュタウデ教授（クララ・ツェトキン研究の専門家）の「ロシア一〇月革命の時期のクララ・ツェトキン」というものであった。参加者は五〇名程であった。

同日夜は、外国人参加者（とはいってもポーランド人三人、ハンガリー人一人と私）のための懇親会がレストラン・キエフで開かれ、一時過ぎ迄懇談に及んだ。話題の一つは、他でもないベレストロイカのことであった。いつもコロッキウムに参加するソ連の研究者は来いていなかった。ポーランドとハンガリーの研究者は、ベレストロイカに大いに期待を寄せ、東独側の研究者は、何かためらっているのがありありと感じられた。そういえば、いつもはいたるところで目につくソ連の政策を支持する垂れ幕やポスターが、今回は、ライプツィヒの街のどこにも見当たらなかった。レストラン・キエフを出て中央駅前までナギーやアーレント氏らと、寒さが身にしみる夜のライプツィヒを歩いた。駅前で電車を待つ。しかし私達が帰る方向の電車はなかなか来ない。時刻表を貼り出しているのだがそれとは全く無関係に走っているようだ。ナギーが「お寒い」「お寒い」と繰り返して、「まったく困ったライプツィヒ時間ね」と言うと、アーレント氏は恐縮して「駅前にタクシーは一台もないし、伊藤さんは日本人だから余計いらいらするでしょう」と言った。「ええ、もちろんですとも」と言うのと皆笑った。

三〇日、予定通り、ライプツィヒ中央駅からフランクフルト・アム・マインに戻った。その夜はなじみの宿に泊り、翌日、大きな荷物をここに置いて身軽になって、バーゼル行きの列車に乗り込んだ。たった一泊の計画だったが、とても楽しみだった。私にとつてのバーゼルとは、ずっと、「一九二二年」（第二インタナショナル、バーゼル大会）、「クララ・ツェトキン」（バーゼル大会で演説）、「平和」（バーゼル大会でク

ララは、反戦を高く掲げた)であった。これに、「アラゴン」、「鐘」が加わっていた。そして、見物すべき所として「市立美術館」と「歴史博物館」があった。コースは、日本で出ている各種案内書を読んで、もう頭に入っていた。それに、フランクフルトで買ったガイドブックにも目を通して、このはじめの街をあれこれ思いめぐらしていた。一人旅で、誰も知る人のいない場所へ行き、予想もしなかった出会いがあったり、新しい発見をするというのは、最高の楽しみの一つである。パーゼルでの、その予想外の出会いの一つが、歴史博物館でのパッハオーフェン展だったのである。本当にそれは全くの偶然だった。うかつにも私は、この年の六月、熊本の女性史研究家たちの手で『パッハオーフェン参記』が出されていたことも知らなかった。勿論、パーゼルの鐘にまつわるパッハオーフェンのエピソード(同書二五頁)のことも!

一〇月三十一日、フランクフルトから汽車で三時間、昼頃パーゼルのSBB中央駅に着いた私は、まず、駅の両替所に行き、ドイツマルクをスイスフランに替え、詳しいパーゼル市の地図を買うことからはじめた。一スイスフランはほぼ百円だった。地図を手に、おおよその距離をはかって目指すコースに近く、安くて安全そうな小さいホテルに目をつけ、ドアを押しした。朝食つき九〇フランの部屋が空いていた。部屋にはいるや、静かな教会の鐘の音が聞こえて来た。ホテルの通りを横切ったむかひに古風な教会があり、鐘はそこから聞こえて来るようだった。私は素早くホテルから通りにでた。鐘の音は鳴りやんで来た。予定していたコースで、街を歩き始めた。また鐘の音が聞こえて来た。一方の教会の鐘が鳴りやまないうちに、また他方の教会から鐘の音が聞こえてくるというふうだった。しばしばそれは、重なり合い、まるで鐘の音がパーゼルの人々の上に休みなく降りそいでいるかのようであった。

私はまず、第二インタナショナルの会場になったという大聖堂を目指し、そこを起点にライン河沿いに右岸も左岸も心ゆく迄散歩した。河をはさんで、大聖堂が美しい角度で見えるベンチに腰を下ろし、そこから聞こえてくる鐘の音を聞きながら、一時間近くもぼんやりしていた。この夜は、ホテルから徒歩一五分ほどのマルティンス教会を会場にした地元オーケストラのコンサートに行き、コートそのまま教会の堅い木の椅子に、土地の中年のカップルと並んで座って、シューベルトの「ロザムンデ」から、ロマンツェ、妖精の合唱、羊飼いの合唱、狩人の合唱、他に耳を傾け、旅の疲れを癒しながら、一時間半程を楽しむことができた。マルクト広場に出てフライエ通りを通ってホテルに帰った。

◇

さて、パッハオーフェンに出会ったのは、その翌日、つまり一月一日の午後のことである。その日、朝は早くホテルを出て、再びライン河畔を散歩し、開館と同時に、ヨーロッパでも有数の美術館といわれている「クンストムゼウム」に入った。一五〜一六世紀のホルバイン一家や、一九世紀のベックリーンら、この地ゆかりの画家の絵を集めたコーナーは、それぞれ、やはり圧巻であった。ベックリーンの絵とは、その春、国立西洋美術館(東京)に来た時に、その殆どと接していたのであるが、やはり、彼の故郷の美術館での再会は一層深い味わいを与える。そしてその午後、旅の終わりの一時を、中世ヨーロッパの世界にひたると、「ヒストリーリッシュムゼウム」の前に立った。高い建物を見上げる、何か特別展の開催を示す白い横断幕のようなものが吊されていた。目をこらすまでもなく、何とそれには、「ヨーハン・ヤーコプ・パッハ

オーフェン 一八一五〜一八八七」と書かれているではないか。私は、思わず「あっ」と声を吞んだ。勇み足で入口の重い扉を押して、クロールに所持品を預けるのもどかしく展示室に入った。まず、目をうばったのは、大小数々の歴史的な「パーゼルの鐘」の展示だった。そのたくさんさんの鐘に導かれて二階に階段をのぼると、バッハオーフェン没後百年展が現われた。

しかし、私にとってバッハオーフェンとは、婦人論の古典でもある『母権論』の著者として敬意をはらっているという程度のものであった。御他聞にもれず、学生時代にエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』を読んでいて、その名を知った。そして私はそれから少しして『常磐蔵書』という印が押されていた富野敬照訳の『母権論』（白揚社、一九三八年）を札幌の大学の近くの古本屋で買った。

「バッハオーフェン、モルガンおよびその他の人びとの研究によって、婦人の社会的抑圧は私有財産の発生と一致するということが証明されたように思われます」——これは、一八九六年一月一日、ゴータで開催されたドイツ社会民主党大会におけるクララ・ツェトキンの演説の出だしの部分である。大学院時代に、この演説に出会い、その後、これを私の訳著『クララ・ツェトキンの婦人論』（啓隆閣、一九六九年）に入れる時、バッハオーフェンについて、ごくありふれた、たった二行の訳注をつけただけであった。

私にとってバッハオーフェンはその程度でしかなかったとはいえず、胸が高鳴らないはずはない。一九八三年の三月、ライプツィヒへの往路、没後百年にちなんでモーゼル河畔の街トリアのマルクスの生家まで足をのばし、トリアの民宿の小部屋で一夜を過ごしたことが思い出された。家系図、生い立ち、時代的背景、仕事の数々、手紙や原稿にみる筆跡、家庭生活、生涯にわたる写真、そしてデスマスクや墓石の写真にいたるまで、この種の展示は、見るものに多くのことを語りかけるのが常である。その意味では、バッハオーフェン没後百年展は、非常に丁寧に構成されていたと思う。会場は、私の他にヨーロッパ人が二人覗いていただけで閑散としていた。展示の解説文を、辞書まで取り出してメモをしている私の後を、巡視員が何度か通り過ぎ、目と目が合って笑みを交わした。私は慌てて入館したので、解説文の全文を売店で売っているの知らなかったのだ。この展示の全貌は、幸い、『女性史研究』第二二集中の、シュミット・昌子氏の報告によってあますところなく日本に伝えられている。特に印象的だったのは、この展示の構成からも理解されるバッハオーフェンの業績の多面性である。展示には、彼を形容する実に一七のドイツ語が並べられていた。それは、「母権の研究者」「法学者」「民族学者」「神話学者」「収集家」「旅行家」「刑事裁判所判事」「州議会議員」「文明批判者」「進化論者」「象徴研究者」「独立独行人」「新プラトーン学派の人」「詩人」「控訴院所長」「古代研究者」「パーゼル市民」というものであった。しかし「クルトゥアペシミスト」という表現は本当に彼に当てはまるのであろうか。その訳語としては何がふさわしいのか？

一九八七年の秋、私のパーゼルへのたった一泊の旅は、こうして、この地でのバッハオーフェンとの出会いによってとりわけ意味あるものとなった。あのアラゴンが、[△]「パーゼルの鐘」の音[▽]で私を誘い、まさにパーゼルで、生誕一三〇年のクララ・ツェトキンと没後百年のヨハン・ヤーコプ・バッハオーフェンを結んでくれたという思いが私のなかでは強い。

女子教育

学制の被仰出書（明治五年八月二日）

……………一般ノ人民必ス邑ニ不学ノ戸ナク、

家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。……………

（太政官布告第二二四号）

「学問は士人以上の事」として、支配層の特権だったものが、「農工商及婦女子」に解禁された。当時の小学校の就学率は、男40%、女15%。一八七七（明治一〇）年、男56%、女22%になるが、「従来ノ寺子屋ニ比スレハ方今ノ学校ハ民ノ費用十倍ノ多キニ及フヘシ」という民衆の負担（月額五十銭）をしいて、生活を圧迫していた。

明治政府の教育政策の意図は、近代国家建設のため文盲をなくし、近代産業と軍隊を担えるだけの知識を民衆に習得させ、均一の国家意識を体得させることだった。そのため制度や方法を欧米に学び、文明開化路線の中で女子教育も展開していくが、一般には儒教的女性観が支配的で、嫁に行くことより学校に行くことを望む娘は「家門の恥」とされる時期が長く続いた。小学校の就学率から見れば、男子のそれより女子ははるかに低いもの、一九〇〇（明治三三）年に義務教育授業料無償が打ち出された後、目に見えて伸びて、世界の先進教育国となっている。しかし、一八七二（明治五）年、文部省が刊行した「国語」単語二の「人倫」の項に、「妻」に続いて「妾」の字がある。一八七〇（明治三）年制定の「新律綱領」では妻と妾は同格であり、一夫多妻婚が公認されているので、妻と妾が並ぶのは当たり前だ

が、女たちにとっての近代の出発も決して明るくなく、封建色の非常に濃かったことがわかる。「妾」は、明治十五年に廃止された。

一八七五（明治八）年、良妻賢母の熟語を作った中村正直は、演説のなかで、「善キ母ヲ造ランニハ女子ヲ教ルニ如カズ」「同権力不同権力ソレハサテオキ、男女ノ教養ハ同等ナルベシ。二種アルベカラズ。苟クモ人類総体ヲシテ極高極淨ノ地位ヲ保タシメント欲セバ宜シク男子婦人共ニ皆一様ナル修養ヲ受シメ、其ヲシテ同等ニ進歩ヲナサシムベシ」と、男女平等の教育を提案した。「良妻賢母」とは、妻の人格を認め、子供の教育にもっとも重要な役割を果たす母親になる女子の教育を重視し、実施するための一案であった。それが明治中期以後の教育では、軍国の母や妻の理想像に置きかえられていった。

この頃、福沢諭吉は、一八七二（明治五）年から書きはじめ五年をかけて完成させた「学問のすすめ」を初め、「日本男子論」「日本婦人論」「女大学評論」「新女大学」などを通して、男中心の家族制度と女の隷従を徹底的に批判した。学制期の教科書は、文部省による統制はなく、文明開化の啓蒙家たちの著書が、高学年の教科書に用いられていた。欧米市民社会の人間関係や主権在民の政治様式、共和政体などが紹介されていて、自由民権運動が思想的に準備されていたことが感じられる。しかし、女たちには、幕藩期以来の女訓が教えつけられていたのが、当時の教科書からうかがえる。

結果的に、近代女子教育を始めたのは、キリスト教宣教師たちだった。多くのキリスト教徒が、市民的一夫一妻婚、女の尊重を説いた。フェリス和英女学校が一八七一（明治四）年、神戸ホーム（のちの神戸女学院）、跡見女学校、新栄女学校（のちの女子学院）などのミッションスクールが、一八七五（明治八）年に、設立された。この頃、

政府の女子教育機関としては、東京女学校と女子師範学校だけだったのと比べると、キリスト教徒が女子教育に及ぼした影響の大きいことがわかる。

高等女学校令

第一条 高等女学校ハ女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的スト

第四条 郡市町村又ハ町村学校組合ハ土地ノ情况ニ依リ須要ニシテ其ノ区域内小学教育ノ施設上妨ナキ場合ニ限り高等女学校ヲ設置スルコトヲ得

第九条 高等女学校ノ修業年限ハ四箇年トス 但シ土地ノ情况ニ依リ一箇年ヲ伸縮スルコトヲ得 高等女学校ニ於テハ二箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得

第十条 高等女学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニシテ高等小学校第二学年ノ課程ヲ卒リタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者タルヘシ

第十一条 高等女学校ニ於テハ女子ニ必要ナル技艺ヲ専修セントスル者ノ為ニ専攻ヲ置クコトヲ得

第十三条 高等女学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ地方長官ノ認可ヲ経テ学校長之ヲ定ム……高等女学校教科書ノ検定ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

一八九九（明治三二）年、第二次山県内閣の文相・海軍大将樺山資紀の時に高等女学校令が公布される。第十条で見られるように、高等女学校と名はついているが、女子中等教育のことである。一八八六

（明治一九）年に公布された、小学校令・中学校令から十三年たつて、やっと実現されたのである。一八九七（明治三〇）年、女子の小学校就学率が50%になって、中等以上の女子教育の展開も大きく進んだ。公立高等女学校は、学校令時代（明治十九年）の一〇年間はわずか一校増えただけだったが、日清戦争（明治二十七年）後の一〇年間には七五校を加え、学校数九一校になった。生徒数は一〇倍になり、特に「高等女学校令」の公布以後においては、毎年三万四千名の生徒増となり、卒業者は一〇年間に二〇数倍に達した。同じ時期、津田英語塾、東京女子医学校、日本女子大学、少し遅れて東京女子大学などが設立され、女子の初等教育の広がりの上に、中等教育の展開があり、さらに高等教育が見られるようになっていく。だが、すでに初等教育で男女差別教育が施され、さらに男女別学とされた中等教育において、女は男に劣るように位置付けられ、教科の構成でも男女差がみられた。

（薄 妙子）

『社会思想史の窓』集成第二巻

第二六一五〇号が第二巻としてまとめられて、一九八八年九月に発行されました（三八〇〇円）

社会思想史の窓刊行会

浦和市本太2、27、8

明治民法

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、萬人は萬人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく……中略……人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯学問を勤て物事をよく知る者は貴人となり、富人となり、無学なる者は貧人となり下人となるなり。

これは明治五年二月に、福澤諭吉、小幡篤次同著『学問のすすめ』初編の冒頭に書かれていたものである。福澤諭吉はすでに明治以前にアメリカ、ヨーロッパ各国を視察して、外国の自由平等の思想を学びとっている。この学問の必要性をとくに根本は、人はみな自由平等であり個人の尊厳であるという思想である。第八編はアメリカのエイランドの著書『モラルサイヤンス』にしたがって、とくに孟子の教えや『女大学』の批判を行ない、家族の平等のあり方をわかりやすくのべている。

森有禮のハイカラ結婚式

福澤諭吉を証人の結婚契約書

十一時を少し過ぎたる頃に、新夫は小礼服を着し、新婦は薄嵐色の西洋女服の上に、白紗を以て顔より覆ひ、新夫に手を引かれて此座敷に出掛たり。証人は有名な福澤諭吉先生にて、正面に位し婚式を成さしむ。此時鹿兒島の肥後某と称する老人は、夫婦の為に一同の前にて左の約定書を読み、夫婦並びに証人をして自

から姓名を記させたり。

婚姻契約

現今十九年八月ノ齡ニ達シタル静岡県土族廣瀬阿常、同二十七年八月月鹿兒島県土族森有禮、各其親ノ喜許ヲ得テ互ニ夫婦ノ約ヲ為シ、今日即チ紀元二千五百三十五年二月六日、即今東京府知事職ニ在ル大久保一翁ノ面前ニ於テ、婚式ヲ行ヒ約ヲ為シ、双方ノ親戚朋友モ共ニ之ヲ公認シテ、茲ニ婚姻ノ約条ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一条

自今以後森有禮ハ広瀬阿常ヲ其妻トシテ、広瀬阿常ハ森有禮ヲ其夫ト為ス事。

第二条

双方存命ニシテ此約条ヲ廃棄セザル間ハ、共ニ余念ナク相敬シ相愛シテ夫婦ノ道ヲ守ルコト。

第三条

有禮阿常夫婦ノ共有スベキ品ニ就テハ、雙方同意ノ上ナラデハ他人ト貸借或ハ売買ノ約ヲ為ザル事。

右ニ掲ル所ノ約条ヲ為シ、一方、犯スニ於テハ他ノ一方之ヲ官ニ訴テ、相当ノ公裁ヲ願フ事ヲ得ベシ。

紀元二千五百三十五年二月六日

東京ニ於テ

森 有禮
廣瀬阿常
証人 福澤諭吉

明治八年二月七日の東京日日新聞に掲載されたものである。一七九

一年九月三日―四日『フランス憲法典』第二篇第七条に、「法律ハ婚姻ヲ民事契約トシテノミ考ヘル」と宣言しているが、このフランス民法の契約思想にならって、明治初年に駐米公使の任にあたっていた森有礼は最初の妻である廣瀬阿常と婚姻契約を行なったのである。

第一四条 妻カ左ニ掲ケタル行為ヲ為スニハ夫ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

トヲ要ス

一、第十二条第一項第一号乃至第六号ニ掲ケタル行為ヲ為スコト

第七二八条 継父母ト継子ト又嫡母ト庶子トノ間ニ於テハ親子間

ニ於ケルト同一ノ親族關係ヲ生ス

第七三二条 戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ

家族トス

第七四九条 家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス

第七五〇条 家族カ婚姻又ハ養子縁組ヲ為スニハ戸主ノ同意ヲ得

ルコトヲ要ス(第二項・第三項略)

第七七二条 子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(下略)

第八〇一条 夫ハ妻ノ財産ヲ管理ス

第八一三条 夫婦ノ一方ハ左ノ場合ニ限り離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

一、配偶者カ重婚ヲ為シタルトキ、二、妻カ姦通ヲ為シタルトキ、三、夫カ姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタルトキ、(四々十略)

第九七〇条第一項、被相続人ノ家族タル直系卑屬ハ左ノ規定ニ従

ヒ家督相続人ト為ル

一、親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス

二、親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス(三々五略)

明治民法の総則、親族、相続の三篇のなかに、女と子供がどう取扱われたかについて主な条文をあげた。

第一四条は、妻は法律上無能力者といつて、借財、財産の売買、贈与、訴訟等の重要なことは夫の許可を必要としたのである。

第七二八条は、父の正妻を嫡妻といつて庶子とは親子関係になるということである。このことは第八二七条に「父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス」とあり、妾の子でも夫が認知すれば庶子となり、妻は自分の子でもないのに親子関係となるのである。妻は戸籍の上では明治一三年七月の布告を以て廃止され、明治一五年一月から実施されたのである。しかし妻以外の女の生んだ子どもを庶子として認知することによつて実質的には妻が許容されていたのである。

第八一三条の第二号は、妻が姦通を行なつたとき、夫は裁判上の離婚ができるとなっている。刑法「第一八二条、有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相姦シタル者亦同シ」とあり、姦通罪では妻の犯罪であり、この姦通罪が決定すると相手の男も同じ罪になるのである。但し夫の場合は相手が夫のある妻でなければ罪にならない。また第三号については、第二号の夫が有夫の婦人と通じ姦淫罪で刑に処せられてはじめて妻から離婚ができるのである。

フランス人のポアソナードに依頼し、一〇年かけて、民法がつくられたが、これをめぐつて、民法典論争がおきた。あらたにつくられた民法後二篇は明治三二年に施行された。(緒方和子)

治安警察法

第五条 左に掲ぐる者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

- 一 現役及召集中ノ予備後備ノ陸海軍軍人 二 警察官 三 神官神職僧侶其ノ他諸宗教師 四 官立公立私立学校ノ教員学生生徒 五 女子 六 未成年者 七 公権剥奪及停止中ノ者 女子及未成年者ハ公衆ヲ会同スル政談集會ニ会同シ若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス(以下略)

第八条 安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多衆ノ運動若ハ群衆ヲ制限、禁止若ハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得(以下略)

第十条 集會ニ於ケル講談論議ニシテ前条ノ規定ニ違背シ其ノ他安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル場合ニ於テハ警察官ハ其ノ人ノ講談論議ヲ中止スルコトヲ得

第十七条 左ノ各号ノ目的ヲ以テ他人ニ対シテ暴行、脅迫シ若ハ公然誹毀シ又ハ第二号ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス(以下略)

- 二 同盟解雇若ハ同盟罷業ヲ遂行スルカ為使用者ヲシテ勞務者ヲ解雇セシメ若ハ勞務ニ従事スルノ申込ヲ拒絶セシメ又ハ勞務者ヲシテ勞務ヲ停廢セシメ若ハ勞務者トシテ雇備スルノ申込ヲ拒絶セシムルコト(以下略)

(官報 明治三十三年三月九日公布)

「左ノ各号ノ目的」とは、労働組合の結成のための運動、ストライ

キの煽動、労働条件・賃上げの争議・小作争議などの項がある。

「誹毀(ヒキ)」⇨そしる、悪口をいう、名誉をきずつける。

「同盟解雇」⇨労働者の集団解雇。

「同盟罷業(ドウメイヒギョウ)」⇨集团的に労働者が作業を休止すること。ストライキ。よりよい労働条件獲得や政治目的の達成のためにとる手段。

「治安警察法」が公布されるまえの法として、もっとも早くは一八八〇(明治一三)年四月五日に公布された「集會条例」がある。これは国会開設を要求する民権運動が広がりはじめたため、これを抑圧するために集會・結社の届出、その禁止などとともに教員・生徒の政治活動も禁止した。そのため進歩的な女教師・女学生などの活動も圧迫され、違反にとわれるものもでた。しかし民権運動への女たちの参加は岸田俊子・景山英子などを中心にしたたかわれた。

この「集會条例」は、一八八二(明治一五)年六月三日には、解散権が追加され、岸田俊子は徳島や大津での演説会で検束された。

一八九〇(明治二三)年七月二五日、「集會及政社法」が公布される。これは「集會条例」を強化したもので、とくに「女子ハ政談集會ニ合同スルコトヲ得ス」(第四条)、「教員、学生生徒、未成年者、女子……ハ政社ニ加入スルコトヲ得ス」(第二五条)と、前令になかった女の政治活動の全面的禁止を規定した。

これにたいして東京婦人矯風会はずぐに反対の建白書を提出して運動をおこした。衆議院の女子傍聴禁止(同法第一六五条)について、佐々城豊寿らは立憲自由党や改新党に質問書を提出し、同年一二月三日には衆議院の女子傍聴禁止がとかれた。だが女たちの「集會及政社

法」の違反はつづいた。

そして一九〇〇(明治三三)年三月一日に「治安警察法」が公布されて、「集会及政社法」は廃止された。

この「治安警察法」は日清戦争ごろから物価の騰貴などで、労働者の生活が苦しくなり、労働運動・社会主義運動が活発になってきたため、言論・集会・結社の自由を抑圧し、その弾圧を目的としてつくられたもので、堺利彦・幸徳秋水らの社会主義運動はこの法律によってつぶされ、一九一一(明治四四)年のいわゆる大逆事件にまで発展していくのである。

その第五条は女の集会結社への加入・出席および発起人となることが禁止されているが、堺や幸徳らの平民社へ入社した西川文字や堺為子らは、今井歌子・川村晴子らと「治安警察法」第五条改正の請願運動をおこなった(「婦人の要求」「週聞平民新聞」第六二号、一九〇五年一月一五日づけ)。

福田英子は日本で最初の社会主義的婦人新聞「世界婦人」(一九〇七年一月一日―一九〇九年七月五日)を発行し、弾圧をうけながらも二年半のあいだ各国の婦人運動の紹介、家族制度反対、恋愛の自由、結婚の自由などをとえた。とくに政治上の自由獲得のための「治安警察法」第五条撤廃運動に力をかたむけた。

一九二〇(大正九)年三月二八日に平塚らいてう・市川房枝・奥むめをらによって結成された新婦人協会が、唯一の成果をあげたのは、「治安警察法」第五条修正請願運動である。

一九二二(大正一一)年四月二〇日に「治安警察法」は改正公布された。ここでは第五条は一部修正されて、女たちが政治集会をひらき演説をきくことを許したが、政治結社に加入することは許可されな

った。一九二五(大正一四)年四月二一日(近代日本総合年表」では四月二二日である)に、法律第四六号として「治安維持法」が公布された。

第一条 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知りテ之ニ加入シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

この法律は第一次世界大戦のあとのロシア革命の成功ならびに資本主義の危機を背景に、国体の変革と私有財産の否認という思想が急激に発展したのを取りしめるために制定された。この法律の適用第一号は、一九二七(昭和二)年の京都学運事件である。一九二八(昭和三)年には、緊急勅令によって目的遂行罪と死刑または無期懲役が追加され、一九四一(昭和一六)年には予防拘禁制度がとりいれられた。

この「治安維持法」は新聞紙法・出版法とともに、行政施行法、警察等処罰令などの治安立法の中軸として特高警察によって運用され、共産主義、無政府主義、社会主義運動ばかりでなく、労働・農民運動や婦人・学生運動、宗教家や自由主義者などの学問の自由をふくめて、思想・表現の自由をして日常的なささいな言動まで禁圧された。第二次世界大戦の敗戦のあと、占領軍の命令「政治的、市民的及宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」(一九四五年一〇月四日)によって「治安維持法」は撤廃された。

君死にたまふこと勿れ

君死にたまふこと勿れ

(旅順口包圍軍の中に在る弟を歎きて)

あゝをとうとよ君を泣く
 君死にたまふことなかれ
 末に生れし君なれば
 親のなさはまさりしも
 親は刃をにぎらせて
 人を殺せとをしへしや
 人を殺して死ねよとて
 二十四までをそだてしや
 堺の街のあきびとの
 旧家をほこるあるじにて
 親の名を継ぐ君なれば
 君死にたまふことなかれ
 旅順の城はほろぶとも
 ほろびずとも何事か
 君知るべきやあきびとの
 家のおきてに無かりけり
 君死にたまふことなかれ

すめらみことは戦ひに
 おほみづからは出でまさね
 かたみに人の血を流し
 獣の道に死ねよとは
 死ぬるを人のほまれとは
 大みこころの深ければ
 もとよりいかで思されむ
 あゝをとうとよ戦ひに
 君死にたまふことなかれ
 すぎにし秋を父ぎみに
 おくれたまへる母ぎみは
 なげきの中にいたましく
 わが子を召され家を守り
 安しと聞ける大御代も
 母のしら髪はまさりけり
 暖簾のかげに伏して泣く
 あえかにわかき新妻を
 君わするるや思へるや
 十月も添はでわかれたる
 少女ごころを思ひみよ
 この世ひとりの君ならで
 あゝまた誰をたのむべき
 君死にたまふことなかれ

これは一九〇四（明治三七）年九月の「明星」に発表された与謝野晶子の詩である。大塚楠椿子の詩「お百度詣」（『太陽』明治三八年一月）とともに、日露戦争当時の反戦の詩としてあまりにも有名である。「君死にたまふこと勿れ」の発表された翌月一〇月の「太陽」の文芸時評で、大町桂月はこの詩は教育勅語にもとるとして「世を害するは、実にかかる思想也。」と晶子を非難する。晶子はこの批判にたいして、夫の与謝野鉄幹にあてた手紙のかたちで抗議文を発表する。「まことの心うたはぬ歌に、何のねうちか候べき」（『明星』明治三七年一月号所収「ひらきぶみ」と、隠せず、動せず、そのとき二児の母であった二七才の晶子の反論であった）。

大町桂月らの批判にたいする擁護派の反論も読売新聞に発表されたりして、「君死にたまふこと勿れ」は当時の紙面を賑わしたようである。平民社の幸徳秋水や堺利彦らの反戦論や、キリスト教徒としての柏木義円や内村鑑三らの反戦論と晶子の歌とは、考え方も立場もちがいが、同列にならべることができない。それは「ひらきぶみ」で「平民新聞とやらの人達の御議論などひと言ききて身ぶるひ致し候。」とのべた晶子の言葉でもわかるが、最愛の息子や夫や兄弟を、涙ひとつみせず戦地に送ることを強要された女たちの悲しみを、率直に代弁した晶子の詩としてうけとるべきである。「当節のやうに死ねよ」と申し候こと、又なにごとも忠君愛国などの文字や、畏おほき教育勅語などを引きて論ずることの方が、晶子にはかえって危険思想に思われたのである。

与謝野鉄幹がその主宰する新詩社の機関誌として「明星」を創刊したのは一九〇〇（明治三三）年四月であった。その巻頭論文は梅沢梅軒訳の「アストン氏の和歌論」であって、それは第四号までつづいて

いる。輸入された西洋の詩歌や文学の新鮮さにくらべ、日本古来の和歌がなぜ色あせてみえるかをアストンは分析した。「修養の欠之」を感じた鉄幹が、その前年にイギリスで出版されたW・G・アストンの『日本文学史』からの抜萃をいち早く「明星」の創刊号にすえた意味を考えてみなければならぬ。二〇世紀の幕明けの明治三三年には、津田梅子の女子英学塾、吉岡弥生の東京女医学校が創立され、翌年には横井玉子らの女子美術学校、また日本女子大学も創立されて、女にとつての新しい時代の到来であった。晶子がこのような女の高等教育とは関係なく自己を成長させていった過程に、アストンの大きな影響があったのである。

一八七八（明治一一）年に堺の菓子老舗駿河屋の三女として生まれた文学好きの少女であった晶子が、「明星」の宣伝のために大阪を訪れた与謝野鉄幹をしてのち、その才能とともに晶子の人生は大きく動きはじめた。晶子が鉄幹と結婚するのは明治三五年のことである。歌人として花ひらいた「明星」時代よりも、「青鞥」の発刊に先立って、日本のフェミニズムの先駆的役割を担いながら、評論家としてめざめていく晶子をもっと見てみたいとおもう。

ちなみにW・G・アストン（一八四一—一九一一）は、幕末の一八六四年に江戸駐在の英国公使館の通訳として日本にきて、一八八九（明治二二）年に帰国するまで二三年を日本ですごした。日本を研究して『日本文学史』のほかに『神道』、『日本書紀』英訳などの労作がある。

（光永洋子）

墮胎罪

第二百十二条 懐胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ処ス

第二百十三条 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第二百十四条 医師、産婆、薬剤師又ハ藥種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

第二百十五条 婦女ノ囑託ヲ受ケス又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六条 前条ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ処断ス

これは「官報」第七一四二号、明治四〇年四月二三日公布、刑法改正法律第二編 第二十九章 墮胎ノ罪 からの抜粋である。「墮胎」とは自然の分娩に先だつて人為的に胎児を母胎から排出させること。

「胎児」とは受胎の時から刑法上の人となるまでの生命体をいう。

墮胎罪は女が主人公で、女からだなしには成立しない刑法である。その女のかげには原因を作つた男がいるのであるが、大ていは事件の遠くにおいて、相手の女が社会的にも肉体的にも、生死の境にのた

うっている時に、知らぬ存せぬと涼しげにすごすことができる。墮胎は女のいたみの根原につながるもので、「女性史研究」が度々とりあげるゆえんでもある。この刑法は今も厳然と生きているのであるが、昭和二三年に、墮胎については思いきつた法である「優生保護法」の中絶許可条件の中にある「経済的理由」にひつかけて、中絶が許されているおかげで、昭和四八年からは、墮胎罪で起訴された者はいない。

この「経済的理由」を削除せよと主張する人々が、その法案を国会に上程する動きが今までに三たびもあり、それに反対して一九八三年三月一日には、東京代々木公園で全国総決起集会があり、雨の中に二千人の参加者があった。経済的理由を削除せよとの理由は、この豊かな日本に中絶をせねばならぬほどの貧困はない、胎児の生命を尊重せよ、性道徳を向上させよ、そして声には出さないが、産業戦士としての労働者や、軍備拡張のための兵士が必要で、「国力の進展は人口増加にあり」というのである。「経済的理由」が削除されれば、即「墮胎罪」の復活である。刑法「墮胎罪」は、理由が何であれ妊つた子はすべて産まねばならぬ、違反した女と介護者は國法で罰するというので、女からだは女のものではなく、国家が管理するというわけである。よるこんで墮胎をする女がどこにいか、一生の間、墮胎などはないように、強姦から身をまもり、避妊をして、それでもやむを得ぬ事態に立ち至ったときに、自分の意志で中絶するのである。

家長や戸主や國家の強権の下に「墮胎罪」でしぼられたくはないものである。墮胎罪は女を子産み器として支配するための刑法なのである。「経済的理由削除」を推進する人々に対して、もはや「削除反対」だけでは抗しきれない観がある。本当は優生保護法撤廃―障害を持つ人々は始めから此の法律に反対であつたから、矛盾なく連帯できる―

と刑法墮胎撤廃を同時に、第一目標におかねばならない。

墮胎は昔から世界中の国々で行われていて、特別きびしい禁止規定はなかった。墮胎が法的に禁止されたのは、ローマ末期から中期の教会法に始まり、一五世紀になってキリスト教国の一般法に規定されてからのことである。神から靈魂をさずけられたものを殺し、その靈のために必要な洗礼を奪うのが問題なのである。日本では墮胎禁止令は古い時代には見られず、徳川時代は間引き（嬰兒殺し）と墮胎で人口はほとんどふえていない。一八六九（明治二）年二月に「産婆の墮胎取扱いおよび墮胎薬の販売禁止」令が出たり、明治三年一二月に明治政府最初の刑法典である「新律綱領」、明治六年六月に公布の「改定律例」が出ているが、まだ墮胎を犯罪としてはいない。犯罪としての扱われ始めは、一八八〇（明治一三）年制定、一八八二年施行の「墮胎ノ罪」の規定である。これは当時の先進国フランスの刑法をまね、墮胎禁止条項をそのまま取り入れたもので、フランス刑法はローマ教会法からきたキリスト教刑法なのである。文明国の法律にかつてて実は、富国強兵の国策の上から、人口確保の目的があったのである。一九〇七（明治四〇）年の改正刑法は、今度はドイツ刑法にならって「墮胎ノ罪」は少し重くなっている。日露戦争の後で、政府は強兵政策を一層強めたのである。ただその扱いが旧法の殺人に準ずるという解釈から、次第に傷害罪の一種と考えるようになっていた。戦後は憲法をはじめ、法律の多くが大改正を受けたが、刑法の改正は一部にとどまり、墮胎罪はそのままだに現行法となっている。ただ戦後、狭い焼野原の国土に、外地からの引揚者を大勢かかえ、外国軍隊が進駐してパンパンガールがふえる中で、俄かに人口制限論が高まってきた世情を背景に、優生保護法という特別法ができたので、「墮胎罪」

は開店休業の形になっている。近年は軍事費を突出させることばかりに熱心な政府が、どんな人口政策を胸にひめているのか、無気味な気配を感じる此の頃である。

墮胎法改正運動は、ヨーロッパでは自由解放運動にもとづいて、一九世紀後半から起っており、第一次大戦後は一九一七年のロシア革命の影響もあって、非常に活発になった。日本では一九〇六（明治三九）年、京都大学の刑法学者の勝本勳三郎が「墮胎それ自体は禁すべきでない」との革新的な見解をのべているが、明治三六年に創刊した社会主義週間新聞「平民新聞」も産児制限には反対し、一九二二（大正一一）年サンガー夫人が日本にきたあと、さかんになった産児制限運動者たちも、産児制限は妊娠予防をめざすもので、墮胎は罪悪であるとして反対した。「産児調節試論」（大正一四年一月〜大正一五年五月）を出した山本宣治も安部磯雄も墮胎には反対であった。その安部磯雄が小川隆四郎と昭和六年に墮胎法改正期成会をつくった。昭和七年七月には市川房枝、平塚雷鳥らが参加し、一三の婦人団体によびかけて「墮胎法改正期成同盟」が結成された。これは婦人参政権運動にもとりあげられ、一九三四（昭和九）年二月の婦選大会に、石本静枝が提案して決議事項の一つとして「一、産児制限の公認と墮胎法改正の決議がある。ヨーロッパの改正運動を知つてのことであったが、戦時体制におしつぶされた。女は労働者や兵士や、あとつぎを産むということ、より強く支配管理されようとする。山川菊栄は「産児調節は個人的便宜の問題であつて」（『女性史研究』一一集三二頁）社会問題ではないとして、一九二五年以降は産児調節も墮胎も論じなくなつてゆく。

（林 葉子）

「青鞥」誌

元始、女性は実に太陽であった。真正の人であった。

今、女性は月である。他に依って生き、他の光によって輝く、病人のような蒼白い顔の月である。

さてここに「青鞥」は初声を上げた。

現代の日本の女性の頭脳と手によって始めて出来た「青鞥」は初声を上げた。

女性のなすことは今はただ嘲りの笑いを招くばかりである。

私はよく知っている。嘲りの笑いの下に隠れたるあるものを。

そして私は少しも恐れない。

しかし、どうしよう女性みずからがみずからの上にさらに新たに
した羞恥と汚辱の惨まじさを、

女性とはかくも嘔吐に価するものだろうか、

否々、真正の人とは

(平塚らいてう「元始女性は太陽であった。——青鞥発刊に際して——」

「青鞥」誌一卷一号)

「元始女性は太陽であった」と題するらいてうの創刊の辞を載せた「青鞥」誌が人々の目にふれたのは、一九一一(明治四三)年九月の初秋であった。この年の三月には、世界の四か国で、はじめての「国際婦人デー」が行われている。クリーム色の創刊号の表紙には、ギリシア風の髪の毛の長い女の立像が長沼智恵子によって描かれている。女の手による女のための初めての文学雑誌の誕生である。以後、「青鞥」

誌は、月刊誌として一九二六(大正五)年二月まで刊行された。

「青鞥」誌の事実上の主宰者平塚らいてう(本名平塚明)は、一八八六(明治一九)年、東京麴町に生まれた。父は、明治の高級官僚であり、日本女子大学卒業後、津田英学塾をへて、成美女学校で学んだエリート女性である。成美女学校のなかに出来た闊秀文学会に参加し、そこで知りあった森田草平と雪の塩原を彷徨する事件をおこし世間に取沙汰された。その後、生田長江宅に入居していたところ、文学雑誌発行をすすめられた。らいてうのその時の関心は、内的自己の確立にあり、文学が今の自分の課題を満たしてくれるとは思われなかった。はじめは乗り気でなかったが、友人保持研子のすすめや、らいてうの母が彼女の結婚資金の一部を提供してくれる資金によって、その気になった。

「青鞥」という誌名は、ブルーストッキングの訳語で、生田長江が考えたものである。ブルーストッキングとは、一八世紀のロンドンのモンターギュー夫人のサロンに集まって、芸術や科学を男たちと論じた女たちが、青い靴下をはいていたことから、女らしくないことをする何か新しい女たちに対して嘲笑的にいわれた呼称をらいてうは意識的に使い、前途に予想される非難に先手を打ったものであった。

発行所は、青鞥社。青鞥社発起人には、平塚らいてう、保持研子、物集和子、中野初子、木内鏡子が名をつらねた。創刊当時の社員は発起人をのぞいて一八名。岩野清子、荒木郁子らである。賛助員として、長谷川時雨、岡田八千代、与謝野晶子、国木田治子、小金井喜美子、森しげ子(鷗外夫人)など先輩の女文学者達が名をつらねた。

発行部数は、創刊号が千部。最高の時は三千部であった。定価は二

五銭。増頁の時は三〇銭または四〇銭であった。巻数は年ごとに更新され、九月創刊の一卷は四号まで。二巻と三巻は十二号まで。四巻は九月が休刊、五巻は八月が休刊で各々十一号まで。六巻が二号までで廃刊となり、六年間にわたり、五二冊が刊行された。このうち、出版法第十九条「安寧秩序を妨害し、風俗を壊乱するものを発禁する。」にふれたものは以下の通りである。二巻四号の荒木郁「手紙」、三巻二号の福田英子「婦人問題の解決」、五巻六号の原田皐月「獄中の女より男に」である。三巻四号のらいてう「世の婦人達に」が注意処分をうけた。

創刊号の巻頭には、先ず与謝野晶子の婦人のめざめを力強く歌う「ぞろごと」がかかげられ、らいてうの女の潜める天才の発現を望む「元始女性は太陽であった」と共に、この雑誌の出版を飾った。二巻になると、先ず、新年号の「人形の家」合評が反響をよんだ。らいてうは、家出をするノラの自覚が、次元の低いものであり、その自覚が本物になってこそ、人間としての自由も独立も得られると家出するノラを危ぶんだ。上野葉子は家出より前に夫婦相互理解の道があるのではないかとし、他の青鞥社員たちもノラに対して多少なりとも批判的であった。ところが、ジャーナリズムは「ノラを礼讃し、マグダを理想とする新しい女」と青鞥社員をひやかし責めた。そこで、三巻では、一号と二号にわたり、世評への抗議をこめて「新しい女、その他婦人問題について」の特集をくんだ。一号ではらいてうがエレン・ケイ翻訳にあたって、婦人問題研究の必要を説いたのをはじめ、岩野清子「人類として男性と女性は平等である」や、伊藤野枝「新らしき女の道」、宮崎光子「諸姉に望む」、堀保子「私は古い女です」をのせた。二号では自由民権時代の闘士で社会主義婦人といわれた福田英子

が「婦人問題の解決」をのせた。「共產制の実行が婦人解放の最極の鍵である」と論じたため発禁となった。雑誌「太陽」（大正二年六月号）「中央公論」などに「新しい女」について特集号がくまれ、らいてう、青鞥社に対する攻撃も辛辣なものがあり、婦人問題が社会問題として論じられた。エレン・ケイ「恋愛と結婚」（らいてう訳）やエインマ・ゴールドマン「婦人解放の悲劇」（野枝訳）の連載がはじまっている。らいてう「世の婦人達に」（四号）で、女に相続権や親権がなく、妻のみ姦通罪が成立する制度を批判したが、家族制度破壊の理由で当局より注意をうけた。四巻一号では、「ウォーレン夫人の職業合評」を集し、らいてう、野枝、西崎花世が、女の職業について論じている。らいてうは二号で、「独立するに就いて両親へ」を書いて、奥村博との新生活を宣言し、五巻より編集者は野枝にかわった。一号のらいてう「青鞥と私」、野枝「『青鞥』を引き継ぐに就いて」が編集者変更の知らせである。野枝は、無規則、無方針、無主義、無主張で、今までの社員組織をやめ、個人の責任で編集し、すべての女に解放する雑誌として出発した。文学雑誌としての傾向は一段とうすれ、貞操論や墮胎論がかわされた。最後の巻である六巻の一号と二号では、伊藤野枝や山川菊枝が公娼制度について論争している。そして、「青鞥」は、経営難と編集者野枝が辻潤と別れ、大杉栄と新生活に入ったことなどが原因で、終刊のことばもなく、二号までで永久休刊となった。青鞥社の女たちが、世評の攻撃に対して体当たりで刊行し続けた「青鞥」は、その後「婦人公論」あるいは「女人芸術」へと発展した。明治末年から大正初めにかけて「青鞥」は、今の私たちにつながら近代への目ざめをつけた思想運動であった。

（高木富代子）

米騒動

江戸時代中期以降、貧民が多致結合して、米屋、質屋、酒屋、富豪をおそい、家屋を破壊し、米を掠奪することがしばしばあった。これを「打ちこわし」と呼んだ。明治維新後、全国的な規模をもつものが三回発生した。一八九〇（明治二三）年一月、富山市を皮切りに、富山県東部一帯で貧民の救助要請行動が広がった。米の端境期に入る四月から九月にかけて、鳥取、新潟など一府県一九地点で騒動が発生した。次は一八九七（明治三〇）年五月下旬に、富山県魚津町に端を発し、八月から一〇月にかけて、石川、長野、新潟、福井の各県一〇ヶ所に騒動がおこった。これらは凶作による不況と米価騰貴が原因であった。今日、米騒動というのは、一九一八年のものを指す。

米価は、一九一六（大正五）年には一円（七月）から一八円（一月）で推移していたが、翌年には一九円（三月）から二五円（一〇月）と、前年の端境期の高い米価が、次の年の最低価格として値上がりをしていった。さらに一九一八（大正七）年には一月に二四円であったが、どんどん上昇し、七月一三日頃から八月一〇日頃まで一気に騰貴した。これは七月二日に内閣がシベリア出兵を内定し、一五日の外交調査会で決定することが全国の新聞に出たからだとされる。一七日にアメリカへ出兵回答の訓電を打ったが、翌一八日に、再び米価は上がった。「魚津町にては米積み込みの為客月一八日汽船吹丸は寄港に際し、細民婦女の一揆が起り、鬻頭狼烟を掲げた」（高岡新報、大正七年八月九日）、井本三夫氏はこれまでの七月二三日勃発説を一八日に改められるべきとする（『いま、よみがえる米騒動』一九八八年）。

東水橋の漁民女房も共鳴・町内騒然

（高岡新報 大正七年八月五日）

女一揆が更に東水橋にも起こる。中新川郡西水橋町漁師部落の家族は、昨今の米価暴騰にて餓死に瀕する惨状に陥り、一昨夜ついに不穏の行動に出でたる事、昨紙に於いて逸早く報道したる所なるが、この険悪なる風潮はたちまち隣町なる東水橋に伝播し、昨夜ついに漁師家族の大一揆を見るに至れり。東水橋町民の多数もまた、西水橋町と同じく出稼ぎ漁業を以て主なる生計を営めるが、出稼ぎ地の不漁のため本年は家族へ仕送金全く杜絶し、留守居の家族は労働にて辛くも湖口を繋ぎ居るも、昨今は米塩を購うの力を失い、困窮その極度に達し、悲惨の状態に在り。しかうして一昨夜、隣町西水橋漁民家族の蹶起をきくや、一斉に共鳴する所あり。昨夜来女房、子供は三々五々何事か密かに語り合いて不穏の模様ありしが、俄然薄暮七時頃に至るや、各々家を出でて海岸に集合する者六、七百名の多数に及び、それらは隊を組み町中に練り込むや、町長の私宅を筆頭に町会議員、各警職員、有志を順々に訪うて、瀕死の窮状を訴えて応急救助を乞う所あり。次いで米穀商及び米所有の家々を襲うて、米価暴騰は他へ送り出すためなれば、今後一俵といえども他へ売り渡すべからず、これを聴き入れずば相当の手段を採るべしとの意を以て脅迫したり。これがため前日通り水橋警部補派出所が安ヶ川主幹以下署員全部出勤、この女軍の解散に努めたるも、多勢に無勢にて警官制止に耳を藉さず、全町湧き返るがごとき騒擾の裡にて、夜半一二時過ぎようやく鎮静したり。（後略）

富山県産米は、海岸から船で北海道や樺太、東京方面へ移出された。八月一日までに婦女による米穀積出阻止や救助哀願の行動がおきた魚津、東岩瀬、水橋、滑川、石田、泊などはその移出港であり、みな漁業とともに、商業や宿場の中心地だった。だから大きな商家が並び、北陸街道でもある「大町」筋と、海岸や川との間の細い地帯にひしめくたくさんの漁民の家々は、農業から完全に遮断されていた。米を貨幣で買わねばならないために、米価騰貴が直ちにこたえた。

東水橋の女軍の指揮をとったのは、五〇歳前後の主婦三人で、女仲仕という、船に薪や炭を、ときには米運びをしていた。男仲仕の一日の稼ぎは、五〇銭から一円、女仲仕は、三〇銭から五〇銭だった。その中の一人、水上ノブは「船主から荷運びの注文がくると、段取りをきめとった。なにか氣にくわんことがあって、首を一度横にふったら、どなたさまが頼みにきても、荷物は動かかなんだ」（孫の水上伊左衛門氏の話）ほどの「統率力があつた」とされている。

明治時代、富山県から北海道に移民している者が多い。さらに出稼ぎ漁民は、一九一七年に県下漁民一万五千人の四九％、七千三百人をしめた。滑川では漁業戸数の七五％が出稼ぎ漁民であつた。

米価は、一月二日一升二四銭五厘、八月一日四〇銭、一〇月二四日四五銭（魚津町）と推移し、女が一日働いても（二〇時間労働）一升の米が買えなくなつていた。

同じく女が騒動の中心となつた愛媛県今治町（八月九日）、香川県志度町（八月一日）、徳島県小松島町（八月一日）、石川県高浜町（八月二日）も、米の移出港である漁村であつた。

京都市柳原町では、八月一日午後七時に騒動がおこつて二日ままで続いた。被差別部落民による米騒動は、富山市（八月八日）、香川、

岡山、広島、静岡、三重、滋賀などでもおこつたが、いずれも女性の参加がある。筑豊炭田では、夫のあとに妻や娘、妹が女坑夫として、一九二八（昭和三）年に五ヶ年後の期限付きで禁止されるまで働いたという。貧しさの中で働く、漁村や被差別部落の女たちは強かつた。

政府は八月三日、御内帑金三百万円を各府県へ分けること、国庫より一千万円を支出し、国内貯蔵の米穀を買収し、廉売すること、また資産家に寄付等の協力を求め、さらに国民に「不穏の行動に出ぬよう」と呼びかけるなど、対策を講じた。翌一四日、内務大臣は米に関する各地の騒擾の記事を当分の間、新聞に掲載しないよう、各地警察を通して警告を発した（新聞社の抗議によって、一七日に撤回）。

米の廉売はすでに八月五日から、朝鮮米が普通値段より四、五銭安い、一升三七銭で売り出されていた。しかし、並んで待っている中で売り切れになる状態の中で、金持ちの丁稚や女中に先買いされ、その日その日を働かねばならない貧しい労働者の妻たちには届かないこともあつた。八月九日夜、大阪市ではサイゴン米を一升二〇銭で安売りすることが決定されている。

九月一七日、福岡明治炭鉱の騒動が鎮圧されて全国的な米騒動は終息にむかつていった。一ヶ所も騒動がおきなかったのは、青森、秋田、岩手、栃木、沖繩の五県である。四九市二一七町二三一村で発生。参加者は百万人を越え、動いたのは一千万人といわれる。「仏蘭西大革命の当時、女が先頭に立って働いたやうに、彼等（漁夫の細君達）は此の一揆の口火を切つた」と評価した荒畑寒村は罰金刑を受けた。与謝野晶子は漁民の妻達に同情を寄せるとしながらも「飽乏も愧ぢない」と批判、無産階級の意を解していなかつたようである。

（立山ちづ子）

新婦人協会

新婦人協会は、一九二〇（大正九）年三月二八日、平塚らいてうの呼びかけにより市川房枝・奥むめをなどが参加して結成された。

三月二八日の「発会式の通知状は、男女約二〇〇名の賛助員」に發送、「当日の出席者は約七十名で、うち男子は二十名」であった。その顔ぶれは「社会主義者から自由主義者、保守的立場の人達と、色々の顔合わせであったがいずれも婦人問題には理解を持っている人達であった」（市川房枝「私の婦人運動」）。

当日決定された綱領・宣言・規約は次のようである。

綱領

- 一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機会均等を主張すること。
- 一、男女の価値同等観の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。
- 一、家庭の社会的意義を闡明すること。
- 一、婦人、母、子供の権利を擁護し、彼らの利益の増進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

宣言

婦人も亦婦人全体のために、その正しき義務と権利の遂行のために団結すべき時が来ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充実を期するのみならず、相互の堅き団結の力によつ

て、その社会的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての権利の獲得のため、男子と協力して戦後の社会改造の實際運動に参加すべき時であります。……婦人の力が一つとして社会的に若しくは社会的勢力となつて活動して来ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の状態にあって、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしようといふやうな努力もなく、又そのための機関もないからではないでせうか。……是れ私共が微力を願ず、同志を糾合し、茲に婦人の団体的活動の一機関として「新婦人協会」を組織し、……婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の増進、権利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

新婦人協会 規約

- 第三条 本会は第二条の目的を達せんがために、左記事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全体に及ぶ。
- 一、女子高等教育、小学大学の男女共学、婦人参政権、婦人に不利なる諸法制の改廃、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。
 - 一、各地の有力なる婦人団体と連絡を計り、婦人共同の利益に対する日本婦人総同盟を組織すること。
 - 一、婦人に関する諸種の特種問題の研究調査会を設くる事。
 - 一、婦人問題、労働問題、生活問題及其他諸種の社会問題に関する講演会を各地にて開くこと。
 - 一、機関雑誌「女性同盟」の発刊。

一、婦人労働者の教化機関として学校を設置し、婦人労働新聞を
発刊し、健全にして実力ある婦人労働組合を組織する基礎を造
る事。(以下略)

「青鞥」からはなれて数年、大正デモクラシーの高潮のなかで、ら
いてうは一九一九年の秋ごろまでには、新婦人協会の構想をつくりあ
げていたと、『平塚らいてう自伝・完結篇』にのべている。その内容
は、新婦人協会規約第三条にきわめて類似したものである。らいてう
は、まず雑誌を発行し、そののち實際運動に乗りだす考えであったが、
婦人会関西連合会での講演(一九一九年一月二四日)依頼をうけて、
急遽、新婦人協会結成の発表を行なっている。そしてこの年の一月二
月から翌年三月の発会式までの間に、治安警察法第五条改正の請願運動
を展開し、開会中の第四二議会へ請願書を提出するが、このときは衆
議院の解散で審議未了に終る。発会式の後も、ひきつづいて第四三・
四四議会へむけて請願運動をくり返し、ついに一九二二年四月二〇日
の第四五議会で、治安警察法第五条の一部改正をみたのであった。

新婦人協会は、その三年余の存続期間のほとんどすべてを通して、
議会への請願運動にあけくれている。その経過は一九二〇年一月に
創刊された機関誌「女性同盟」にくわしい。同誌の編輯兼発行印刷人
は、創刊から八号までが市川房枝でありその後は奥むめをであるが、
一九二二年六月号(通巻一四号)で終っている。

運動半ばの一九二一年七月には、市川房枝が協会を去って渡米し、
同じころ、らいてうも病気を理由にほとんど引退しているの、治安
警察法第五条の一部改正が成立したときの運動の中心は奥むめをであ
った。

知られているように、治安警察法改正の請願運動は一九〇五年に平
民社ゆかりの堺ため子、今井歌子らによってはじめられた。そのあと
一八年を経て、一〇回あまりに及ぶ請願書提出のすえ、ようやく、治
安警察法は一部改正され、「女たちが政治集会を開き、または演説を
さくこと」ができるようになったのである。

しかし、その半年のちの一九二二年末には、新婦人協会は解散して
いる。一定の歴史的役割を果たした運動は、このあと「婦人連盟」にひ
きつがれ、さらに一九二四年、のちの「婦選獲得同盟」への参加によ
って終った。

新婦人協会については、山川菊栄のするどい批判がある。

「青鞥派の直流である新婦人協会の運動は……最も俗悪な、最も
墮落した、最も自由平等の理想に遠い、ブルジョアジーの見本よう
な政党者流と握手せられ、彼らとの間の相互利用の巧妙な掛引きに、
世人の目を眩らせたのは、平塚氏の進歩とすべきか、退歩とすべき
か」(ブルジョアの『新しき女』より無産階級の「新婦人」へ)、「解
放」誌七月号、一九二一年)と批判し、さらに同年同月の「太陽」誌
の「新婦人協会と赤濁会」では、平塚「氏が創立した第二の青鞥社―
新婦人協会―は、時勢の推移におされて、さすがに青鞥社一流の独善
的個人主義、既想的芸術主義を脱しはしたものの、何らの明白な、確
平たる社会観にも基づかず、ブルジョア一流のセンチメンタリズム
をもって、ただ漫然漠然と『婦人と子供の権利』を主張している……
堂々たる団体的運動に代うるに無智無節操なる政党者流との苟合を
もつてすることをはじめ、思想の幼稚不徹底に加うるに、運動方法の
醜悪愚劣、到底社会運動として問題になりえざる底のもの」とのべて
いる。(大章美子)

『女工哀史』

「佐賀県から来ておった西原イクさんという女工が夜業の折り居眠りしたかどで懲罰を課せられ、頭が埋まるほど篠巻を持って立たされた。……その手は自然とたれ下がる……休憩時間を信も過した主任が帰って来て、『なんやお前、そんな横着な持ち方して！』と叱るが早いか彼女の頬を一つ殴った。……疲れている彼女は、したたか殴られた勢いに体がひよろついて、思わず持った篠巻を取り落としたのである。するとその二、三本は主任の足へあたった。一本でも落ちればかなりな重みがあるうえ、木管の両端は金属で巻いてあるから相当に痛い。主任は怒った。……彼女が衝き飛ばされた所は丁度機械のまわし根だったので魔のような齒車はたちまち彼女を噛み殺してしまった。」（『女工哀史』より）

「女工の子供は実によく死ぬる。すなわち千人中三百二十人はその年中に死亡してしまうのであって、一般死亡率の二倍という高率になっているのだ。独逸における富裕階級の乳児死亡率が出生産百に対し僅か八であったなどに比較して、貧兒のあわれを痛切に感じる。かくのごとく資本主義の無情は罪なき幼な児にまでふりかからねばならなかった。……また女工には流産や死産が甚だ多い。これは説明するまでもなく母性保護の行き届かざるによるのであって、最小限度を示した工場法の規定も、労働組合が活動して職工自身嚴重な監督機関とならざる限りは到底実行を期し難

い。流産および死産は農村において姙妊娠中の二割、女教員が三割以上だと言われている。これにより推定すれば女工は四割以上にも当たるだろう。……織布部の某女工のごときは体が全く働けなくなるまで工場へ出勤したため、作業中に機間におっ倒れて……あたり一面血の海と化してしまった。こんなあんばいだから人に知れぬ程度の流産がどれだけ多いことか」（『女工哀史』より）

「野表峠……バア様の話によると、そのクマザサにおおわれた峠を、幾千幾万とも知れないおびただしい数の飛驒の糸ひき（製糸女工）たちが五十人、百人と群をなして越え、島々谷しまじやたにへ下って、そこから諏訪湖畔の岡谷、松本、上田、佐久方面の工場へ向かった。……五月春びきが終わると田植に帰り、またすぐ夏びきに出かけ、暮れ迫る十二月末には吹雪の峠路を飛驒へ帰っていったという。しかし避妊具も普及していなかった当時のことで、数多い女たちの中には、みごもって帰る女も少なくなかったらしい。彼女らはだれにもそれを打ち明けられず、小さな胸を痛めながら……険しいアルプスの峠道はあくまで非情にこれをこばみ、脂汗をにじませ、よろよろと列をぬけてササやぶにうずくまり、そこに赤黒い肉塊を産みおとした。……やがて肉塊は赤い腰巻きにつつまれたままササの根元にはうむられた。来る年も、来る年も……だがいつ……知るすべもないが、そこに小さな地蔵様が建ち、だれとはなく『野産み峠』というようになったと……」（『あ野表峠—ある製糸女工哀史』より）

棉花から綿糸をつむぎ綿布を織るのは古くから農家の女の仕事であ

ったが、近代になって綿業も工業化されて、「基軸産業」として発達した。一八七〇〜八〇年代に用いられたミュール紡績機は一定の腕力と熟練を必要としたが、一八八九年から性能がよいリング紡績機が導入された。機械化がすすむにともなうて女工の数がふえた。そして女工の七〇%以上が二〇歳未満で、一〇歳未満の児童さえもいた。

農村における貧富の差が一そう拡大して、農村の女たちは女工として低賃金で家計補助的労働に甘んじたのである。一八九九年ごろから紡績業の集中が始まり、女工の低賃金は低コスト、高利潤の追求のためであったし、機械のフル回転（深夜業をとまなう）、恩賞・懲罰制度や拘禁的な寄宿制度、中間管理者による虐待などの非人間的な管理体制の強化などの手段を用いて生産を高めた。「会社のために」と、中間管理者による女工の虐待や体罰は日常的におこなわれた。一命を失っても女工ひとりの過失であるとして、資本家は責任をとろうとはなかった。疲労による病気や負傷は決してめづらしいものではなく、著者の細井和喜蔵も、「鉄工部のボール盤で左の小指を一本めっちゃちゃにしてしまったとき、三文の手当金も貰わぬのみかあべこべにはんやりしているからだ」と叱り飛ばされた。

「工場は地獄よ 主任が鬼で 回る運転 火の車……」
女工たちとうたい継がれているこの凄惨な歌声を、著者は世の人のびとにうったえずにはいられなかった。

人間性を無視した心身の酷使が母胎へ悪影響をおよぼさないはずはなかった。乳児死亡率の高さ、流産、死産の多いこと。また、~~また~~、紡績女工の児童は發育不良や低能児、白痴、奇形児、盲啞などが多いことも。

細井和喜蔵は、一九一三年一六歳のとき浪華紡績西成工場に入り、

そののち鐘淵や東洋紡績工場にかわり、東京モスリン紡績亀戸工場の機械工であった。彼は労働の苛酷さを常に女工たちとともに体験した。彼は亀戸工場で労働争議に加わったが、幹部の党派争いと長年の固疾のために退社したのは一九二二年、二五歳のときであった。そのころ紡績女工の堀としをとしりあい、『女工哀史』の執筆に入ったころ二人は結婚した。彼女の体験談や寄宿舎生活もとり入れ、生活に關しては全面的な協力をえて『女工哀史』をかいたのである。改造社から出版したのは一九二五年七月であったが、細井はその約一カ月後に急性腹膜炎で死亡した。夫の死の二日後に妻としをは九カ月の早産をしたが、その児は六日のちに死亡した。（高井としを『わたしの女工哀史』より。細井和喜蔵の死後に再婚して高井姓になる）

細井和喜蔵の母は丹後ちりめんの機業に働らいた機械女工であり、彼が六歳のときに身重な体を堤に投げて死んだという。母のいたみが『女工哀史』執筆のバネになったともいわれる。細井みずからも『女工哀史』という表題をかかげながら製糸女工にふれなかったことに遺憾の意を述べているが、戦後一九七三年に出版された山本茂実『あゝ野麦峠—ある製糸女工哀史』がそれに答えてくれる。近代日本における生糸、絹織物も低コストで生産され、富国強兵政策にそった外貨獲得に貢献した。これが製糸女工哀史を生み出すのである。

紡績女工、そして製糸女工たちは、資本主義的生産のなかで当時の労働問題（労働条件の劣悪さ）とともに婦人問題をも生み出したなかで二重のくるしみをまともに背おったのであった。

（中山そみ）

「女人芸術」誌

「あらゆる方面からいい作品を獲て、いい女人の雑誌を作り上げる……いい作品、いい作品……いい騎手も駿馬を要する、そこで私たちの『女人芸術』がいい女人騎手のための駿馬たらんことをとおもふ」（長谷川時雨『女人芸術』創刊のついで）、『女人芸術』一卷二号、昭和三年八月一日發行

「男性中心論者は、女子をその性の故に卑しめた。フェミニストは、女子をその性の故に崇める。……これには何らの科学的根拠もない。……吾々は婦人を男子と同じ人間だと考へる。だから男子のなし得るほどのことは、女子にもなし得るものであると考へると同時に、男子のなし得ぬところは、女子が、その性の故のみによく為し得るところではないと考へている。婦人は神でもなければ、悪魔でもない。要するに婦人はたゞ人間である。男子以下の者と見ることが誤つてゐると同時に、男子以上の者とみることも誤つてゐる」（山川菊栄「フェミニズムの検討」、『女人芸術』一卷二号、昭和三年七月一日發行）

明治民法のもと、理不尽なあつかいを受けながら、何とか伸びようとしている女達に、発言発表の場を与えようと、編集執筆等すべてを女性とする方針で「彼女の当時好んで口にした云い方によれば『女性進出』のための舞台を女性自らの手で持ちたい」（高見順『昭和文学

盛衰史』）ために「女人芸術」誌は計画された。劇作家長谷川時雨が主宰し、その内縁の夫で流行作家の三上於菟吉が出資した。一九二八（昭和三）年七月一日發行の一卷一号から、一九三二（昭和七）年六月一日發行の五巻六号まで、全五巻四八冊の月刊文芸綜合誌である。昭和四年七月發行の二巻七号から「女人大衆」という附録をつけた。

長谷川時雨は一八七九（明治一二）年一〇月一日、東京府日本橋通油町に、代言人（弁護士）長谷川深造と、妻多喜の長女として生まれた。本名をヤスといひ、六才で秋山源泉学校という私塾に入つて、読み書きそろばんを習ひ、長唄・舞踊・琴などの稽古に通ひ、下町娘として成長した。一三才で旧岡山藩主池田章政侯爵邸へ行儀見習奉公にあがつたが、肋膜炎を病み三年で帰宅し、その後は佐々木信綱の主宰する竹柏園に入門して古典を学んだ。明治三〇年に一八才で、鉄成金の水橋家の二男である信蔵と結婚したが、信蔵は道楽息子で、時雨は明治三三年に長谷川家に戻り、同三六年に離婚している。明治三四年に雑誌「女学世界」の募集に応じて書いた短篇小説「うづみ火」が、特賞で当選したことで文学への道を歩み始め、明治三八年に「読売新聞」の懸賞で、戯曲「海潮音」が特選となり、劇作家としての道をふみ出した。続いて「霸王丸」が明治四一年の日本海事協会の脚本募集に当選し、その後も次々と脚本を発表して、それらは当時一流の俳優によつて、歌舞伎座などという一流の劇場で上演された。女性の脚本がこのようにとりあげられることは、今までにないことで、美しい時雨の写真は芸者や女優と肩を並べてプロマイド屋で売られ、人気はあがつた。一方で古今の女性をとりあげて、ユニークなかき方で「美人伝」を発表して、彼女の仕事の一つの柱となった。大正五年頃一才年下の三下於菟吉と出会い、大正七年から同棲生活に入った。時雨の

献身で於菟吉は大衆文学の流行作家になり、その印税の一部を時雨に提供したのが、「女人芸術」誌の資金となった。

「女人芸術」誌創刊号の巻頭を飾る評論は、山川菊栄の「フェミニズムの検討」、神近市子の「婦人と無産政党」、望月百合子の「婦人解放の道」である。二号には平塚らいてう「知識婦人についての考察」、赤松明子「婦人参政権獲得方法に関する私見」、市川房枝「汎太平洋婦人会議と私」とあるように、「女人芸術」はまづ婦人解放誌である。大正五年二月の「青鞥」終刊号に「もし売笑婦を処罰するならば其犯者たる男子をも同罪に処すべきです」と論じる青山菊栄が、大正一〇年七月号の「太陽」に「男子と対等の条件による自由競走の権利」を意味する「フェミニズム」とかき、「女人芸術」創刊号に「フェミニズムの検討」をのべている。若い時代を「青鞥」で過した長谷川時雨、野上弥生子、生田花世、富本一枝、岡田八千代なども書いていて、初期の「女人芸術」は「青鞥」の後継誌のような観もあるが、昭和はじめの文学の中心となったプロレタリア文学と、モダニズム文学の女性代表者である中条（のちの宮本）百合子や、窪川（のちの佐田）稲子、平林たい子、宇野千代、林芙美子らが顔を並べ、明治・大正期のものにはない「女人芸術」誌の特色がみられる。これらの作品に出てくる女は、明治大正期のヒロインであった有産階級の女よりもむしろ、無産階級の、底辺に働く女たちである。林芙美子の「放浪記」は「男に放浪し職業に放浪する私」を綴り、新進作家としての地位を不動のものにしたのであるが、女の給料は男の二分の一分の二という低さで「男の人にすぎりつきたくなって」、関係を保つと、「男に食わしてもらう事は、泥を嚙んでいるよりも辛いことです」と、性差別の社会で苦闘する女の姿を描いているが、政治的、文学的立場をこえ

て、女たちが性差の問題をとりあげている。上田（のちの円地）文子、中本たか子、松田解子、大田洋子ら多数が続いて巣立っているが、従来の女性作家とは異なる階層からの出身者も多い。「女人芸術」誌第四巻に入ると、読者の参加する実話、手記の類が急速に増えて、勤労婦人の労働実態は、読む者の心に強く訴えかけてくる。作家の卵たちである厚い層が、それぞれの熟成にむけてひしめいている。

「女人芸術」誌は、はじめ全女性に向けて門戸を開いた編集方針であったが、アナキズムとマルキシズムの論争が、創刊一周年記念号の昭和四年七月号から始まる。歴史的には一〇年近くも前に終っていたはずの論争であるが、翌年一月号で中止されるまで続いたあと、望月百合子、八木秋子、高群逸枝、平塚らいてうなどのアナキストたちは、次第に「女人芸術」を去り、やがて高群逸枝の主宰する「婦人戦線」に集まる。代って「女人芸術」は、神近市子を中心に、中島幸子、中本たか子、松田解子などのマルキストが主流となった。

出発当時は執筆者も女だけであったが、第三巻の終り頃から男性執筆者が加わる。大塚金之助・野呂栄太郎・河上肇・木村毅・秋田雨雀・小林多喜二・千葉亀雄などであるが、当時東京商科大学（現・一橋大学）の教授であった大塚金之助は、経済学にうとい女たちのために、誠意と愛をこめて執筆している。

「女人芸術」誌は四回の発売禁止処分と、一四回の注意処分を受けた。発売処分を受ける度に負債をふやし、四回目の発売を受けた翌月の昭和七年七月号を編集し、印刷に廻したが、刷り上り見本の代りに、支払請求書が渡されて、銀行予金等が差押えられ、七月号は処分されて、終刊となった。

「婦人戦線」誌

「婦人戦線」とは、高群逸枝が主宰した、無産婦人芸人連盟の機関誌のことである。長谷川時雨が発行した「女人芸術」から脱退したアナキストたちが、そこを發表の場とした。一九三〇年（昭和五年）三月号から一九三一年六月号までの一六号を發行している。この雑誌は、夫の橋本憲三の思いつきがプラン化したもので、解放社から出された。夫が書き高群が修正した創刊号の三綱領は、次のようなものである。

一、われらは強権主義を排し、自治社会の実現を期す。

標語 強権主義否定

二、われらは男性専制の日常的事実の曝露清算を以って、一般婦人を社会的自覚にまで機縁するための現実的戦術とする。

標語 男性清算

三、われらは新文化建設および新社会展開のために、女性の立場より新思想新問題を提出する義務を感じる。

標語 女性新生

創刊号のなかで高群は、日本において、婦人の自覚史の第一は「青鞥」運動であり、第二のそれが自分達のこの運動だといっている。第一の運動は、婦人の「個人的自覚」によったものであり、後者は婦人の「社会的自覚」にもとづくものであるとする。「労働者が真に労働者として自覚し、農民が農民として自覚した時、彼等は、すべての強権と彼等の対立を発見する。」そのように「婦人もまた、真に婦人と

して自覚した時、彼女は強権主義との対立を意識する。」そこから彼等は自治をもとめだす。「有史以後の強権社会を排し、それ以前にあって人類が経験したところの自治社会を再び新しい形において求める強い欲求がここから芽生へる。」「社会的自覚は、それが、自治意識を伴ふものである時にのみ、真のものであることがわかる」と書く。

この「婦人戦線」に多く登場するのは、八木秋子、城しづか、住井すゑ子、野村孝子、白石清子、伊福部敬子、神谷静子、松本正枝といった人たちである。高群じしんも、論文、歌、小説、劇、巻頭言などを書くが、高群逸枝の名前の他に、勝地彩子、弘川葉、木田静子、山崎文代などのペンネームを使い各号に書いている。「婦人戦線」は、毎号のように特集を組んでいる。第一巻第二号「家庭否定」、第四号「ブル・マル男をうつ」、第五号「性の処理」、第六号「女流礼弾」、第七号「無政府恋愛」、第八号「都会否定」、第九号「無政府道徳」、第一〇号「自伝」、第二巻第一号「我等の婦人運動」、第二号「性の経済」といったものである。このいづれにも、強権否定、男性文化否定がみられる。しかし、いま読み返してみると、毒々しいことばづかいにまず嫌悪感を感じてしまう。論争というにはあまりに戦闘的であり、アナキストとしての信念や思想にもとづいての発言かと、ふと思われるような内容である。ただ論争相手に毒づいている。揚足とり

に終始してはいやみである。はたして高群は、のちに自伝『火の国の女の日記』のなかで、「はじめ私はこんな雑誌を出すことにも、私が主宰者になることにもひどく尻ごみした。私はアナキズムについてはまだほとんど知識を欠いて」いたが、夫のすすめもあり、周囲の状況から承諾せざるを得なかった、といっている。また『女性の歴史』でも、当時彼女は、「クロ

ポトキンも、バクーニンも、ブルードンも、ルクリエも知らず」これらについては「郊外の森の中に退き、日本女性史の研究に学究として専心するようになってから、マルクス、レーニンらの学説も含めて、はじめてようやく知りえた」といつている。そしてその時代を（上落合から上荻窪にかけてのいわば路地裏時代といっている時代）自分にとって不毛の時代だといっている。

ほとんどアナキズムについて知らず、理解に乏しいものを主宰者、編集責任者としたこの雑誌の価値を高く評価できないとしても致し方ないのではあるまいか。ここで思いを及ぼすのは、高群を「無性に好きな人」といい、自分の魂はすっかりこの人につかまえられていると、自伝『原始・女性は大太陽であった』に書き、また高群も、この人の「精神的娘」だといひ合う平塚らいてうのことである。彼女もこの運動に参加し、寄稿もしている。しかしらいてうも自伝では、高群の呼びかけをうけてこのメンバーに加わったこと、消費組合運動に取りこんでいた当時の自分は、高群を中心に「無政府主義系の婦人の団結によって、新しい自治社会の建設と新しい母性文化の創造に向かった」というにとどまっておき、自分のアナキズムにたいする考えはこれ以上には書いていない。つまり二人とも、この当時のアナキスト時代の自己を否定ないしは消去したがっている、というように思えるのである。

西川祐子は、その著書『森の家の巫女―高群逸枝』のなかで、「婦人戦線」は、例えば「なぜ金を稼ぐ仕事は公事で家事育児は私事なのか、私事をしだいに社会化するだけで解決しようとするのは生産至上という価値感にあわせているのではないか、女性が産む産まぬの選択

権をにぎった後なにをすればよいか」といった問題を現代にそのまま残し、数々の古びることのない問いかけを残すことができた」と評価している。

「婦人戦線」は、一六号をもって一九三二年六月（この最終号は、編集発行とも城しづか）、赤字のため自然消滅している。鹿野政直、堀場清子著『高群逸枝』では、赤字のためと廃刊理由を書かれ、自伝『火の国の女の日記』でも売れゆきが落ちして、解放社から負担金を要求されるようになった、努力したが力およばず自然消滅したと書いている。前述の『森の家の巫女―高群逸枝』では、廃刊の理由は高群と、松本政枝の夫延島英一との恋愛だったと、かつての同人から指摘を受けたと書いている。

ともあれ、その理由が何であったにしても、「婦人戦線」は一九三一年六月、廃刊したが、いわばこの「黒い女」の時代の自分を高群は否定、消去したがっている。このことについては「女性史研究」一六集で林葉子氏が、『女人芸術』を読む―高群逸枝の逸脱―で、アナキストから国家主義者へとひょう変していった高群を批判しておられる。高群自身も嫌悪感を感じたであろう。才氣にまかせてふり回したペンの跡のみられるこの雑誌に高い評価はつけがたい。夫が書いたもの、またはその受け売りにすぎないとみればうなづける。

（寺本千里）

国民優生法

「国民優生法」は一九四〇（昭和一五）年四月三〇日の日付で公布された法律第一〇七号であつて、翌年七月一日からの施行であつた。そのときの内閣総理大臣は海軍大将の米内光政で、厚生大臣は吉田茂である。

第一条 本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス

第二条 本法ニ於テ優生手術ト称スルハ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ処置ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三条 左の各号ノ一二該当スル疾患ニ罹レル者ハ其ノ子又ハ孫医学的経験上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキハ本法ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ者特ニ優秀ナル素質ヲ併セ有スト認メラルルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 遺伝性精神病
 - 二 遺伝性精神薄弱
 - 三 強度且悪質ナル遺伝性病的性格
 - 四 強度且悪質ナル遺伝性身体疾患
 - 五 強度ナル遺伝性畸形
- 四親等以内ノ血族中ニ前項各号ノ一二該当スル疾患ニ罹レル者ヲ各自有シ又ハ有シタル者ハ相互ニ婚姻シタル場合（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル場合ヲ含ム）ニ於

テ将来出生スベキ子医学的経験上同一ノ疾患ニ罹ル虞特ニ著シキトキ亦前項ニ同ジ

（以下略）

第十五条 故ナク生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

第十六条 第十三条ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外医師生殖ヲ不能ナラシムル手術若ハ放射線照射又ハ妊娠中絶ヲ行ハントスルトキハ予メ其ノ要否ニ関スル他ノ医師ノ意見ヲ聴取シ且命令ノ定ムル所ニ依リ予メ行政官庁ニ届出ツベシ但シ特ニ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

（以下略）

第十八条 第十五条ノ規定ニ違反シ生殖ヲ不能ナラシムル手術又ハ放射線照射ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ八千円以下ノ罰金ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第一条のなかで、「防遏」（ぼうあつ）はふせぎとめること。第三条のなかの四親等とは、高祖父母（曾祖父母の父母）、祖父母の兄弟姉妹、伯叔父母、従兄弟姉妹、玄孫（曾孫の子）、甥姪の子までをいう。

「国民優生法」の趣旨は、悪質な遺伝性疾患の素質をうけつゞ者の増加をおさえ、たてまゑとしては、健全な素質をもつ者の増加をはかるといふことにある。一九三一（昭和六）年に満州事変がおこり、一九三七（昭和一二）年七月には蘆溝橋事件がおこつて日中戦争へと戦場が拡大される。同年一月には日独伊防共協定がむすばれて、当時の日本人のナチス・ドイツあこがれ、ヒットラーあこがれは、今思え

ば狂気の沙汰であった。「国民優生法」はそのナチス・ドイツの断種法にならって立法化されたものである。

「国民優生法」は優生手術・避妊手術をしなければならぬ法律と、避妊手術または妊娠中絶をしてはならない法律とからなっているといえる。一九四八（昭和二三）年に「優生保護法」が發布されて、「国民優生法」が廃止されるまでの七年あまりのあいだに、優生手術をうけた人は厚生省の調査によると、男女あわせて五三八名にしかなくなっていない。一九四一（昭和一六）年の調査で優生手術の該当者数は五〇〇〇人近くもいて、手術を申請した人が二三〇人あまりもいるのに、実際に手術をうけた人は九四人という実情であった。戦争、敗戦、戦後の異常な時代に、このような法律が肌目こまかくゆきとどくはずもないことは想像されることである。

問題は妊娠中絶であった。「国民優生法」では妊娠中絶という言葉をつかって、墮胎という言葉はつかっていないが、刑法には「墮胎ノ罪」がある。明治政府は一八六九（明治二）年にすでに墮胎禁止令を出している。そして一八八〇（明治一三）年には「新律綱領」にかわって、フランス刑法にならった新しい刑法が制定された。そこには六カ条の「墮胎ノ罪」が示される。それによると「第三百三十条 懐胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ処ス」とあって、医師や産婆や薬剤師だけでなく、墮胎した本人が罰せられる。そして一九〇七（明治四〇）年の改正刑法ではドイツ法をとりいれて「墮胎ノ罪」は重くなり、「一年以上六月以下ノ重禁錮」が「一年以上ノ懲役ニ処ス」となっていて、医師、産婆、薬剤師などの墮胎に手をかした人たちの罪も同様に重くなっている。きびしい墮胎罪があるのに、追い討ちをかけるように、「国民優生法」のな

かの第一八条の規定は、手術をする医師たちをきびしくとりしまるものである。戦前の人たちの子沢山は、墮胎罪や「国民優生法」によるものであって、けっしてのぞんで多くの子を産んだのではない。子供を産むか産まないかの選択は国に管理されていて、女の人権はなかった。「国民優生法」のなかには母性保護の言葉さえない。そしてこの法律は、法律婚によらない事実上婚姻関係と同様の事情にある者にも適用されている。

一九三八（昭和一三）年一月に設置された厚生省は、一〇人以上の子供をもつ家庭を表彰し、優良児には育英資金を交付した。結婚年齢を早めて、出産奨励、家族制度強化などの人口政策確立要項が閣議でとりきめられて、男は二五才、女は二一才までに結婚することを奨励するように各府県知事に通達も出された。大日本婦人会は結婚報国会をひらいたり、女の二三才以上の未婚者をなくするように働きかけたりする。好むと好まざるとにかかわらず、立派な兵士を産み育てることが女のつとめであると強要された。手塩にかけて育てた男の子たちは、どんどん戦場に送られて、母の手許にとどくのは戦死の公報なのである。良妻賢母教育をうけた母たちは、ただひたすら耐えぬいたのである。「産めよ殖やせよ」とはこういうことであったことを、戦争をしない人たちにしてもらいたい。

五〇年あまりにもなる昔の法律だからといって、無視するわけにはいかない。いろんな論議があるにもかかわらず、八〇年前の墮胎罪がまだ生きている。

（光永洋子）

婦人参政権

公職選挙法

(昭和二十五年四月十五日
法律第百号)

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で、引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(被選挙権)

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

- 一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者
- 二 参議院議員については年齢満三十年以上の者
- 三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者
- 四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者
- 五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上の者
- 六 市町村長については年齢満二十五年以上の者

明治以来多くの人々によって獲得運動がくりひろげられてきた婦人

参政権は、日本の敗戦を機会にきわめて短期間に獲得された。それは一九四五年の十二月であった。市川房枝はこのことについて『私の婦人運動』一九七二年刊のなかで「どうして戦争前あんなに獲得が困難であった婦人参政権―それも一番むづかしい国政への参政権―がまさきき与えられることになったのか。それは直接には十月十一日にマッカーサーから幣原総理に与られた日本民主化のための五項目の指令の第一にあげられた「日本婦人に参政権を与え、婦人を解放すべし」によるものといつてよからう。」とのべている。

敗戦後の一九四五年八月、市川房枝、山高しげり、赤松常子らによって「戦後対策婦人委員会」がもうけられた。九月二四日には、政府及び政党にたいして婦人参政権の要求がだされている。

すなわち二十才以上の婦人に選挙権を、二十五才以上に被選挙権をあたえること、公民権をあたえること、治安警察法の改正、各行政機関への婦人の参加、などである。

一九四五年八月二九日、東久邇内閣は衆議院議員選挙法の改正に協議しているが、その主なものは戦争による人口移動のための対策で、復員軍人などの選挙権の復権について多く討議されている。

しかし、情勢の変化は衆議院議員選挙法の大幅な改正に取り組みざるを得なくなった。そのために「議会制度審議会」を設けて選挙法の改正に取り組み計画であった。しかし、総指令部からだされた十月四日の「政治的民事的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書」によって総辞職した。次期政権を担当した幣原内閣は内務大臣に堀切善四郎、内務次官には選挙法に詳しい元北海道庁長官坂千秋を起用した。選挙法の改正にあたっては、婦人の国政への参加、有権者の年齢の引き下げ、大選挙区制の実施を目標とした。

婦人参政権について堀切内務大臣が判断したのは、「当時の混乱した時代においては穩健中正な婦人の票を加えることが望ましく、また、戦時中における婦人のめざましい社会経済的役割や婦人参政運動が活発になってきた当時の社会情勢を考慮した結果のようである。」

〔戦後自治史Ⅳ 自治大学校 一九六一年七頁〕

このような政府の動きの中で議会でも九月二十九日に、衆議院議会制度調査特別委員会が設けられた。十月十二日「衆議院議員選挙法改正要綱」を議決しているが、そこでは婦人の国政への参加や、選挙権、被選挙権の年齢引き下げはみられない。

一方、政府では十月十一日の臨時閣議で、「衆議院議員選挙法改正の方針として、婦人参政権の賦与、選挙年齢の引き下げ、大選挙区制の採用をとり入れたいと提案したところ、各大臣とも基本的にはこれに賛成した。」〔戦後自治史Ⅳ 七頁〕

婦人参政権については、男より五年引き上げるべきとするものや、被選挙権は与えるべきでないとするもの等の意見があったとされている。しかしその日の夕方、総指令部から「日本政府に対するマッカーサー元師の要望」がだされた。それによると第一項に「婦人に参政権を与えこれを解放すること。」があげられた。五大指令のなかの第一にあげられたこの内容は後に婦人参政権を議会に通過させるのに役立つといわれる。

しかし、すんなりと通過したわけではない。すでにマッカーサーの五大指令がであとの一九四五年十二月四日衆議院議事速記録第六号によると、議員からは「我が国ハ従来婦人ハ家庭ヲ司ル、内助ノ功ヲ讚ヘラレテキマシタ。所謂我が国ノ家族制度ノ醇風美俗ガ存在シテ居ツタノデゴザイマス、此ノ家族制度、醇風美俗ト参政権トノ調和ガ最

モ必要デアルト存ズルノデゴザイマスルガ」として政府がこの調和にたいしてどのような対策を考えているか等の質問がだされている。

これにたいして堀切内務大臣は「却テ婦人ノ地位ヲ高メ、其ノ知識ヲ向上シ、妻トシテモ真ニ近代的教育ヲ備ヘタ女性トナリマシテ、夫婦ソレゾレノ立場ヲ理解シ合フ、本当ノ意味ノ新道德ガ完成サレルノデハナイカト考ヘテ居ル次第デアリマス」と答えている。

最終案が衆議院を通過し公布されたのは、一九四五年十二月十七日であった。「官報 号外 昭和二十年十二月十七日」によると「法律第四十二号衆議院議員選挙法中左ノ通改正ス」の「第五条」には、「帝国臣民ニシテ年齢二十年以上ノ者ハ選挙権ヲ有ス 帝国臣民ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ被選挙権ヲ有ス」となった。

婦人の国政への参加は、戦後の総指令部の意向もあって戦後数か月のあいだに公布されたのであるが、それは占領軍の民主化の指令と多くの指令が出ないうちに早期に改正したいという日本政府のおもわくのなかで実現したのであった。

このようにして改正後の総選挙は一九四六年四月行われ、七九人の婦人議員のうち、三九人が当選した。しかしこの敗戦直後の選挙法の改正による大選挙区制の実現、婦人の国政への参加という民主的大改革はそのあと保守政党の反対にあい、次第に中選挙区制への復帰論が高まっていった。そして、婦人の候補者にとって不利といわれる中選挙区制となったのは一九四七年の三月であった。

(伴 栄子)

現行民法

一九四七（昭和二十三年）法律第二十二号によって民法中の親族法ならびに相続法の改正があった。この改正とは「家」戸主権、家督相続の一連の制度が廃止されたことである。

現行民法の一部をあげてみよう。

第七五〇条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第七六一条 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、第三者に対し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。

第七六二条 (1) 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

(2) 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第七六三条 夫婦は、その協議で、離婚することができる。

第七七〇条 (1) 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

一、配偶者に不貞の行為があったとき。

二、配偶者から悪意で遺棄されたとき。

三、配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。

四、配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないと

き。

五、その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

この民法新規定による親族、相続法の中心は、ほぼ次の点におかれていた。

(一) 成年に達した者の婚姻は、当時者双方ならびに成年の証人二人以上から、戸籍法の定めるところにより届けでることによって成立する。未成年者の婚姻については、父母の同意を得なければならぬが、その趣旨は、若者が一時の情熱にかられて結婚することを制止するだけのことであって、親の意に従って結婚することを認めた意味ではない。

(二) 婚姻する者は、夫婦いづれか一方の「氏」を共通の「氏」として選ばなければならない。民法旧規定の妻の無能力制度、妻の財産を夫が管理する権利は廃止されている。姦通罪の廃止、不貞行為を夫婦平等に裁判離婚の原因と定めたこと、かつ、離婚の場合は、当事者（特に妻）は相手方に対して、財産分与を求める権利などが、規定されるに至っている。

(三) 未成年かつ未婚の子に対する親権は、父母共同して行使することに改められた。親権は国家あるいは他人の干渉を排除して、子にとって最も親切な友人としての父母が、子を一人前の社会人とするため監護教育する権利であることは、民法の新旧規定にかかわらず同じである。

(四) 配偶者死亡の場合は生存配偶者（主として妻）にも三分の一以上の相続権がある。すなわち死亡者に配偶者と子もしくは孫があるときは、配偶者の相続分は三分の一であり、残余は直系の卑族が原則と

して均分する。また夫婦に子が無い場合には、配偶者の相続分は二分の一となり、残余は死亡者の父母もしくはその他の直系尊族（死亡者が養子の場合には実父母ならびに養父母）が均分する。

この民法の改正は法律的にみれば一九四七（昭和二十三年）五月三日をもって施行期とした日本国憲法第二十四条の「一、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。二、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」の規定におかれていた。

この二十四条が制定されたのも家族生活の民主的原理を示し、封建性からの解放というところに重点がおかれており、国家が国民の家族生活に深い関心をしめず近代憲法の特徴をしめしたのであり、その先駆的役割をしたワイマール憲法がこれをしめし、フランス第四共和国憲法の前文、東独憲法（三十条）、西独憲法（六条）などいづれもこの傾向にある。この憲法二十四条が制定される際、議会において、結婚のことを規定しているのが、民法に書くべきであり、国家の基本法である憲法にこの条文がある必要はないのではないかとか、日本の国体である家族制度を否定しているから、これによって戸主権ならびに親族が根底的に動揺し、したがって道義の根本である父母に対する孝道が破壊されてしまうなど、いろいろの古い道徳観、家族観による反対論が続出し、強硬な反対が保守派の議員からあった。この憲法審議と併行して、司法、法制委員会および臨時法制調査会においては民法の具体的な改正の第一歩として民法改正要綱を審議した。この審議においても保守派の委員から、旧来の家族制度を温存しようと必死の抵抗

があっている。その結果、民法改正の第一草案は「民法上の家を廃止すること」となっていたのであるが、それが「民法の戸主及び家族に関する規定を削除し、親族共同生活を現実即して規律すること」と修正されたのである。しかも、この「家」の廃止は民法上の「家」の廃止であって、現実の親族共同生活である家族制度、わが国古来の淳風美俗たる家族制度はなんら害せられるものではない。すなわち民法の改正によって廃止されるのは法律上の家であって習俗上や道義上の家ではないというように理解されたのである。このような妥協的なあいまいな解釈が民法を成立させるために頑迷な保守派委員を納得させるためにされたのである。第二の民法典論争がこの時もまた行われたとみることができよう。そしてこの民法が衆議院で可決される際に「本法は可及的速かに将来において更に改正される必要があることを認める。」という附帯決議がなされた。この附帯決議は前述したような保守派の頑強な抵抗のためであり、この保守派は天皇を家長として「家」との連続で国家を考える家族国家観を依然としてっており、穂積八束や上杉慎吉の国体論、寛克彦の「古道的憲法論」などさまざまな観念をもつ人達であった。憲法の成立とそれに伴う民法の改正は以上のように安易な道をたどったものではなかった。したがって、これに対し充分に納得しなかった一部保守派の人々の抵抗はその後もつづいたのであり、保守政党の憲法改正の一つの対象として家族制度復活の問題がしばしばとりあげられたことはその顕著なあらわれである。

一九五四（昭和二十九）年第五次吉田内閣のとき家族制度復活の声におされて民法改正を法制審議会に諮問したが、結局、「民主主義の基本原理に逆行するような改正は行わない。」と発表した。

優生保護法

「優生保護法」は、国民優生法（昭和十五年法律第一〇七号）を改正し、昭和二十三年七月二三日法律第一五六号として公布され九月一日から実施された。この法律の目的は、第一条に示す優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することにあるとしている。優生保護とは、元來、優生学的に見て精神病・奇型など不良な子孫が生れてくるのを防ぎ、遺伝に関する人間の心身向上を目ざすものであるが、それに母性の健康保護を加え、この二つの柱を組み合わせたところに優生保護法が国民優生法と大きく変る特色をもつといえる。

第二条 (1) この法律で優生手術とは、生殖線を除去することなしに生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものとする。

(2) この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が母体外において生命を保持することの出来ない時期に人工的に胎児及びその附屬物を母体外に排出することをいう。

第三条 医師は、左の各号の一に該当する者に対して本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む）があるときは、その同意を得て優生手術を行うことが出来る。但し未成年者、精神病者又は精神薄弱者についてはこの限りではない。

(一) 本人又は配偶者が精神病・精神薄弱・精神病質・遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

(二) 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

(三) 本人又は配偶者が癩疾患に罹っているもの。

四 妊娠又は分娩が母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの。

(四) 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに母体の健康を著しく低下する虞れのあるもの。

第一四条 都道府県の区域を単位として設定された社会法人たる医師会の指定する医師は左の各号の一に該当する者に対して本人及び配偶者の同意を得て人工妊娠中絶を行うことができる。

(一)・(二)号は、第三条と同じ。

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害する虞れのあるもの。

(四) 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することが出来ない間に姦淫されて妊娠したもの。

第一五条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実施指導は、医師の外は都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し子宮腔内に器具をそう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

〔解説〕

第二条(2)の母体外で生命を保持することの出来ない時期とは、昭和五三年改正通達で妊娠二三週以前とされている。

第一四条で医師会の指定する医師とは、人格・技能（産婦人科医として三年以上の研修・三〇例以上の中絶実地指導を受ける）設備（三

床以上の入院設備)を備えたものとなっている。又、指定医の勤務場所は一入一ヶ所で特別の場合以外、外の所で中絶手術を行ってはならない。第一四条四で「身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれあるもの」とあるが、法的に経済的適応はなく、身体的適応のみが一要件となっている。経済的理由の判定は難しく生活保護・医療扶助を受けているか同様な状態にある者、生活中心になっている本人が妊娠した場合、妊娠継続によって生活が困窮し生活保護を受けなければならなかった場合などが適用されている。身体的理由の認定基準は母体に何らかの疾患があり妊娠分娩によって悪化する場合、妊娠経過に異常のある場合、母体の健康低下などである。又、人工妊娠中絶を行う場合「本人及び配偶者の同意」とあるが、本人は胎児の母親であり、配偶者は胎児の事実上の父を指す。もし父母ともに未成年者であったとしても未成年の当事者と医師の合意が絶対不可欠の要件となる。

第一五条の受胎調節指導は、昭和二十七年五月一七日法律一四一号改正で、はじめてもうけられた。それによると女性だけが対象となっている。性的結合は男女共同の行為であり、そこに受胎という結果が生れる。受胎調節を計画する場合、男女共同で行い両者が正しい知識をもつよう指導する必要がある。

優生保護法が成立したあとも墮胎罪は現存している。「墮胎とは自然の分娩期に先立って人為的に胎児を母体内で殺害すること」とされており、墮胎罪は刑法二二二条から二二六条までに記されている。しかし例えば母体が妊娠中毒症になり子癇をおこし穿頭術を行う時、胎児は生存できないが墮胎罪は成立せず刑法第三七条、緊急避難に該当することになる。又、優生保護法第一四条の要件を満たした中絶は刑

法第三五条の正当業務行為の中に含まれる。墮胎罪はあっても殆んど墮胎が優生保護法の条文の中に吸収されてしまう現状である。

厚生省が出す優生保護統計報告の昭和六一年度分をみると、昭和六一年中に医師から届け出された人工妊娠中絶件数は、五二万七千九百件。実施率(一五才以上五〇才未満女子人口千対)一七・一で昭和三〇年の五二・二から除々に低下傾向を示している。事由別にみると一四条四の母体の健康が全体の九九・八%を占め、遺伝によるものは〇・〇%となっている。年令別では二〇才未満が五五年から上昇ぎみであったが、ここ数年横ばい状態である。これは届け出された分だけであって報告されない件数も多いことだろう。指定医によると、優生保護法は嚴格に守られ報告も義務づけられているという。しかし最近報道される性風俗のみだれは年少者にまで及び、再度妊娠中絶する中学生もあるという。簡単に中絶できるという安易な考えがあるのだろうか。性とは人間にとって何なのか、あらためて考えるときである。

現代は人工妊娠中絶が完全に医師の領分になっているが、以前は時に女自身が自ら必死の思いで中絶を行っていた。そこには経済的理由の外に生き方に対する自らの決意があったにちがいない。母性保護とは、母性たることの自由を保護することを意味し妊娠・分娩・育児の重荷を軽くすることにあるという。妊娠の人工中絶はその一つであるが全く害のないとはいえない中絶など無いにこしたことはない。そのため受胎調節は重要であり優生保護法の真のねらいはそこにあるとみたい。

(小玉稜子)

母子健康手帳

私が長男を産んだのは、一九四七（昭和二二）年七月でした。戦後の焼けた大阪市内も食糧不足が深刻で、妊婦の間は買い出しにも行けず、たべるものに乏しく、田舎に親戚のある人が羨ましいと思ったものでした。ただ、配給されるものを工夫して何とか量をふやすことを考え、米や小麦粉に雑穀・野草・ぬかななどを混ぜて主食としていました。小麦粉にぬかを半分ほど混ぜて水を加え、深いアルミの弁当箱に流し込み、電極板を両端にとめて電気を流して焼いたパンはカステラのように、とても美味しかったのを覚えてます。

当時（昭和二十一年）妊娠した人は、区役所に届けて「妊産婦手帳」（一九四二年七月厚生省令による制度）をもらって行きましたが、米の妊産婦特配や、さらし木綿などはその手帳を持って行かないと購入出来なかったのです。「妊産婦手帳」は、妊婦にとって保健の面より配給の目的の方が大きかったです。

栄養不足だった証拠に産した乳児は二・七キロしかありませんでした。母乳の出も悪いのでミルクも飲ませたいのですが、自由に買うことは出来ません。保健所に行って、授乳前の赤ちゃんを着物のまま箆にねかせて体重を計り、母乳を出るだけ飲ませます、もう一度体重を計り。その増加分だけが乳量ということで、基準より少ない乳量の人には、「妊産婦手帳」にミルク何缶と記入してくれるのです。それでやっと購入出来たのです。「妊産婦手帳」は赤ちゃんにとってもやはり保健の目的より配給の目的の方が重要だったように思います。

母子保健に関するあゆみをしらべて見ますと、大正年間には乳児の

死亡率が出生の一七％もあったので、これを減少させるために、一九一六（大正五）年に保健衛生調査会が「母子衛生に関する実態調査」を行ったり、一九二六（大正一五）年には「小児保健所を設置する運動」が起こったりしました。民間や地方都市は、巡回産婆・産院・乳児院・託児所などを徐々につくっていきました。

一九三四（昭和九）年に母子愛育会が設置され、特に農村の母子保健に力を入れました。

一九三七（昭和一二）年になって、やっと「保健所法」・「母子保護法」が制定され、翌年には「社会事業法」も制定されたので、生活扶助を受けている母子に対する保護が公衆衛生と社会福祉の両面から整備されることになりました。

つづいて「国家総動員法」・「国民健康保険法」・「国民体力法」などが公布されて戦時体制が次第に濃厚になってきますと、戦力となる強い子を育てさせるために、乳幼児の一斉検診や保健指導が全国的に行われることになりました。そのために妊婦の登録制が必要になり、登録した妊婦には「妊産婦手帳」を交付することになったのです。

一方では、役に立たない子が生まれないように、また、避妊や中絶で出生率が低下しないように「国民優生法」（昭和一五年五月）が公布されます。昭和一六年一月には「人口政策確立要綱」が閣議決定されているのですが、その中に、出生の増加のため婚姻年令を三年早めること、一夫婦五児を出生すること、避妊・墮胎など産児制限を禁止、また、租税面では多子家族の軽減、独身者の加重なども述べられています。しかしこの人口政策は食糧問題に苦慮し、その後の戦局の悪化のため破綻してしまいました。

戦後、憲法の改正とともに母子保健も大きく変わりました。

一九四七（昭和二二）年に、厚生省内に児童局が誕生し、その中に母子衛生課がおかれました。翌年「児童福祉法」が公布されたとき、「妊娠婦手帳」は「母子手帳」と改名されました。

一九四八年七月に「国民優生法」にかわって「優生保護法」が公布されました。ここで大きく変わったことは、一四条の妊娠継続が身体的または経済的に困難なときは中絶が出来るということです。

一九六四（昭和三九）年に児童局は児童家庭局と改まり、翌一九六五年八月「母子保健法」が公布されたとき「母子手帳」は「母子健康手帳」と再び改名され、今日に至っています。

「児童福祉法」は児童の福祉を目的として狭義の福祉対策に重点が置かれていて、庇護的・救済的・消極的な感があったものを、もっと積極的に母子の保健の充実のために広く母性と乳幼児を対象として単独立法化する必要が高まったので、「母子保健法」が出来たのだと言われています。

一九三七年に公布された「母子保護法」は「十三歳以下ノ子ヲ擁スル母貧困ノ為生活スルコト能ハズ又ハソノ子ヲ養育スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス（以下略）」と対象が一部の母子であったのに対して、一九六五年の「母子保健法」はすべての母子に対する保健指導や健康診査、医療、その他の措置を講じ、国民保健の向上に寄与することを目的としています。

そして、第十五条に「妊娠した者は、速やかに市町村長に届出をしなければならぬ」、第十六条に「妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならぬ」とありますが、実際には速やかに届出しない人も多く、一九八五年の調査では六ヶ月以後が八割となっています。届け出なくとも罰則はないのです。

厚生省によれば、「母子健康手帳」の趣旨は、妊娠、出産、育児に關する母と子の一貫した健康記録となるものであるばかりでなく、身近な情報源としても役立つ、また保健指導の際にも重要な参考資料として利用されるものである、といっています。

「母子健康手帳」の交付と同時に妊婦健康診査受診票（妊娠前期と後期にそれぞれ一回、全額公費負担で病院の診断が受けられる）も交付されます。保健婦に毎月相談に行ったり、0歳児が病気になるたとき医療費助成を受けるためには、「母子健康手帳」が必要なのです。

乳児の死亡率は、「母子健康手帳」の出た一九六五年には一・八五％だったのが一九八五年には〇・五％になっていますし、妊娠婦死亡率も〇・八八％から〇・一三％と減少しているのです。これは保健所からの強制的な診査にも関係していると思われれます。

しかし、「母子健康手帳」を強制的に持たせ診査をすることで、妊娠の状況や胎児・乳児の発育状態を国が管理することが出来るのです。

厚生省は国の財政負担軽減の目的で「母子保健法」の改正を考えています。それは保健の事業を市町村任せにすることですが、改正内容の中には、すべての女性が成人したときに「母性手帳」を交付し「健康診査」を実施しようとか、新生児の「先天異常」の収集に力を入れようなどが言われています。それらが立法化したとき産む自由が奪われたり優劣がつけられ差別されるなど、母子の幸せの逆行とならないよう注意しなければならぬでしょう。

成人となる男性の「父性」への責任がわすれられている法改正案でもあるようです。

中絶・避妊

「胎児が母体外において生命を継続することができない時期に、人工的に、胎児およびその附属物を母体外に排出することをいう。」

一九四八年に公布された優生保護法では、人工中絶をこのように定義しています。この法律は、読んで字のごとく「優生」と「保護」の二つの内容があわせてつくられたものです。「優生」とは、「優生手術」のことを指していますが、これは「生殖を不能にする手術」不妊手術を意味しており、どうい場合にもこの手術をしていいか、手術を受けられるかについて書かれています。もう一つの「保護」とは、「母性保護」のことで、優生保護法の第三章第十四条に掲げられています。この法律は、戦後の混乱期の住宅難、食糧難からのヤミの中絶防止といった社会状況を背景として、一九四八年に成立しました。翌年、十四条四項「妊娠の経続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」が加えられ、一九五二年には、審査制度も廃止され、本人と配偶者の同意があれば、優生保護法指定医の判断によって中絶が行えるようになりました。その結果、わが国は、「墮胎天国」といわれる程中絶の自由化がすすみ、その数も急増しました。一九四九年二四万程度であった中絶件数は、一九五三年には百六万という桁ちがいに至り、わが国の中絶は目的どおり、人口抑制の効果を発揮してきたわけです。

人口抑制政策の結果出生率が激減し、一世帯当りの平均出生児数が昭和二〇年代の四人から、四〇年代には二人を割るまでになります。その結果、企業における若年労働者の不足をきたし、高齢化社会の出

現も予想されるに至り、人口抑制を緩和する必要が生じてきます。一九七〇年、財界の要求に呼応するように、中絶規制の動きが表面化し、国会に改訂案が提出されましたが、廃案になります。二年後の一九七二年、政府は「経済的理由」の削除と、障害児の中絶を認める胎児条項からなる改正案を国会に上程しましたが、翌年に、これも審議未了のまま、廃案とされました。そして三度目が一九八二年のことです。

その提案理由としては、「経済的理由」による中絶が今日の国民の経済生活から考えると、すでに理由たるべき根拠がなくなっていること。従がってこれを理由にして中絶が自由になっており、そのことが性の乱れ、ひいては生命軽視の風潮を引きおこしているという主張です。情緒的「生命尊重」論で、中絶の制限をはかろうというわけです。中絶の件数はその後、一九五五年の百十七万をピークに減りつづけ、一九八〇年以後は六〇万件弱にとどまっています。このうち、問題の

「経済的理由」によるものが、九八パーセントとほとんどです。もし、「経済的理由」を削除すると、毎年この六〇万人近い女性は中絶することができなくなり、健康である限り、子供を産まなければならなくなるということになります。しかも優生保護法は、あくまでも刑法墮胎罪の適用を一定の場合に除外するための特別法なので、「経済的理由」の削除は、「懐胎ノ婦女薬物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキニハ一年以下ノ徴役ニ処ス」と定めた墮胎罪復活を意味します。

優生保護法制定の経過、その後に続く改正の動きをみていくと、わが国では、施政者である男の判断と意図によって立法化されているようです。そしてその判断の基準は、女の権利と自由の確立からではなく、人口抑制の必要と優生思想からです。改訂要求が、「経済的理由」である以上、その可否をめぐっては深い検討が行われるのは当然です

が、女の権利としての、産む産まないの自己決定権をどう位置づけるかについても論じられるべきではないかと思えます。中絶の是非については、様々な意見があるものの、中絶が可能になって、日本の女がどれだけ救われたかはかり知れません。歴史の流れとしても、産まない自由を認める方向にむかっています。その背景としては、中絶をしにくくすることが本当に生命尊重につながっていくのか。「胎児の生命」が、母体である女の「生命」と同等に、あるいはそれ以上のものとして扱われねばならないのか。そして、何よりも子供を産むか産まないかは女自らが決めることであって、それは女の基本的権利だとの考えによります。しかしながら、日本で産む産まないの選択が女の権利としての市民権を得るには、まだまだ長い時間が必要のようです。

まずは、女自身が、自分のからだに産む性と産まない性があることを知ること。そして、かかわりあう相手との人間関係の中で自己主張をしていくことが必要でしょう。産まないという選択をするには、避妊をすることがベストなのですが、避妊しても失敗することがあります。そういう意味では、最後の選択としての中絶は残しておくべきでしょう。それから、胎児を墮ろすことについて「いけない」といえるのは、当事者である女だけであって、第三者が責めるべきではない。ましてや、道徳や法律が介入して、これを罪として追いつちをかけることは、もうやめるべきではないか。それよりは、避妊を含めた性教育の徹底、より安全な中絶法、より確実な避妊薬の研究、認可、安心して子供を産める条件づくりに、力を入れてほしいものです。

性情報の汎濫、性非行、エイズ問題とかかわって、最近、文部省が性教育に力をいれています。性非行や性病の対応策に性教育をするという姿勢には疑問があります。人間の性を考える場合に、「中絶・

避妊」をぬきには語れませんが、この問題を正面から扱うことに、ある種のためらいがあります。というのは、避妊の理念を考えていくと結婚という制度におつかります。未成年なのに避妊するのは、独身なのに避妊とは、という考えは基本的には同じものです。それは、大人でも男はともかく未婚の女が性を伴う関係には、後ろめたさを感じさせる社会通念があります。たとえ結婚していたとしても、女の性に関する「産む性」だけが肯定され、その結果として避妊の知識から女は遠ざかってきた歴史があります。現在、行政の行っているのも、結婚を前提とした「家族計画」であり「受胎調節」です。そのため未婚者は対象外です。これでは、十歳代の中絶の増加は当然です。そればかりか、中絶・性病でおどしをかけるような道徳教育が、まかり通る恐れさえあります。これでは、性を抑圧したりしりぞける考え方に発展しかねません。そういう意味では、性に関する知識というのは、生殖に関する知識だけにとどまってはならないと思えます。何

故なら、人は一生のうち、産むための性交より、産まない性交の方が断然多いからです。従がって、避妊を教えるということは、個人の自由な性を認めるということ。性をどうとらえるかということは、どういう生き方を選ぶかという問いかけであるという視点を、常に自分のなかに持ちたいものです。人間にとって大切な性、大切であるが故に、子ども達に投げかけ、自らの意志によって律していく力を身につけさせたい。その延長線上に、結婚も、性交も、そして、避妊も中絶も選びとっていくものと考えさせたい。そうなった時、やっと日本にも、一人の人間の性が、結婚しているかどうかで規制されない時代が到来するのではないのでしょうか。そして、初めて、避妊も中絶も女の権利としての市民権を得ることでしょう。

(川上秀子)

国際婦人年・国連婦人の一〇年

「世界行動計画」

14、婦人が、多くの国で、経済社会活動の政策決定段階、政治行政への参加に際し、日々未だに当面している諸問題の実現と、世界成人人口の約五〇%の潜在力が十分活用されていないという損失が、国連をして一九七五年を国際婦人年と宣言させ、全体的な開発努力への婦人の全面的な参加を確保し、男女の平等な権利、機会及び責任に基づく国際協力ならびに世界平和の強化へ婦人を広く参加せしめるための一層強力な活動を呼びかけるに至らしたのである。国際婦人年の目的は、婦人が真の、かつ、完全な意味で、経済的、社会的、政治的生活に参加するような社会の概念を定め、社会がそのように発展していくための戦略を作り出すことである。

16、男女平等の達成とは、両性がその才能及び能力を自己の充足と社会全体のために発展させるる平等な権利、機会、責任をもつべきことを意味する。そのため、家庭及び社会の中で両性に伝統的に割当てられてきた機能及び役割を再検討することが肝要である。(以下略)

17、政府は、男女平等を促進するため、法の下の男女平等、教育と訓練の機会均等を目的とした設備の供与、報酬及び適切な社会保障を含む雇用条件の平等を確保すべきである。政府は男女が婚姻上の地位と無関係に平等な条件の下に雇用される権利、

ならびに経済活動のすべての分野に進出しうるような措置を承認し、実施すべきである。すべての人が無料の初等普通教育を受け、さらに中等普通義務教育、雇用条件の平等及び母性保護を受ける機会につき定める法の実施を促進するような状況をつくり出す責任がある。

19、個人及び夫婦は、子供の数及び出産間隔を自由にかつ責任をもって決定し、そのための情報及び手段をもつ権利を有する。この権利を行使することは、両性の真の平等の達成にとり基本的であり、これを達成することなくしては、婦人が他の諸改革の恩恵を受けようとする試みにおいて不利を蒙むることとなる。

20、保育所及び他の育児施設は、子供が家庭において受けるしつけや世話を補うものである。同時にこれら施設は、男女平等促進の重要な鍵である。(以下略)

「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する一九七五年のメキシコ宣言」

(前文略)

国際婦人年世界会議は、1、平等、発展、平和という国際婦人年の目標に対する信念を確認し、2、これらの目標の達成に対する公約を宣明し、3、各国政府、国際連合の全機関、地域的国際的政府間機関及び国際社会全体に対し、婦人、男性、児童が尊厳、自由、正義、繁栄のもとに生きて行くことの出来る公正な社会の建設のために献身するよう強く要請する。

(外務省国際連合局編「国際婦人年世界会議報告」一九七五年)

一九七五年を「国際婦人年」とすることは、一九七二年の第二回国連総会決議で決定され、(1)男女平等の促進、(2)開発努力への婦人の全面的な参加の確保、(3)国際平和への婦人の貢献に関する行動を強化することを同年の目標として宣明された。

国際婦人年世界会議は、一九七五年六月一日より七月二日まで、メキシコ・シテイにおいて開催され、一三三カ国の他に、民族解放団体八団体、国連機関七機関、その他八つの政府間機関、九八の非政府機関が参加した。わが国からは、藤田たき首席代表の他二五名の代表が参加した。このとき「世界行動計画」および「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する一九七五年のメキシコ宣言」がなされた。

「平等・発展・平和」の三目標をかけた国際婦人年につづく「国連婦人の一〇年」は、男女のあり方と社会のあり方を、世界の国の政府と民族に意識させ、平等の実質的内容を問う方向に発展してきた。

国連婦人の一〇年の中間年にあたる一九八〇年には、世界会議がコペンハーゲンで一四五カ国の参加によって行われ、「婦人の一〇年後半期行動プログラム」がつくられた。一〇年目にあたる一九八五年には、ナイロビで一五七カ国、六〇〇〇人の参加という空前の規模で行われ、「世界行動計画」の趣旨は二〇〇〇年まで延長されて、「二〇〇〇年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」が宣明された。

一九八〇年のコペンハーゲン世界会議の直前の国連総会で、「婦人に対するあらゆる形態の撤廃に関する条約」が採択された。批准国は、七七カ国である。日本もこのとき署名し、一九八五年に国会の承認をへて批准された。批准国は国連加盟国の半数にもたっていないが、かつての各国における男女平等・婦人選挙権要求の運動から国際的な差別撤廃条約の批准要求へと発展してきたのである。

一九八五年のナイロビにおける世界会議で、最後まで合意がえられず、記名投票にふされた発展途上国に対する先進国の政治経済政策、新国際経済秩序、アパルトヘイト、パレスチナ問題などは、各国の政治と外交方針とに深くかかわっているが、「婦人運動は政治的運動である。社会的革命である。それは一つの社会の改革であり、地球規模の改革である」とのギリシアのパパンドレ代表の言葉のように、これらの問題をさけては、「平等・発展・平和」の成立は不可能である。

各国は国連婦人の一〇年における三つの国際文書の実行、そして差別撤廃条約の締結国はその条約の実行のために、国内法の整備をすすめている。各種団体はこれらの目標達成の要求運動をつづけている。

ニュージーランド労働党大会の代議員は五〇％が女であり、スウェーデンで女性国会議員は二九％をしめる。ギリシアでは、結婚後も夫妻が各自の姓を維持できる法改正、父母双方に適用される育児休業制度が創設された。フランスの女性の権利省は、雇用者への刑罰つき「男女職業平等法」を制定した。

日本では「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（普通、男女雇用機会均等法と呼ばれる）が制定され、「労働基準法」の改正がおこなわれ、一九八六年四月一日から施行された。だが、変形労働時間制、深夜業、フレックスタイム制、そしてこの法律が罰則なしの企業努力とされている点、さらには一般職と総合職など、多くの問題がある。

また国籍法は出生について、これまでの父系主義を父母両系主義に改正し、一九八五年一月一日から施行された。

教育過程の改定は一九九四年から実施されるが、家庭科が男女共修の教育へ実質的に改革されるかは、今後にのこされる。（石原通子）

一冊の女性史と私の読みかた

『かながわ近代の女たち 夜明けの航跡』

『かながわ近代の女たち 夜明けの航跡』は、神奈川県内の数多くの女性史研究グループの中の九グループと四人の専門研究者、婦人総合センターとの共同制作であり、その内容は、年表と解説、明治・大正・昭和戦前の三つの時代についての論文、そして八十人の聞き書きによって編集されている。これまでの多くの地方女性史の中でも大判（B5判）で、文字も大きく、ゆったりとした編集で豪華版である。

「日本の歴史の中にみる神奈川女性史」をめざす編集方法をとったと思われるこの本は、読む側にある期待をもたせる書き方がなされており、この本の読み方を感じるままに書いてみたいと思う。

明治期の神奈川県は、東京と同じ位に、いや、横浜開港に関しての事柄などからみるとそれ以上に変動が激しかったであろうし、東京よりも時代の先端を歩いていた時期ではなからうか。その間の事実を書いた「年表と解説」は、一三〇ページを越える部分を占めていて圧巻である。上段に神奈川の女性、中段に一般情勢、下段に解説やエピソードをそえて女性史に必要な事柄を丁寧に網羅している。解説の部分は当時の神奈川の風俗さえも泡沸としてくるのがとてもよい。読む方がそう思うのであるから、書く方も楽しい作業であったのではないか。私は、この年表を心ゆくまで読んだあとで「聞き書き」に目を通した。いくど年表のほうにもどったことか。女性史の原点でもあろう、いわゆる庶民の「聞き書き」に多くのページをつかっているのは、普

通の人からの事実を出来るだけ豊富に集めて、そこからの提言を読者が読み取ることを期待したものと思われる。

彼女たちの悲しみ、喜び、逞しさが時間と空間に風化されながらも淡々とした語りのなかで、一つになって私をおそってくる。それが聞き書きの事実の強さであろう。私達の「母」や「祖母」は「生活」や「何物か」と常に闘ってきたのではないか。それは涙と感動のみではおわらせてはならないずっしりとしたものであったはずだ。そしてそれを土台として「聞き書き」を意識的な「方法」としていかに「女性史」の中に取り入れていくかが現在の問題点であろうと考える。

その道標として、「明治期」吉見周子、「大正期」江刺昭子、「昭和戦前期」加納実紀代のお三人の論文がある。「地方と女性の視点から」というサブタイトルがついている。吉見さんは短大の講師で『婦人参政権』『売娼の社会史』等の著書がある。江刺さんは女性史研究家で著書『覚めよ女たち』『女のくせに』他があり、加納さんもまた『女たちの（銃後）』『女性と天皇制』などを刊行しておられる。

江刺さんは『覚めよ女たち』で日本で最初の社会主義婦人団体である赤蘭会の人々についての評伝を書かれる時に、熊本出身の仲宗根貞代さんをたずねて宇土郡不知火町に逢いにいらした。その時の貞代さんの話や、その後、近藤真柄さんが来熊されてのお二人の話などが『覚めよ女たち』で書かれている。貞代さんと親しかった緒方和子先

富田 佐保子

生も同席されたが、『女性史研究』第10集（1980年6月）には、真柄さんが執筆され、貞代さんの「お隣同志」も転載されている。是非再読されたらと思う。

江刺さんの著書『草篋 評伝大田洋子』以来のファンである私には江刺さんの論文は素直に納得して読ませてもらった。大正期というドラマチックな時代は彼女の最も得意な、筆の走る所だと思ふ。しかし異婦人総合センター開館五周年の記念事業としての刊行ということでか、お三人の「論文」も解説の方に力が注がれているようだ。

さて、私の女性史の読み方は、いかに「女性の解放」にむかって進むか、その指針と展望をどのように読み取るかが問題なのである。生む性の女の権利は女の生活の知恵だけでは、意識の中にさえ芽生えないだろうし、かちとることも出来ないのではないだろうか。単に家庭の中だけでは解決出来ない問題があるからだ。

いく度か「聞き書き」をひろい読みしているうちに、女の生活の知恵で各々の逆境を救ってきた賢い「母」をみた。「女は強いでしょう、けなげでしょう」「こうして女は明るい明日を築くのですよ」と。しかし、「聞き書き」のその淡々とした快い語り口の脆さは「風化」ではなかるうかと思う。私が思う「母」や「祖母」は「風化」されてはおらず、今なお生々しいものを心の片隅にひそかにしまいかんではいるのではないだろうかと思う。例えば女子教育の場合の「母は強し」はいかに体制にとって便利なものであったかを考える。今、私は「女」「母」そして「女の視点から」という言葉をはずして「人間」という文字をはめ込んで考えたいのである。そのために「女性の解放」にむかって活動してきた先達から何事か学びとりたいのである。

だから、聞き書きでは「支配」に打ちのめされたまま泣き寝入りす

るような「女性」を同情をもって読んではいけないと思う。踏みつけても反応し立ちむかっていく多くの女性が書かれているのを読みたい。こういう一人一人が、その時代の提言者となってあらわれてくるのではないか。これを女の「解放」への確実な一歩であると受けとめて、他の労作である「底辺の女たち」の「生活」をも読みたいと思う。

「生活」があつて「女の解放」の道があつて、そこに個人の活動がある。そして「女の解放運動」が様々な形をもって大きく小さく、あたたかも波のようにうねり、きえる。同時に「何か」が削りとられていく。しかし「余波」も例えば男女雇用均等法などの形をのこす。

たとえば後年「聞き書き」としてあらわれるかもしれない、今のふつうの人の「結婚観」を聞くときに、その脆さがあらわれるのではないだろうか。無産階級である私と周りの人々に「ブルジョウ的結婚観」が多くをしめる。自らを有産階級に属したいという幻想で事態を偽装し、押し進めているようだ。そして結婚後の生活の自己保全の一つの型として共稼ぎ、ディンクス等が「生活の知恵」的にあらわれてくる。共稼ぎの場合は、男女雇用均等法の問題として、あるいは女の自己防衛のためのパート、アルバイトは体制側の利害と一致してしまふという問題もでてくる。またディンクスは、一つの自ら求めた家庭の破棄にならないだろうか。家庭内での私有財産をもってしまった無産階級者は性差別をうんでいく。女の解放なくして人間の解放もないという原点にもどらねばならない。

永井路子さんが書いておられる「女性だけは多分、戦前の状態に戻ることはあるまい、と私は信じます」と。今からの女性には「敗戦」をきちんとうけとめてから、前進がはじまるとおもう。女性の戦後史を次に期待したいと思う。

瀬上さんの思い出

小柴 雅子

私は公立高校を五九歳で退職しましたが、瀬上さんは、がんばって六二歳までつとめられ、一九八三年三月に九州女学院を退職なさいました。

二人とも自由な時間がとれるようになっていましたので、ある日、突然、電話で「小柴さんハワイに行かない?」「そうね行ってもいいけど……」と、本決まりになってしまいました、そして彼女が集めて来られた資料を元にして、自由時間の珍道中計画を二人でたてました。

一番傑作だったのは、ミッシェン・ハウス・ミュージアムに行ったときでした。まづ、タクシーの運転手が日本語のわからない韓国人でおまけに新人で、地理がよくわからないのです。私達は「ミッシェン・ハウス・ミュージアム」と言ってすまして乗り込みました。車は目的の所在がわからないままに出発してしまっただけで、だいぶあちこちまわってもみつからないので、ホテルに帰ってしまいました。ここでは他の運転手に教えてもらったのでしょうか一応スムーズに目的地に着いたのです。ついて見たらさっきターゲットした場所だったので二人で大笑いしました。私は「帰りに電話するから、あなたのカードを下さい」と手振りで言うとうわかってくれて、所属タクシーの名刺をくれました。運転手はニコリともせずチップをもらって帰っていき

まして、ミュージアムには見学者は一人もいないし、受付らしきところ

にも誰もいません。私は英会話が全然だめなのでなすすべがありませんが、瀬上さんは私を引っ張ってきた責任もあつたか、方々ノックしてあるき、やっと、受付嬢らしい大きくてよく肥えた赤いロングドレスの娘さんを見つけてきて、「見学させてほしい」と訪問の目的を述べて頼まれるのですが、こちらの英語がよく理解出来ないらしく、娘さんもいろいろ言っているのですがなかなか意志が通じません。瀬上さんはあきらめずに表現法を変えて工夫して話されたので、やっと入場券のようなものを買うことが出来ました。

娘さんが先に立って、ニコニコしながら案内してくれましたが、これはハワイで一番初めに出来た教会だそうで、当時の教会の様子や牧師さんたちの苦労した生活が見られるように絵や模型で展示してあります。彼女の説明を、瀬上さんが意識して下さるのです。

帰国後は彼女に礼状を出され、クリスマスカードを毎年おくっておられました。私にも「ローマ字でいいから書きなさい」と言われ一度だけ一緒に送りました。

ホテルの近くに「ジロー」という日本食のレストランがあり、二人で食べに行きました。「ジロー」のマダム(日本人)が出てこられ、いろいろ日本の話しをなさるのを、瀬上さんは深くうなづきながら、「ふーん」「そおー」と一生懸命聞いてあげられるのです。「帰ったら連絡とってみるわね」と気になる人のお名前と住所を手帳に書きながら、なぐさめやはげましの言葉をいっぱい言われるのです。日本人



1983・5・28
ホノルルにて

はたくさん来るでしように、瀬上さんにあれだけ親しく身の上話しをされるのは、やはり瀬上さんの人格かな、と思っ見ていました。
ハワイ旅行の後、私を知っているだけでも、服飾史関係の団体で沖縄へ、キリスト教関係の人たちとアメリカへ、家庭史研究会のメンバーとパッハオーフェンの墓地があるスイスのバーゼルへ、YWCAの関係で九州各地に、そして同窓会でも、『女性史研究』の資料集めにも、疲れも見せず東奔西走されました。
また、お孫さんの病気のアドバイスや義姉さんの看病と、よくまあ、あんなに動けるものと、感心しておりました。
退職後の余生が五年だと知っておられたかのように、五年間を有効に力いっぱい人の為に努力されました。
自分だけの身体と生活を保つためにしか生きていない今の私はただ恥かしいとおもえばかりです。もうすこし忙しさがどうにかなくなったら

瀬上さんの社会奉仕のお手伝いをさせていただこうと思っていましたか……。そんな私でも、もし天国が受け入れてくれたら、「小柴さんよう来たわね」といって天国を案内して下さるよう思います。
「瀬上さんよろしくね」。

瀬上拓子さん略歴

一九二一（大正一〇）年三月二日 生まれ
一九三八（昭和一三）年三月 甲南学園甲南女学校卒業
一九四一（昭和一六）年三月 欣松学園家政科卒業
一九四三（昭和一八）年一〇月 田中千代服装学院卒業
一九四七（昭和二二）年九月 日本女子大生活芸術科入学
一九四七（昭和二二）年九月一〇日 九州女学院奉職
一九五七（昭和三二）年三月 九州女子大生活芸術科卒業
一九八三（昭和五八）年三月二日 九州女学院退職
一九八八（昭和六三）年五月三十一日 永眠 逝年 六七歳

『女性史研究』のなかの瀬上さんの論文

- 出雲の阿国
津田梅子
マリア崇拜
アーサーライトの証言
湯浅初子の一夫一妻婚
福沢諭吉の結婚観
売春禁止法
『パッハオーフェン墓参記』
(女性史研究第八集)
(女性史研究第一〇集)
(女性史研究第一三集)
(女性史研究第一八集)
(女性史研究第二〇集)
(女性史研究第二二集)
(女性史研究第二集)
(女性史双書第二)
シュミット昌子・緒方

瀬上・中山・光永共著

原始社会・女性・家族

——論文集『母権と父権』の序文——

訳者まえがき

これは、西ドイツのフランクフルトにあるマルクス主義研究所（IMSF）が編集して一九八六年に発行した論文集『母権と父権——家族の生成について』（Matriarchat und Patriarcht. Zur Entstehung der Familie. Herausgegeben vom IMSF, Frankfurt am Main, 1986. に付されたアルマ・シュタインベルクの「序文」である。「原始社会・女性・家族」という表題は訳者が付した。シュタインベルクは一九五〇年生まれ、教育学士、IMSFの所員で、婦人運動と婦人政策を担当している。この「序文」は、そういう実践サイドの目で東側における民族学の現状を概観したものである。

なお（一）内は訳者の補足である。更に訳者の判断で段落を二、三多くし、論文名や著書名をゴシック体に変えた。また gesellschaftlich は「社会的」、sozial は「社会的」と訳し分けた。

本書には原始社会の社会組織ソシヤリズムに関する諸論文、ことに家族の発展や女の社会的地位ソシヤル地位に関する諸論文が集められている。

人間の最初の社会構成体である階級も国家もない原始社会では、諸々の社会制度ソシヤル制度における両性の関係はどんなあり方をしていたのか。こ

A・シュタインベルク
訳・田畑稔

の問題は民族学者や家族研究者の学問的関心事であるばかりではなく、婦人運動における戦略論争にとっても重要な事柄なのである。そしてこの戦略論争における争点はいせんとして、女の抑圧が搾取とか社会的富の私的取得といった社会的諸関係と結びついているのか、それとも男女関係における矛盾が経済的基本諸関係から独立に形成されるのか、という点にある。

この問題に答える上で、家族という、両性の性的な関係や社会的な関係が規制される形式であり、人類の再生産が行なわれる形式でもある存在の、生成・発展・変遷を分析することの意義は大きい。

フリードリヒ・エンゲルスは『家族・私的所有および国家の起原』への序文で、人間達がその下で生活している社会諸制度は「一面では労働の、他面では家族の」⁽¹⁾発展段階によって規定されること、また、労働と家族とが相互関係にあることを指摘している。⁽²⁾だから家族を生産から切り離して考察することはできないのであって、家族と生産という両ファクター相互の布置こそが探究されるべきなのである。

エンゲルスは、家族と社会的生産とのこの連関を、とりわけ私的所有の最初の諸形態に即して浮き彫りにした。家族が私的所有の最初の担い手になるという事態に導いたのは、どんな経済的衝動諸力であったのか。どのようにして家族組織が所有秩序によって支配されるの

か。そしてそのことを通して社会や家族における女の地位はどのように変わり、両性間の区別がどのようにして一つの対立となるのか。こういったことを彼は示したのである。

私的所有の生成以前に現存していた経済的社会的諸関係や家族諸形態を叙述するに際して、エンゲルスは、一九世紀後半の進化主義者達の民族学研究、とりわけアメリカ人ルイス・モルガンの諸研究に立脚している。⁽³⁾

モルガンは彼の民族学上の諸労作で、原始社会を独自の社会的経済的基礎を持った無階級社会として体系的完結的に叙述した。彼はそれを最初に行った一人なのである。彼の学問上の主要業績は、家族諸形態に関する歴史的な考察の仕方であり、とりわけ、原始社会を構成する基本単位である共通の出自と血縁とに基づく氏族を發見したことにあつた。彼はこの氏族をあまねく見られる現象と考へ、その本原的形態においては母系的なものと考えた。

この百年間で民族学的資料はかなり増えた。これらの資料はどのように解釈されるべきか。一体民族学などの研究成果が原始社会の諸関係の再構成のために採用できるのか。またモルガンによる研究の成果はこれらの資料によってどこまで確証されるのか。こういった問題に關してはマルクス主義的研究者の間でも一致はない。

本書は、マルクス主義的民族学研究が目下当面している諸問題を概観し、様々な問題領域に対する〔研究者間の〕立場の相異を紹介しようとするものである。

一、〔原始社会における氏族と家族〕

この論文集の序としてハインツ・グリュネルトとギンター・ゲールの共同論文「原始社会の生産様式の一般的特徴づけ」〔『経済学史ハンドブック』ベルリン（東独）、一九八二年所収〕が収められている。グリュネルトとゲールは原始社会の経済的社会的な基本諸関係を概観している。彼らは原始社会的構成体を二つの主要時代に小区分する。第一の前氏族時代は人類化と人間社会の生成の期間を含んでおり、第二の時代は氏族社会という人間の最初の社会構成体の形成で始まり、初期の階級社会の形成にまで至るのである。

第二章「原始社会における氏族と家族の關係」に収められた諸論文では、原始社会における社会結合体の社会、経済的機能の問題や社会結合体と家族との相互依存性の問題が中心的位置を占めている。

現在のマルクス主義的研究では社会結合体と家族との關係をめぐって二つの原理的立場が唱えられている。一方は「氏族説」であつて、それは發達した原始社会の最重要な社会的経済的な構造単位が族外婚的氏族であつたということから出發する。この見解によれば、氏族秩序の最初の局面では、経済的諸關係（氏族の枠内での、集合的労働および獲得した生産物の分配）と性的諸關係（経済的諸關係とは異り、自分の氏族の外へと向う族外婚的性關係）とが矛盾するのである。基本モデルとしては二民族的集団婚が想定されている。つまり二つの経済的に自立した氏族間の、非居住的で非経済的な性格をもつ婚姻同盟なのである。すなわち二氏族間の「婚姻同盟」は性的パートナー達の場所的共同生活に基かず、また経済的基礎も持たなかつたのである。

生産諸關係における様々な変化や最小限の剰余生産の出現によつてはじめて、この非居住的非経済的婚姻形態が対偶關係により解体される。氏族の生産集合体の内部で生計細胞として、同居的性格をもつ個

別家族の形成が可能となる。もはや氏族と生産集合体は合致しない。個別家族の出現は、たとえ微弱で不安定なものであれ、男女間の経済的諸關係に關連している。同居の個別婚又は対偶婚への移行の中に氏族秩序の崩壊過程の最初の徴候が見られるのである。

本原的には非居住的で非経済的な婚姻形態であったという〔氏族説〕のテーゼの妥当性は、一連のマルクス主義的研究者により疑問視されている。彼らは、非居住的婚姻形態を今日に伝わる習俗や遺物、民族学的モチーフといったものから再構成するという方法を承認しないのである。

〔氏族説〕に對立する「もう一つの方向の提唱者達は、血縁親族とその配偶者達からなり従って対偶婚の一集団よりなる居住集団あるいは「共同体」を、既に初期原始社会に存在する最重要な経済的社会的な本原的細胞と見なす。この「居住集団説又は共同体説」は対偶婚の早期の出現という彼らのテーゼを、とりわけ考古学の発見に依拠して主張している。彼らは集落の大きさ、居住場所の状態や配置、火を焚いた場所の数といったものに基き、集的に労働してはいるがしかし個別家族で生計を営む居住集団の存在を再構成するのである。だが考古学の諸発見から対偶婚家族の存在が推理しうるかどうかは、疑問の余地が残る。

「共同体説」の提唱者達はしかし、初期の対偶關係と家父長制下の「一夫一妻婚との質的差異を見ている。初期の対偶婚は社会結合体の経済細胞としてではなく、ことに生産共同体としてではなく、包括的な生産集合体内部の生計細胞として扱えられるのである。

ユリアム・ブロムレイとアブラム・ベルシツの共同論文「原始社会における社会史の諸問題」〔ライプツィヒ民族学博物館年報〕第二四卷、

ベルリン・一九八二年所収）では、「氏族説」と「共同体説」の両見解が紹介され、各々の反対側から提出されている質問事項について論じられている。この論文は更に原始社会の解体の諸問題を概観している。対偶關係の役割の変化が浮き彫りにされ、また私的所有に基づく家族の個別経済が、重要な社会的生産タイプへと形成される様子が浮き彫りにされている。

それに続く二論文、ユリー・I・セミョーノフ「原始史の時代区分について」〔民族学考古学雑誌〕第八号 一九六七年所収）とルート・ストゥルヴェ「新石器時代の発掘資料に映じた狩獵採集社会の社会的組織諸形態」〔シュレツェ編「人間と人間社会の生成」ベルリン・一九八〇年所収）は、初期の婚姻形態をめぐる上記の二つの論争の立場を今一度並置したものである。ストゥルヴェの方が、諸々の対偶婚家族から構成される共同体または居住集団は原始社会の経済的基礎細胞であったとするテーゼを唱えるのに対し、セミョーノフの方は氏族説の一貫した提唱者として、二氏族的に組織された非居住的婚姻形態モデルを展開するのである。

第二章の最後の二論文、ギンター・グール「L・H・モルガンの著作における家族と氏族」〔シュレツェ編「人間と人間社会の生成」同上所収）と、ユリー・I・セミョーノフ「F・エンゲルス「家族・私的所有・国家の起原」における婚姻と家族」〔「古代」第三〇卷 一九八四年第四号所収）は、これら古典家達の立場に、ことに彼らの家族発展図式に、立ち入って検討を加えている。グールは「氏族説」の提唱者として、モルガンの「家族形態」進化の方法を依然有効性を保持しつづけているものとして、また原理的正当性を有するものとして高く評価する。そしてモルガンが、人類の始めから一夫一妻婚の一对を想定する

見解を克服し、家族の発展系列を浮き彫りにした最初の一人である、ということを指摘する。グールは親族——家族体系を再構成する際のモルガンの論理の進め方をあとづけつつ、モルガンの再構成の方法のどの要素が民族学研究の今日的水準からみて、もはや支持し難いか、反対にどのテーゼが有効性を保持していると考えられるかを示している。

モルガン家族理論の基本的な考えは、原始社会の解体局面に現存する一夫一妻婚の個別婚が、益々進行する婚姻共同体の狭隘化の最終発展段階にすぎないという点にある。この発展の出発点はモルガンによれば乱婚状態で生活していた群である。異世代親族間の、従って親子間の性交渉の排除を通して、モルガンによればまず血縁家族が、つまり血のつながった姉妹達と兄弟達の間で結婚が発達し、それにプナルーア家族、つまり姉妹達と彼女達の夫達の間で結婚が続くのである。夫と妻の比較的緩やかな結合を示す対偶家族が歴史的にそれに続いて発達したとされる。一夫一妻婚家族形態は歴史的にはこの対偶家族のあとにはじめて出現するのであって、それは夫の支配に基づいているのである。

対偶家族や一夫一妻婚家族は、民族学が調べた様々な民族において観察されるのに対して、血縁家族やプナルーア家族については事情が異なる。それらの存在は単に理論的に再構成されるにすぎず、一連のマルクス主義民族学者はモルガンの再構成の方法に疑問を呈している。

セミョーノフは前記の論文で、比較的新しい民族学研究の成果を踏まえ、エンゲルスにより大枠受容されたモルガンの発展図式を新たに再構成し解釈し直そうと試みている。彼は群の乱婚というモルガンとエンゲルスの出発点を堅持する。けれども血縁家族とプナルーア家族の

存在は民族学的資料によって確認されないとし、その代り氏族秩序の最初のかつあまねく見られる制度としての二氏族制集團婚から出発するのである。また族外婚の形成を彼はエンゲルスのように自然衝動に還せず、それを生産活動から説明しようとしている。

二、「原始社会における女の地位」

第三章に収めた諸論文は原始社会における女の地位を問題にしている。この問題をめぐる論議は、「母系と父系という」出自系のどちらが先在したのかの問題や、母系出自が女性の社会的地位にどんな影響を及ぼしたのかの問題と緊密に結びついている。

マルクス主義的研究者の大部分は、本原的には母系的に組織されていた氏族から始める。しかし他の部分は、母系氏族と同様、父系氏族もまた元から（派生的でなく）現れていたと主張する。両者の立場の相違は結局のところ、氏族秩序の下での婚姻組織をどう解釈するかに関連している。集團婚を想定すれば、氏族はただ母系出自系列をもつものとしてしか考えられない。なぜなら子供達の父親は特定しえないからである。

セミョーノフは論文「原始社会における女の状態」で先ず、氏族の本原的母系性を裏づけようと試みている。母系氏族における原理的な社会的平等という見解を、彼は氏族社会のこの段階における一般的な経済的諸関係から導き出している。獲得される生産物が大変少ないために、食料の「共同体的」分配のみが集合体の生存を保障した。集合体の個々の成員が生活手段の獲得に参与したかどうかに関わりなく、またその参与の仕方がどうであったかにも関わりなく、獲得された生産物は

集合体の全成員に彼らの欲求に応じて分配されるのである。「生産手段や消費手段に対する共同体的所有があり、また創り出された全生産物の共同体的分配がある」という条件下では、社会の一部による他の部分に対する支配は不可能であった。

更に氏族成員間の平等は非居住的集團婚によっても促がされた。各人は一生涯、自分が生まれた同じ氏族の成員でありつづけた。婚姻關係に入り込んだ男達であれ女達であれ、異氏族の成員は、この氏族の中で生活しなかつたのである。だから例えば婚姻關係に入った異氏族の成員がこの氏族の所有物に対してどのような關係に立つたのかとか、彼らが異族者としてこの社会結合体の中でどんな地位を占めたのかとか、従って氏族の内部でどんな社会的文化が生じたのかといった問題は、全く生じえなかつた。

生産諸關係における変化を基礎に、氏族の内部に生計細胞が形成される氏族秩序の第二段階にはじめて、経済的な諸關係——まだ弱くて不安定であるが——の基礎の上に、個別家族が発展することができた。セミョーノフはこの第二段階に関しても両性の關係における平等から出発する。なぜなら集合的労働や取るに足りない剰余生産物といった経済的基本關係が、以前と同様、人間に対する人間の支配に基盤を与えず、従つてまた、一方の性の他方の性に対する支配を許さなかつたからである。

そこでセミョーノフは次のような仮説を立てる。つまり、夫、妻そして子供達からなる「家族」だけが氏族内の生計細胞を構成していたのではなく、多分、兄弟、姉妹、そして姉妹の子供達——ただしこの子供達の父親は除く——からなるいわゆる「親族家族」もまた生計細胞を構成していたのだろう。そしてこの「家族」と「親族家族」との

間の諸關係がどんな仕方でも発展したかに応じて、より急速にかより緩慢にか、父系氏族の形成に至つた。もし「家族」が優越的であり、従つて父子關係が既知であれば、父系氏族への移行はより急速に遂行され、男性優位と男性支配はより早期に貫徹しただろう。逆に「親族家族」が優越的であれば、つまり婚姻が非居住的であれば、母系氏族は、従つて両性の關係における平等が長期間存続しつづけただろう、と。

セミョーノフにおいては、両性の關係の分析に際して性分業の問題は、つまり生活の確保に対する両性の寄与の大きさが男女の社会的地位に影響を与えたのかどうかの問題は、余り考慮されていない。分業を通じて女性と男性が異なる活動領域を占め、そこから男女各々に異なる権利と義務が存在するようになった、ということが指摘されるだけである。この意味で原始社会における男女の状態は異なるものではあつたが、一方の性がより高い地位を占めようという事態にまで至らなかつたとされるのである。両性の位置は分離してはいるが、平等なものとして規定される。けれどもセミョーノフはこの規定の意味を限定しつづ、男女間の平等は絶対的なものではなかつたこと、一定の発展段階で一方の性は他方の性を支配こそしなかつたにせよ社会生活におけるより大きな影響力を行使したことを付け加えている。この影響力が何に基づいていたのか、そのために決定的重要性を持ったファクターは何と何であつたのか、こういう問題についてセミョーノフは述べていない。

セミョーノフは確かに、本原的には母系的な氏族というテーゼを唱えるが、しかし母系制の段階とそれに続く父系制の段階へと原始社会の歴史を分割することを正当でないと考える。原始社会の比較的早期

の段階にも父系氏族が存在し、また比較的後期の段階にも母系氏族が存在するという事実が、このような分割を許容しないのである。

女による支配という意味での母権制を想定することは、セミョーノフにより斥けられており、総じてマルクス主義民族学では何十年も前からもはやほとんど唱えられていない。ソヴェトの民族学者M・O・コスヴェンは一つの例外をなす。コスヴェン「社会の生成——母権」

(コスヴェン『原始社会の歴史と文化』ベルリン・一九五七年・所収)は母権制を人類史全体の内部であまねく見られる歴史段階と考える。ただしこの母権制段階は、発達が弱かったり強かったり、様々な刻印をおび、多様なあり方で現れたとされる。従ってコスヴェンは母権制を、初期のまだ発達の微弱な母権制と、発達した母権制とに分ける。発達した母権制のための前提は、コスヴェンによれば単に母権的出自系列だけでなく、両性間の分業から帰結する女の強い経済上の地位なのである。ことに、生産における重要な場所を女に与えた社会で、発達した母権が形成されたとされる。コスヴェンによるとこの発達した母権制の標識は、比較的高年令の女が氏族内で卓越した地位を占め、男は社会生活において比喩的低い地位を占めている点にある。

批判者達はコスヴェンに異議を唱え、母権制があまねく見られる現象であり、人類史の普遍的歴史段階として出現するというコスヴェンのテーゼは裏づけがないと主張する。コスヴェンはあまねく見られる母権制を主張することにより、母系的構造を示しているが女の社会的優位や、まして社会的支配など全くそこには確認できないような社会の総てを、母権制に数え入れることを余儀なくされている。母権制概念はそれによって許し難い仕方では拡張されているのだ、と。

コスヴェンの立場へのこの批判は確かなものだと思える。にもか

わらず討論のために、彼の母権制に関するテクストが本書に収められている。彼の立場は西側諸国ではとりわけエルネスト・ボルネマンにより広められている。反対の立場に立つものとしてはセミョーノフのテクスト「原始社会における女の状態」がある。

アメリカの民族学者エリノア・リーコックは彼女の論文「両性間の不平等の解釈における概念問題と歴史問題」(『弁証法的人類学』一九八三年第七号所収)において、「真正の民族という神話」を批判している。彼女は、一連の民族学的フィールド研究が「伝統的社会」に対する歴史のアスペクトを、つまり植民地的影響や帝国主義的影響を、全く見落しているために、これら本原的と見なされた「伝統的社会」における両性の不平等な地位がエセ自然的なものとして現象するのだ、ということを示しようとして試みている。

更にリーコックは、「本原的な共産主義」の平等な諸構造とこの「本原的共産主義」の変形とを説明可能にするような理論の手がかりを展開しようとして試みている。総ての労働能力をもつ社会成員が直接・生産過程全体(生産・分配・交換・消費)に参与し、それを共同でコントロールしているという事態に基いて平等な諸関係が成立している——こういう想定が出発点をなしている。そしてこの共同のコントロールが消失し、社会成員の一部のみがおこのコントロールを使用する場合に、不平等の社会諸関係、最終的には階級諸関係が発達することになる。リーコックはそのセオリー・コンセプトとしてはとりわけ交換の役割に目を向ける。分化しつつある社会的分業の上に成立する生産物交換は、彼女の理解によれば、生産過程の社会全体によるコントロールを崩し、社会成員間の不平等を促す本質的モメントなのである。発展しつつある不平等は、まずは家族が経済的生産単位にな

るといふ形で現れ、次いで相互に競争し合う家族間の関係といふ形で現れる。

それと共に公一私の二分割が生じ、私的に組織された家族の内部にも依存諸関係を生ぜしめる。女の出産能力は今や、女が単に個人として人間を「生産」するだけでなく、「搾取可能な労働力」として人間をも「生産する」のだからアスベクトの下で見られる。結婚や結婚生活の構造は「搾取可能な労働力」としての子供達に対する、あるいは労働諸力の搾取者としての子供達に対するコントロールとの関係で「存在し、この目的のために女の抑圧が必要となるのである。

リーコックはその試論で「平等社会と階層化した社会」の間の質的區別を指摘し、分業や交換といった経済的ファクターが社会的不平等に對して、また両性関係の変化に對して果した役割を強調する。けれどもマルクス主義の立場に立つ他の論者と異なり、彼女の分析では、社会的変化の衝動力としての私的所有の形成については言及されないままである。

家族における女の抑圧は、リーコックによれば史的過程の最終地点である。ところがこれに反し民族学が扱うほとんどの社会は、やっとこの発展過程の端緒を示すにすぎないのである。従ってこれらの社会における両性の役割は、交換関係や分業の構造との関連で、また社会的生産のコントロールの諸形態との関連で、解釈されねばならない。そのため階層化、親族体系、そして諸家族が相互に競争し合う範囲、といったものの構造が更に探求されるべきなのである。

これらの尺度を手に、リーコックは北アメリカの様々なインディアン部族とか、オーストラリヤやアマゾン流域やニューギニアの原住民に關するこれまでの民族学的研究報告の再解釈を試みている。彼女は

その際同時に、植民地征服の影響がこれら諸民族の原始社会的諸構造にどの程度破壊的に作用したかを示している。

三、〔小括〕

エンゲルスは「女の世界史的敗北」⁽⁵⁾を母権の転覆に結びつけている。母系的出自系列から父系的出自系列への移行は、富の蓄積及び家長制的家族によるこの富の私的占有への移行の結果として、生じたのである。この私的富を維持し、自分の子供達に手渡すということが、父権的遺産相続を必然化し、また一夫一妻的個別婚の下での女の服従を要求することになる。マルクスは次のように書いている。「一夫一妻婚の出現を促した推進力は財産の増大であり、その財産を子供達に、嫡出の相続人達に、つまり結婚した両人の実の子供達に相続させたいという要求であつたから……新しい慣習が出現した。つまり妻の閉居である」⁽⁶⁾。

民族学の諸研究は、富の蓄積との関連における父権的遺産相続の出現というエンゲルスのテーゼを、歴史発展の主な道として確認している。確かに民族学の研究資料は、實在の歴史過程には母系制から父系制への移行の、他のバリエーションがあつたことを示している。父系制が階級社会の存在よりも相対的に早い時期にまでさかのぼる場合もあるし、また母系制が階級社会の存在する時期にまで達している場合もある。マルクス主義民族学はこれらの発展諸形態を説明しようとして努めている。様々な解決モデルをめぐる論争がなされている。本書にはセミョーノフの立場が紹介されているが、彼は母系制から父系制への早い移行と遅い移行というバリエーション問題を、氏族組織の発展

全体の問題の一部として把握しようと試みている。セミョーノフの論文「母系氏族から父系氏族への移行問題」『ソヴェト民族学』一九七〇年第五号所収）は、とりわけいわゆる「オーストラリア論争」の解明を指している。オーストラリア原住民の下では私的所有の存在なしに父系制への早期の移行が確認されている。セミョーノフは二分組織における諸変化をつかむことに集中している。その際の彼の再構成は、部分的に複雑な諸モデルへと導く。早期の父系制を伴うこれらの社会での女の社会的地位については事のついでに述べられているにすぎない。

総じて本書に収めた論文の多数は、問題の中心を氏族と家族の關係に、またこの両者の布置における諸變化に設定している。原始社会での生産における女の位置や女の生産活動に関する研究は、まだ少ししか展開されていない。それゆえ本書でも原始社会における女の社会的地位についての全体像を伝えることができない。にもかかわらず家族と氏族の關係の分析は、家族における女性抑圧が結局のところ私的所有の生成と結びついているのだというテーゼを裏づけているのである。

対偶關係が經濟機能を持たず、両性間の諸關係が經濟的土台を全く持たなかったか、あるいはほんの少ししか持たなかった間は、氏族—家族關係において氏族が中心な經濟的社会的（ソシヤル）基本単位をなした。生産諸力の低い發展水準が、全員の生存を確保するために、氏族の全成員に集合的労働を強制したので、抑圧關係のための經濟的基礎も、他の社会成員や異性に対する支配のための經濟的動機もなかったのである。

西側の民族学者達の間で論争点になっている再構成の方法の問題

は、本書では考慮の外に置いた。本書の目標はむしろ、原始社会研究の諸成果、様々な論争上の立場、そしてやっと解決の緒にいたればかりの諸問題を紹介することに置いた。

原注

- (1) エンゲルス『家族・私的所有および國家の起原』ドイツ語本『マルクス・エンゲルス著作集』第二二卷二八二—二八三頁（大月版『マルクス・エンゲルス全集』第二二卷二七—二八頁）。
- (2) これについては『民族学・考古学雑誌』二〇号（一九七九年）における、エンゲルスの「哲學的「二元論」への非難をめぐる論争を参照されたい。「布村一夫「生命の生産と再生産は一元である」（『マルクスと共同体』所収）を参照されたい。」
- (3) H・J・ヒルデブランド「十九世紀の家族研究における進化主義——J・J・パッハオーフェン、J・F・マクレナン、L・H・モルガンにおける、歴史的 방향性を持つ家族の一般理論」（『マインツ民族学論集』第四卷、西ベルリン、一九八三年）参照。
- (4) セミョーノフ「原始社会における女の狀態」、本書「母權と父權」二二六—二二七頁。
- (5) エンゲルス、同上、六一—六二頁（同上、六二—六三頁）。
- (6) マルクス『民族学ノート』フランクフルト・アム・マイン、一九七六年、一六二—一六三頁。「モルガン『古代社会』摘要」大月版『マルクス、エンゲルス全集』補卷四、二九三、二九四—二九五頁。布村一夫訳『古代社会ノート』未來社、四六—四七頁。

バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集——

ヨハネス・デールマン

訳・石塚 正英

3 (下の)

ジョン・ファীগスン・マクレナン(一八二七—一八八一)著『原始婚姻』(一八六五)は、バッハオーフェンのもののみかたに測り知れない影響を与えている。⁶¹⁾したがってわれわれとしては、その著作にもっと立ち入ってみなければならぬ。マクレナンが当然にも強調していることだが、かれはバッハオーフェンとはまったく別の道筋でもって自分の結論を得たのである。⁶²⁾両著作の根本的な相違は、その精神および方法に存する。『母権論』においては、「自然(未開)宗教」が史的発展の原理である。(これに対し)宗教のそのような意義を認めないマクレナンは、明らかに『母権論』全体のこの要点を承認しなかったし、それだからバッハオーフェン理論一般に根拠付けがあればと惜んだ。⁶³⁾『原始婚姻』は真に社会学的な著作であり、それは社会組織を科学的研究に固有の対象としてきっぱりと捉え、もっぱらこの諸現象に専心し、それらを類型化し、種別分けし、ひとつの発展系列に構成し、そのようにして婚姻の歴史を復原している。マクレナンは、婚姻と家族に関する多様な諸形態の発生に対して、いろいろな社会制度の意義を、それら相互の交錯と依存の中ではっきりと承認した最初の人物であった。かれの術語はつとに民族学の公有財産となつていく。ここにおいてバッハオーフェンは、かれ自らその解決に苦しんだ諸問題の、典型的な定式化を見いだし得たのであった。その研究(書)

は、方法に関する厳密な定義でもって始まる。「文明社会の初期の歴史に関する主要な情報源は、第一に、原初状態にある人種の研究であり、第二には進歩した諸民族が市民権の構成あるいはその行使の中で用いた象徴についての研究である。併行して続けられてきたこれらの研究から、われわれは、社会現象をその古さの程度に応じて類別する能力と、またしたがって人類進歩の諸段階をその順序に従って結びつけ、整える能力を、大いに獲得するのである。」⁶⁴⁾歴史学研究の因襲的な方法をもつては、われわれが若干の未開民族のもとで念頭においている、そのような原始的な生活様式にまで文献学を連れ戻すことはできない。特にインド・ゲルマン学では、文化の始原に関して何の情報も得られない。そのわけは、アリア系の原始民族は、その生活方法においてキルギスないしタタールの牧畜部族と同じだからである。すなわち婚姻法、男系親族、父権制、そして王権による統治は最初から存在したのではない。インド・ヨーロッパ語族およびセム語族のもとで実際に女系起原の痕跡が存在するののかということは別として、それらは発展のほとんど最終的な段階になって生じたものであった。文化の端緒について、中央アフリカ、アメリカ、インド、それに太平洋諸島の原初諸部族から情報が得られるとしても、婚姻法とか発達した家族制度をもつてはいなかろう。「現代におけるこれらの事実は、或る程度まで、最古の歴史でもある。法と社会の科学において

は、古いということは年代においてでなく構造においてのことを意味する。すなわち、進化という点で人類進歩の出発点に最も近いところに存在するものが最古なのであり、その出発点から最も遠く離れているものが最新なのである。」民族学がこんにちまで格闘してきた、原初文化および文字なき諸民族の歴史の比較年代という問題が、これを以てはつきりと定式化されるのである。(《だが》マクレナンのその初めての偉大な進化主義的解決策は、疑いなくも、原初文化の比較年代という問題が内包している難点を、過少評価しており、また婚姻と家族に関するかれの発展系列は、社会現象について論理的な「配列」だけでは未だかつて歴史の復原とはならないことを、明瞭に示している。それでもかれは、ひとつの実り豊かな科学的研究を創始し、これを動かしたのである。そのことだけが重要なのであって、時代に制約された誤謬がそうなのではない。

『原始婚姻』によると、婚姻および家族の発展史は以下のようになる。すなわち、最古のホルドは、厳しい生活条件のせいで、不可避的に区々としていた。生存のための無情な闘争がそれらの道徳や性格を規定していた。あからさまな自己保存の本能は、かれらに女兒殺しを強いた。これは集団内に女の不足を生む結果となり、女の不足は女略奪をもたらした。女略奪の風習は、最終的に、同一集団内の個人間の結婚を禁止する族外婚規則を起すこととなった(一〇九頁以下)。個々のホルド内では、性と占有の共産主義が有力であった(一三五頁と次頁)。生存闘争における集団統一の経験から「貯え(Stock)」の概念が発生した。各人は集団全体の成員にして、総体としてのホルドとのみ親族関係にあった。個人的な血縁関係の観念は未だ生まれていなかったし、父とか父子関係とかの概念も知られておらず、未だ個人

的な親族制度は形成されていなかった。したがって族外婚的な原初のホルドは、略奪された女が居合わせていたにもかかわらず、まったく均質的だったのである(一八四頁と次頁)。

個人的な血縁に関する、最古にして最も単純な制度は、もっぱら女を通じて行なわれる親族決定のそれであった。既に支配的となっていた族外婚規制と結びついて、母系の親族名称体系が最古のホルドの均質性を破砕し、女略奪の風習を不必要なものにかえた(一三六頁、一八六頁)。個人的な母方の血縁の発見は、つまり女略奪の風習において驚くべき事実を意識させることになった。それは、略奪されてきた母たちとその胎児は元来のホルドと血を異にするという事実である。

ホルドの統一は内部から解体し、集団全体は母系親族名称と族外婚の原理に即して再編された。元来同一ホルド内成員間での結婚を禁じるものであった族外婚規制は、それがいまや——感情的ながら——母方の親族名称に結びつけられ、今後母系子孫との結婚を禁じるようになった限りで、その内容を改変したのであった。女略奪という野蛮な風習は、このようにして生き残った。(但し)それは象徴的な行為に姿を変え、新しい結婚規制、例えば女売買、女交換およびより穏やかな婚姻形態がそれにとって代わったのである。概して母方血縁の発見は、すこぶる全般的に女の威信を高め、往々彼女らを家族内の優先的地位につけた(一五一頁と次頁)。

母系の族外婚の親族集団は、ひとつの新しい社会的な統一を呈示する。相続権、継承、それに血讐は、母系原理に従って規定された。居住規則もまた、不可避的に新たな状態に順応した。ホルドが依然として共同の野営地をもっている、個的な血縁の発見後は、あらゆる母系血統がひとつの「氏族」ないし「家」として、いっそう緊密に集ま

って群をなした。次なる一步は、母とその子供達による家政の分離であつた。いっそう小規模な親族集団による独自の住居は、かれらの归属感を強化した。原ホルドからは、名称以外に何も残らなかつた。ホルドの分節化と同時に所有権が形成されたが、それはマクレナンの理論において重大な役割を果たしている。すなわち、所有権は婚姻と家族の発達史を伴い、それを担つて一緒に進むのである（一九六頁と次頁）。

これまでにわれわれは、発展の二段階を知つた。つまり、性と占有の共産主義を備へた原ホルド、および族外婚的な母系の氏族である。次なる段階は男系親族を伴つた父系氏族となる。男系親族集団というのは、その個人的な構成中において母系（親族）の鏡像なのであつて、出自が女系でなく男系で算定されるだけである。それはどのようにして發生したのか。女系算定から男系算定への移行は、推定してどのように生じたのか。母系の親族名称体系はプロミスキテートに結末をつけ、規則的な一妻多夫婦に道を拓いた。これはこれでいま一度、男系の出自算定を創始したのであつた（一三九頁）。それゆゑに、一妻多夫婦はプロミスキテートから一夫一妻婚へと向かう発展系列の、また原始状態から男系親族への中間項に位置している。様々の民族において未だに観察し得る、一妻多夫婦の若干の形態は、いわばこの発展系列の諸段階を表現しており、プロミスキテートから単婚への、母系親族観から父系親族観への移行を、実例をもってまさにありありと示しているのである。マクレナンは、母系親族の共同住居に暮らす妻のところでの訪婚を伴う非血縁夫妻の一妻多夫婦を、歴史的に立証できる婚姻・家族へ最も低い形態とみなす。ここで子供たちは、もちろん母の集団に所属する。その典型的な例はマラバール（インド西南沿

岸）地方のナイア族である（一四七頁と次頁および上述の箇所）。母方出自の意義は、この段階では就中、二通りの点に關して示される。すなわち、結婚体系と繼承とに對して規定を与えているのである（一九一頁と次頁）。夫方の出自算定へのこのきわめて重大な進展は、一人の妻との兄弟多夫一妻婚を経て生じたが、その際、住居繼承制度が決定的な役割を演じた（一五三頁）。妻は自分の血縁を棄て、夫たちの血縁的な家族のもとへ移転する。ここでマクレナンが示す典型的な例はティベット族である。かれは、社会組織の発展に對して住居繼承制度が有する重大な意義を少なくとも部分的にであれ認識した、最初の人物であつた。兄弟多夫一妻婚は、妻の貞節のもとで、なるほど個人的な父子關係は保証しないものの、父方血縁の共同的な父子關係は保証する（一五四頁）。夫妻の家に生まれた子供たちは、かれらの相続人でもあつた。兄弟多夫一妻婚集団の内において、諸事情が許せば容易に長兄の優先的な地位が形成されたし、その地位は最終的には家長の傾向を帯びた（一九四頁）。一夫一妻婚あるいは一夫多妻婚は、おそらく族長たちを通じて勝利を得たのだろう。すなわち、かれらは一人ないし数人の妻と結婚する力をもっていたのである。そして最終的に、これらの婚姻形態と夫方の繼承とは、首長たちが当然為すべき義務にして、社会に對するモデルとなつた。

『母権論』との共通点は明らかなけれど、その差異もまた明白だつた。ひとつだけ重要点を掴みだすとすれば、それは一妻多夫婦である。パットナーフェンはマクレナンの理論を引継いだ。すなわち、『古代書簡』においてもまた一妻多夫婦は、プロミスキテートから一夫一妻婚への発展系列の中間項をなしている。だが当然にも、すでにラボックは、一妻多夫婦のごときごく稀な現象は、マクレナンがそれ

に与えようとした役割を婚姻の発達史中で果たし得るのは不可能であると指摘していた。ラボックは「一妻多夫婚を、発展系列全般における一分節として解明したのである」。

バツハオーフェンは、なるほどマクレナンの明晰な叙述に強く印象づけられたものの、かれが常に宗教の中に見いだしている「より深い基礎づけ」が欠けていることにも気づいたのである。——かれの性格に似合ったような、マクレナンとの個人的な意見の交換をバツハオーフェンが果たして求めたのかどうか、われわれにはわからない。いずれにせよ、マクレナンとの書簡の交換については何も知られていないのである。

すでに一八七〇年のうちに、バツハオーフェンはジョン・ラボック（一八三四—一九一三）の『文明の起原』にざっと目を通してはいたが、根本的に研究することはできなかった。翌年の二月か三月、ようやくかれは、長いこと探していた本を手に入れた。その著作へのバツハオーフェンの関心は、たしかに、まったく個人的な理由によるものだった。なぜなら、ラボック著作の序文において、「特に注目すべき」ものとして、ヨーハン・ゲオルグ・ミュラーの『アメリカ原始宗教史』（一八五五）、マクレナンの『原始婚姻』（一八六五）、ヘンリー・メーンの『古代法』（一八六一）と並んで、『バツハオーフェンの』『母権論』が列挙されているからである。また『婚姻と親族関係の章（第三章）（五八頁以下）』では『母権論』が詳しく扱われ、バツハオーフェンがマクレナンやモルガンとともに、同時に重要な著述家として提起されている。したがってラボックは、定評ある、重要な著述家として『母権論』をめぐる沈黙の呪縛を打破り、その著作に対し民族学において当然ふさわしい注目を得させた人物なのである。バツハオー

フェンがラボックに対して個人的な接触を求めたことは、バツハオーフェンに宛てたラボックの短信が証明しているように、たしかなことである。

逆にラボックの方は、生涯の間ことのほか考古学に恩義を感じてきたバツハオーフェンにおいて、ひとりの理解ある読者を見いだした。ラボックは既に『先史時代』（一八六五）において、その若干の章を現存する未開民族の叙述に捧げたが、「そのわけは、もっか低段階の諸民族が使っている武器や道具は、われわれに対し、昔の意義とか、また太古の墳塚や河岸の洗場の推積物から見つかった物件の使用法を数多く解明してくれるからである」。「それをもって先史人類の証言が人類の発展過程に含まれたのであり、先史の人工物から民族学への橋がかげられたのであった。「ラボックが……この方法的原理を公式化したような」その方法は「きわめて普遍的であるため、進化論に拘束されることなく、こんにちでも未だに妥当性をもっている」。

『文明の起原』でラボックは、自分の研究範囲をさらに拡張し、「未開人の社会的、精神的状態、かれらの技巧熟達、親族観念と婚姻観念、宗教、言語、道德感情、それに法的状態」に關し詳細に解明した。著作の序文は、その序文にも記されてあるごとく、タイラー『人類古代史研究』（一八六五）との大きな類似性をもっている。「文明の大きかりな発展諸段階に明確な観念を与える」というかれの意図は、実際その著作を徹底的に読破してあったバツハオーフェンのそれと完全に一致した。とはいえバツハオーフェンののちの文献にまでいっそう深い痕跡を残したのは、第三章「婚姻と親族」だけであった。それはバツハオーフェン、マクレナン、それにモルガンの著作に基礎を置いている。ラボックはかれらと議論し、同時にかれ自身の理論を展開してい

る。それに従うと、初めに共同婚すなわちヘテリスムスがあった。未開民族のもとの婚姻形態や結婚儀式に関する豊富な資料が、この主張を支えている（五八〜七〇頁）。それはバツハオーフェンにとって、本当の宝庫である。モルガンのマライ式親族名称体系は、原始社会では未だ婚姻の概念は存在せず、子供は一般にかれの両親とでなくただホルド全体と結びついていただけであることの証明に役立っている（七一頁〜七六頁）。その後次のような方法によって個人的な婚姻が共同婚を排除していったとされる。すなわち、太古においては男は誰も、全ホルドの法に違反することなしに、同時に自分だけのためにひとりの少女を要求することはできなかった。ただ戦争捕虜の略奪だけは、かれの部族仲間とその戦利品を渡さず自分の個人的占有とみなす権限をかれに与えた。それゆえ、婚姻起原は「いかなる神聖な、社会的な動機」をも持たず、「粗野な暴力」に、女略奪に基づいている（八〇頁以下）。ほどなく共同婚と個別婚とが相並んで存在するようになるが、時がたつにつれ、若干の民族において個別婚が、そのあからさまな優越性のゆえ、独占的な勢力を獲得していった。

『母権論』と同様、ラボックにあっては個人的な婚姻は、原初的な一様な人間集団を分節させ、最終的に若干の民族のもとで独占的な承認を獲得することになる、唯一の制度原理である。そのきわめて単純な「略奪婚・理論」は、差し当ってバツハオーフェンに感銘を与え、かれをして、ただちにそれを独自の体系にあげがわせしめた。けれどまかれは、まもなく、マクレナンの方がやはり優れていると考えるに至ったのである。

ラボックにおいて親族概念の發展史（一一九頁以下）は、婚姻のそれと似ていて、単純に描かれる。ここではかれは、モルガンにひどく

遅れをとっている。共同婚は、最下位の文化段階における、共同親族（die kommunale Verwandtschaft）と一致していた。すなわち、子供はその父あるいはその母の、いかなる特定の親族とも関係せず、部族全体と血縁にある一員とみなされていた。共同婚、複婚、そして狩猟民族の移動性生活においては、父と子の関係は弛く、これに対し母と子の絆は、確かに生来強固なものである。したがって、女を通じての排他的な親族名称規定が、また母系の相続法が生まれたのである。Avunculus すなわち母方オジ、⁽⁸⁶⁾「言葉の本来の意味では姉妹の家長」（一二四頁）に関する詳論は、バツハオーフェンが特別の関係をもって書き留めた。そればかりかムンツインガーの『東アフリカ研究』読書（一八六九年一月）以来、Avunculat にこそバツハオーフェンの全注意が向けられてきたのだった。純然たる母方の親族名称規定から排他的なそれへの移行を、ラボックは、「自分の財産を實の子に遺したい」との夫の願望によって説明する（二二六頁）。この推移が起こるや、父方の親族関係は母方のそれを完璧に駆逐した（二二七頁）。そして最後の最後になってようやく、両親に対する子供の親族関係が地歩を確たるものにしたのであった。

非凡な学識でもって樹立されたバツハオーフェンの理論に対し、ラボックは（七八頁と次頁で）反論する。すなわち、ギュナイコクラテイー（女人統治）にある諸民族は——それが本当に存在していたとすらなら——きつと稀な特例であろう。それどころか反対に、最低段階の種族では、妻たちの地位は徹底して従属的で、婚姻原理は妻の権利にでなく、明らかに夫のそれに基づいている。バツハオーフェンの觀念のごとく、實際的に妻たちがかの女らの権利を擁護したなどという事例は、歴史に知られていない。未開諸部族の女は、そのことに對す

る、ただの一つの証明も提示しなかった。夥しい事例によって説明されたこの論拠の影響下に、バツハオーフェンは事実上讓歩し、妻が夫に対して婚姻を強制したとのテーゼを放棄したのである。あとは、より良好な状態を求める女の「渴望」だけが残された。母権から父権への進展は「男女関係史上最も重要な転換点」を表現しており、父性の精神的な性格の認識を通じてひき起こされたとのバツハオーフェンの主張には、「まったく誤った、そして奇異な」(一二六頁)という寶辭がついている。この断定に、バツハオーフェンは公然と激怒し、それによって自分の側からラボックの立証に逐一反駁を行ない、「自分のもつ資料を精神的に消化しきれずにいるイギリス人の貧弱な洞察力」を詳細に論証することになる。それにもかかわらずバツハオーフェンは、この重要な箇所において自分の理論を、やはり修正したのであった。つまり今後は、母権から父権への移行は、父性の精神的な性格の認識によってまったく全面的にひき起こされたのではなく、それは別の、外的な事情の助けをも借りて、なかでも特に所有権の発展を通じて完成された(と修正された)。父性の精神的な性格の認識は、通例、父権の關係の地盤に立って初めて発生し得、その後徐々に人類の意識に浸透し得たのである。

『文明の起原』はバツハオーフェンに対し、二つの重大な結果をもたらした。すなわちそれは、バツハオーフェンの従来の理論上重要だった構えを揺す振り、モルガンの出版物からの広範な抜粋を通じて、親族名称体系の諸問題をバツハオーフェンに知らしめるに至ったのだ。まさしく『文明の起原』中に伝えられたモルガンの親族名称法は、はなはだ強烈にバツハオーフェンの関心を引き、また(本書での中に)みるように、かれの『爾後の』研究に方向付けを与えることと

なったのである。

エドワード・B・タイラー(一八三二—一九一七)の『人類古代史と文明発展の研究』(第一巻、一八六五年、第二巻、一八七〇年)讀書を通じて、バツハオーフェンは、人類発生史に関する「一九世紀の最も重要なイギリス民族学者」の理念をも学び知った。共通性は夥しい。すなわち、両者とも人類の文化史を、長くて複雑な成長過程として考察した。その際の過程は、その広がり全体において究明され、過去が現在の解明に、全体が個の解釈に関係する場合に初めて、理解され得る。また、人類の心的統一を確信する両者は、人間精神の発展諸段階として、文化の多様性を説明した。「われわれはもはや未開諸民族のごとく無自覚な進歩の段階に立っているのでなく、自覚的な進歩の段階に立っている」という文章は、殆んどその文字通りに、バツハオーフェンにもみられる。(さ)に) 両者の研究は、歴史の流れの法則を探究するという大がかりな目標をもっていた。タイラーの理念の宝庫からは、バツハオーフェンの体系拡張にとって様ざまの刺激が現れた。例えば、ベルギーの社会学者にして数学者のアドルフ・ケテレット(一七九六—一八七四)に引続いてタイラーが展開した民族学上のモデル概念、民族学的な宗教研究、そして最後にいわゆる民族学的比較の問題に関する厳密な議論。ところでバツハオーフェンは、歴史生成の統計的・数学的処理とは、本質において無関係であった。また、神話と宗教の諸問題におけるかれの立脚点がきわめて揺ぎないものであったため、アニミズム理論の創始者タイラーの、はなはだ重要にして実り豊かな評述には関わりをもとうとしなかった。ただ、民族学的比較という刺激だけは受け入れた。この問題は、すでに

ラフイトーが研究に先鞭を着け、バステリアンとタイラーとが鮮明にし、最終的にラツツェルが一方的に、『民族の』移動と文化の接触の立場から「反進化主義的」に答えを出したのだが、その問題はバッハオーフェンにとり決して目新しいものではなかった。かれはずでに『母権論』で、社会構造における同質の諸現象に対し、人間本性の同質性という確信を基礎にして、一般に、それぞれに独立した起原を承認していた。さらに『タナクウイル《伝説》』では、同質の神話モチーフおよび同質の社会制度が、イタリアとアジアにおける文化の歴史的な連関の実証に役立ち、それと共に、口碑で伝えられた『民族』移動の史実性の証明にも役立った。バッハオーフェンの十分選りすぐられた見解は、それに従って出てくるのであった。人間本性から生ずる相等的い社会現象が問題であるのならば、歴史的な証言ないし実証された口碑伝説が『民族』移動ないし『文化』伝達を立証しない限り、それぞれに独立した起原を承認しておかしくない。だがかれには、独立した起原かあるいは伝達かという問題よりも、現象それ自体の解明が、常に、いっそう重要であった。実際かれは、一八七〇年以降、地球的視野において、この問題を追究した。また『母権論』と『タナクウイル《伝説》』での数の神秘的象徴説に関連して、バッハオーフェンは八という数の起原、⁽⁶¹⁾ 伝播、そしてその意味についての問題のため、一、二連もの「古代書簡」⁽⁶²⁾ を献じたのであった。

原註

(61) 本書五四三頁、五六〇頁以下参照。

(62) 本書五二八頁脚注二(本訳文では注二五)参照。

(63) 『古代史研究』(一八七六)、四二七頁と次頁。

(64) 『原始婚姻』、『古代史研究』(一八七六)中に再録したものの一頁。上掲原文(『イギリス語文』)の頁数指示はこの版によっている。

(65) この議論について、およびセム語族、ギリシア人それからペルシア人における母系出自の痕跡(一七五頁以下)との関連で、マクレナンは、ヘンリー・メーン卿(『古代法』一八六一)の「父権理論(patrilarchal theory)」を参照させている(九一頁以下、一八一頁以下)。《そこで》メーンは、最古の家族形態をヘブライ人の父権制のごとくに想定している。バッハオーフェンは、なるほど二、三回メーンを引用してはいるが、それ以上目立ってかれ《の著作》を読んではいなかった。

(66) 特に『原始婚姻』一八七六年版)一八三〜二二七頁をみよ。

(67) 族外婚と族内婚の発見は、マクレナンの最も偉大な業績の一つであり、『原始婚姻』はその解明に尽力したのであり、また《その解明に向けて》こんにちまで探究の努力が続けられている。族外婚規制は、親族中における特定の集団に外婚を命じ、内婚を禁ずる。族内婚規制はこれとあべこべに、特定の集団に対し内婚を命じ、外婚を禁ずる。これらの規制はしたがって、それが効力をもつような似合いの集団がはっきりと描かれている場合、はじめて明白なのである。親族名称体系にとつて、また人間の体系一般にとつても、近親相姦の恐れは根元的な重要性をもっている。近親相姦の恐れの原因は、こんにちでは専ら核家族(Kernfamilie)の中に探究される。これはどこにでも見られる普遍的な現象として、たしかに、同じくどこにでも見られる普遍的な近親相姦の恐れの原因場所であり得る。しかし、核家族における近親相姦の恐

れが、そのままだちに、親族関係にある人びとのより大きな圏を包含する族外婚一般の原因であろうか。マードック（前掲書『社会構造』ニューヨーク、一九六〇、二八四頁以下）が承認したような、現代の行動心理学的な意味における「刺激法則（stimulus generalization）（C・L・ハル）の原理に即した拡張が起こったのだろうか。また近親相姦の恐れと出自計算との関連はどのようになっているのか。あるいはより大規模な親族集団のもとにおける族外婚は、果たして別の、独特の、核家族と無関係な発生根拠をもっているのだろうか。あるいは宗教的（起原をもつ）か。（E・デュルケム「近親婚の禁止とその起原」一八九七をみよ。）すべてが難解な、未だすっかり解明されたわけではない問題ばかりである。これらの事情に直面して、マクレナンによる最初の解決の試みは、われわれの注目を集めてしかるべきである。モルガンは、『古代社会』（一八七七）の中で、マクレナンの発見をまったく無価値だと否認し、タイラーはそれを偉大な業績だと称え、自らもその問題と取組んだ。モルガンは、族外婚・族内婚規制は、いったい折々どの集団に適用されねばならないのかマクレナンは明瞭に述べていないとして、正当に批判している。そのことは、その同時代における様ざまな親族集団に関するいっそう精緻な研究に拍車をかけた、意味深長な異議であった。モルガンは、マクレナン（著作）に欠けているとして惜しく思ったことを、『古代社会』（一八七七）の中で自ら果たした。すなわち、族外婚と族内婚とは常にはっきりした特定の一集団に並存しているのだが、マクレナンの術語ではしかし注意深く避けられている。さらにわれわれは、モルガン、バツハオーフェン、それにジ

ロー・トゥーロンにあってこの問題全体は、近親相姦の恐れの原因という問題に集中していることがわかるだろう。その場合にこれは、族外婚、出自算定、そして親族名称体系と内的に関連づけられる。この問題はしたがって、これらの人びとによってただちにその根本を擱まれたのであった。

(68)

出自算定には三通りの根本原則がある。すなわち母系、父系、および双系である。マクレナンは、根本においてそれらを明瞭に認識していた。（だが）三重の出自を有する、母系・父系算定の組み合わせだった、第四の規則は、当時未だ発見されていなかった（それについてはマードック、「双系」、『アメリカ人類学者』誌第四二号（一九四〇）五五五頁以下をみよ）。マクレナンおよびそのほか同時代人の根本的な誤りは、出自諸原則の系譜的な見方に存する。血統計算はもっぱら社会的諸規制を表現しているのであって、原則として、系譜的な親族名称ないしその知識とは無関係な点をはっきりと解明したこと、それはW・H・R・リヴァーズ（『社会組織』一九二四年、八六頁以下）の偉大な功績である。その規制は、或る個人が生まれた時、どの個別の親族集団に帰属するかを決定する（B・Z・セリグマン、「近親相姦と血統」、『立人類学協会誌』第五九号（一九二九）二四八頁、G・P・マードック、『社会構造』一五頁以下をみよ）。こうした事情では、マクレナンの全推論が、それが誤った前提に依拠するがゆえ、誤った道に迷い込んでしまったことは、明らかである。血統計算に關し系譜的な誤解から結論が導かれてしまうと、母方出自の集団はただ母方親族だけしか知らず、父子関係の真の性格を未だ擱んでいなかったことになるし、少なくとも父子関係は不確かかというこ

ことになる。最初の親族観念は必然的に母と子の集団に結びついたことになる。《たが》出自諸原則は、たとえ系譜的には諒解されずとも、社会的にはすぐれた意義をもっているのである。すなわち、その原則は親族諸集団の構成を決定する。それらの集団は、その多様性の中でまったく本質的に、様々な出自諸原則の一産物と理解し得るのである（マードック、『社会構造』一六頁、四一頁以下）。——（それでも）ここに根本的な疑問が残る。すなわち、所与の系譜的な親族名称の知識があるのになおそれでも、かくも夥しい太古の諸民族がなぜかれらの親族諸集団を単系の出自諸原則に即して形成したのか。A・ゲーレンは、先史社会のこの技巧を、「己が身体でもってする文化的仕事の傑作」と呼んだ（『原始人とのちの文化』二二四頁、また同書五三五頁注三をもみよ）。

(69) 血縁的な親族集団、出自諸原則、族外婚と族内婚の認知でもって、マクレナンはすでに、結婚規制の全問題をも、根本的には把握していた。《すなわち》結婚体系は、一般的に族外婚規定を越えて、個々に、どのパートナーが結婚できるか、あるいは結婚されるべきかを決定する。そのような結婚規制のひとつとして、マクレナンはレヴィエルト婚とソロレト娘を識別していた。しかし当時、識見は一般に、よく話題にされる結婚風習、婚姻儀式に限定されていた。ここでは女略奪、女売買、それに女交換が論じられているが、このあとすぐにオーストラリアの婚姻階級が重要な役割を果たすこととなる。平行従兄妹婚と交叉従兄妹婚といった様々な形態は未だ視界の外にあった。或る真に基本となる仕事の中で、C・レヴィイストロース（『親族の基本構造』一九四九）は、問題を全面展開し、先史社会の *op. in abs.*（『互酬性』

という基本的な原則に基づいて、ここから近親婚の禁止、族外婚、それに親族名称の様々な形態を説明するため、規則正しい少女交換をかれの体系の基点に選んだ。これに反してL・A・ホワイト（『文化の進化』一九五九）は、かれの大きかりな説明の試みに際し、近親婚の禁止を基礎とした。F・G・G・ローズは、かれの著作『グールド・イーランド（オーストラリア北部の島）原住民のもとにおける親族の分類、年齢構造、そして婚姻』（一九六〇）でもって、まったく新しい視点を説明した。これに加え、C・A・シュミッツの（前掲書）七一頁では（次のようにある）。「……ここでもまた論争は未だなかなか終わらない——それどころか、未だ、殆ど緒にもついでない。」

(70) マクレナンの意見では、進歩があらゆる事例においてこの道筋をとるというわけではなく、ここではただ「進歩の標準的な線」を問題にしているだけのことである。『原始婚姻』一三九、一五一頁をみよ。

(71) 住居継承制度は、新しくつくられた家族がその住居をどこに定めるかを規定している。可能性はたくさんある。C・A・シュミッツ前掲書一〇一頁以下には、よく出来た概要が記されている。すなわちここにはたくさん可能性がありありと例示されており、また同箇所には文献の指示もある。社会組織一般に対する住居継承制度の意義については、マードック『社会構造』（一九四九）のいろいろな箇所をみよ。またR・H・ローウィ『原始社会』（一九二〇）一五七頁およびR・リントン『人類研究』（一九三六）一六九頁をみよ。

(72) マクレナンは、長兄の優先的な地位からレヴィエルト婚制度を

もひきだしている。

- (73) 若干の部族にみられる一妻多夫婚の問題についてはJ・H・ステュワード・W・Z・パーク、D・G・マンデルバウチ、O・C・ステュワードの著作をみよ。また問題の全般に亘ってはM・K・オプラー「女の社会的地位と結婚諸形態」『アメリカ社会学雑誌』第四九号(一九四三)一三〇〜一四六頁をみよ。またギリシアとデンマークの皇族ピーター『一妻多夫婚の研究』(一九六二)には最良の概観がみられる。
- (74) 本書、二五頁以下および五七九頁と次頁をみよ。
- (75) J・ラボック、『文明の起原』(二八七〇)八二頁、一一五頁以下。
- (76) 個々の特殊な例として、たしかに女兒殺しが婦女の不足と一妻多夫婚を導きはしたろうが(W・H・R・リヴァーズ『トダ族』一九〇六、四七七頁以下をみよ)、それでも族外婚のようにきわめて広範囲に亘る風習を、個々の数少ない特例から導出するのは不可能である。
- (77) とはいえ、一八七〇年一月五日パッハオーフェン宛てのリープレヒト書簡をみよ(遺稿九三、一五七)。ここにおいてリープレヒトは、パッハオーフェンがすでにマクレナンと連絡をとったのかどうかを問うている。
- (78) パッハオーフェンからホルヌングへ、一八七〇年一月一七日付。
- (79) ホルヌングとの交信をみよ。
- (80) 遺稿、二五五、一四。
- (81) 『文明の起原と人類の原始状態』(ロンドン、一八七〇)、その

独訳版(イエナ、一八七五)七頁。

- (82) W・ミュールマン、『民族学の方法論』(シュトゥットガルト、一九三八)八二頁。
- (83) 『文明の起原』(独訳版)七頁。
- (84) 同上、九頁。
- (85) 遺稿、二〇、一一一〇〜一二七七。
- (86) 『アメリカ芸術・科学アカデミー紀要』(一八六八)による。
- (87) ラボックの論述に対する(以下の)パッハオーフェンの注記をみよ。遺稿、二〇、一二三六。「このことから結局、プロミスキテーは実際、略奪に至り得、それと同時に族外婚の原則に至り得ることが推論できる。いずれにせよわれわれは、プロミスキテーを略奪と族外婚の完全な対立物と見做す必要があるし、この関係で論ずる必要がある。捕虜(に対して)だけは独占権を是認し、ともかく排他的な関係に大いに与かる。したがって両期の結合。」等、同上、一二三七、一二四八。
- (88) 本書、五六九、五七九頁と次頁、および二四頁以下をみよ。
- (89) ここには²の権への言及もあるが、それは『古代書簡』の中できわめて重要な役を担うものである。本書、二七八頁以下、四四四頁以下をみよ。
- (90) 「エトルリア人家族の母系原理」全集第六卷、三二七頁と次頁、三三〇頁と次頁をみよ。
- (91) 遺稿、二〇、一二三三。『ラボック『文明の起原』の』七八頁、七九頁。女はヘテリスムスの最底段階を拒もうと努めたとのわたしの見方への反論。婚姻(複婚をも含めて)の最初の承認が不明であるのは、もちろん確かなことである。しかし、女奴隷の売買

になっていない。また少なくとも、女はまず第一により良好な状態は反証の回復を切望したという徴候は存在している。結婚は妻によって夫に強制された、というのは完全に非であるらしく思える。本書、二八頁と次頁、四七〇頁をみよ。

(92) 遺稿、二〇、一二六四。

(93) 本書、五六八頁と次頁、五七八頁をみよ。また遺稿からの最初の公表は本書、四一七頁以下、四四二頁以下をみよ。

(94) とりわけ『アメリカ芸術科学アカデミー紀要』一八六六年、一八六八年中のもの。

(95) 遺稿、二〇、一二二一以下、一二六六以下。

(96) 本書、五五一頁以下。

(97) 遺稿、二〇、一二七九—一二九五中にある抜粋。バッハオーフエンは主として「注目すべき慣習」の章(『研究』第二巻、二七—三〇四頁)に関心をもった。ここでは婚姻の禁止、婦女略奪、近親の忌避、そして擬婉に言及されている。

(98) ミュールマン、前掲書(本書、五四四頁の脚注五(本訳文では注82))七八頁。

(99) 『人類』古代史』(一八七〇)二頁にこうある。「長くて複雑な成長過程をたどる文明は、その広がり全体において究明されて初めて完全に理解され得ること、また過去は、現在の解明のために、また全体は個別の解明のために、引続いて不可欠なのだ」ということを述べて、言いすぎということは、実際まずあり得ない。」

(100) タイラー『原始文化』(独訳版、ライプツィヒ、一八七三)、五三一頁。

(101) 本書、五八二頁と次頁をみよ。

(102) 《バッハオーフェン》全集第三巻、一一六三頁、索引の「数」。

(103) 《バッハオーフェン》全集第六巻、一五二頁と次頁、一五八頁と次頁、三六二頁の脚注三。

(104) 《古代書簡》第一一通(本書、一〇四頁以下)、および第三一一第四一通(本書、五九五頁以下)。

訳者あとがき一三

本論文は Johannes Dörmann, Bachofens "Antiquarische Briefe" und die Zweite Bearbeitung des "Mutterrechts" in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke, Acher Band, Antiquarische Briefe, Schnabe & Co. Verlag, Basel/Stuttgart, 1966. SS. 523~602. のうち ss. 538~548. の部分を訳したものである。SS. 523~530. は既に本誌第二二集(一九八六・一二)七二—八〇頁にて、また SS. 530~538. は本誌第二三集(一九八七・一二)六一—七〇頁にて発表済みであり、後続部分も本誌次号以下で分載する予定である。

なお、今回は婚姻形態に関して似たような表記が散見されるので、ここに原語を挙げておく。複婚 Polygamie 一夫多妻婚 Polygynie 一妻多夫婚 Polyandrie 兄弟多夫一妻婚 Polyfratrische Ehe 一夫一妻婚 Monogamie 共同婚 Gemeinschaftsehe (ラポックからの引用では communal marriage) 個別婚 Einzelhe 個人的な婚姻 die individuelle Ehe

文学研究から見た「バッハオーフェン」

白井隆一郎

「何を研究なさっているのですか」相手はお愛想のつもりで聞くのであるが、答える側にはかなり厄介な質問なのだ。緊迫の面持ちで「バッハオーフェン」と答える。

「日本人はパンも食べるのですか」相手はパン焼き竈（バックオーフェン）と了解したらしい。しめたものだ。「それどころかコーヒードって飲みますよ。大体、コーヒーの消費量が増えないとコーヒー産出国はアウトですからね。」バッハオーフェン家の紋章が火の燃えさかる竈だったの思い出したりしながらも、ともかく話を反らす。

ところが中にはかなりの事情通がいて、「でも貴方はドイツ文学者でしょ。よくH財団が金を出しましたね」とくる。安手の立食パーティに限ってこういう手合いが多い。

実際、ドイツ文学者の肩書きを持つ人間、しかも男、がドイツにやってくる、遠い時代の母権制の研究に生涯、没頭していたとか言われるバッハオーフェンを問題にしているのにはなにかがしかの申し開きがあってしかるべきなのである。もちろん、立食パーティの席上ならば、相手の好みに応じて適当な受け答えに終始するのであるが、ここでは思うところを簡略に書いてみたい。

「バッハオーフェン」はすぐれて文学的な魅力をもった課題なのだと思う。と言っても、バッハオーフェンが壮大な小説的虚構を仕上げたと言うのではない。勿論、「バッハオーフェン」を小説として読んだとしてもかなりの大作家ということにはなる。だいたい気宇宏大。

奇想天外。ギリシャ語とかラテン語の引用が多すぎるのが玉に瑕であるが考えようによっては、オドロオドロクしいと言えるかもしれない。しかし小説に見えてしまうことは彼がもっとも避けた筈のことである。

かと言って、バッハオーフェンの母権制の理念がその後の文学に与えた影響を調べたいというのでもない。ある種の理論にインスピレーションを受けて出来上がった創作というのは概して面白いものではない。逆に言えば、「母権論」から放射された光が幾多の紆余曲折を経て、いささか思いもよらない所に影を射しているのを感じ知らせる詩や小説は面白いと言っても構わないかもしれない。例えばヘッセの「デミアン」のエヴァ夫人やリルケの「ドウィノの悲歌」の天空に浮かぶ大文字M（ムッター＝母）の星座。

そういう楽しみは多々あるだろうとしても「バッハオーフェン」がすぐれて文学的な課題なのだということでおおとすることは多少違う。先づ気になるのは「母権論」の方法である。「母権論」は文化人類学の古典ということになっている。全集の編者カール・メーリが書いているように、「母権論」の影響を探るとなれば、近代の民族学と社会学の歴史を書くことになりかねないであろう。しかしバッハオーフェンの時代、文化人類学や社会学という学科区分はなかった。歴史学、法学、神話学、芸術史、比較宗教学、心理学、社会学、民族学、考古学等々、現代の細分化された学科区分からすれば多くの学部と学

科にまたがる「母権論」の領域を包括していたのは古典文献学である。確かに一九世紀後半、それぞれの学問分野は自己のテリトリーを確立しはじめていた。しかしバツハオーフェンは細分化に逆らう。彼は自分の領域を古典文献学とみなし、西洋古典世界の全体を担う学問に仕えていると考えていた。しばらくバーゼル大学でローマ法の教授を勤めたが、彼にしてみれば、ローマ法も古典文献学の一分野であった。大学を辞し、周知のように墳墓象徴の研究を介して「母権論」に向うのであるが、その研究方法は古典文献学の方法、解釈学、に拠っている。彼は自分の方法を「墳墓解釈学」と命名した。

方法が解釈学だからといって、「母権論」に対する文学の領土権を主張したい訳ではない。この「墳墓解釈学」では奇想天外なことが展開されねばならなかった。解釈学は解釈される事柄と解釈言語とを前提している。バツハオーフェンの言語は西洋の伝統的教養の中核を占める古典解釈学の言語、要するに一つ一つの言葉に確定した意味の同一性を保証して成り立つプラトニズムの言語である。しかしバツハオーフェンの逢着した母権的世界は同一性言語によって捉えるのにはもつとも適していない世界であった。それは、そうした言語の同一性を保証する知性的 \parallel 叡知界の根拠が確立したのが——母権論的な時間尺度で言えば——ついでこの間のことでしかないことを如実に語る世界、しかももしかししたら同一性に固執する「父権的な」言語と精神がひたすら破壊してしまった当の世界なのかもしれないのである。母権的世界の象徴群を「父権的言語」に収納すること。これは格闘であった。同一性の言語に頼らずにこの世界を描く方法がありうるのを彼はよく知っていた。芸術的方法である。しかし彼は自覚的に西洋古典学者の言語を選んだ。彼は誠実な格闘者であった。女性 \parallel 物質 \parallel 大地、男性

「精神 \parallel 太陽などというあからさまなプラトニズムの言葉遣いにも関わらず、「母権」という「未知の世界」は解釈言語の網の目の中に整然と収納され尽くすことなく、太古の闇の中にその謎の像を結んだのである。古典文献学者バツハオーフェンの格闘には西洋の教養の核を占めるプラトニズムと先史母権的世界との格闘が印されている。それは「バーゼルの隠者」の静かな格闘であった。しかしこの静かな格闘は、やがて精神や同一性やイデア的根拠など「父権的社会秩序」の神圣不可侵な深所を構成していた諸理念が、その歴史的社会的素性を疑い始められる時、巨大な争点へと移行する。

言葉に同一性がなければ困ったことになるのは言うまでもない。しかし逆に同一性が社会生活の中で抑圧的機能を果たし、またこの論理の強靱な発達のお陰をもって遂に人類は自己を完全に抹殺できるまでの能力を獲得したのだと考えると、同一性論理を欠いたまま、なおかつ共同体の安定を保持することのできた世界は魅惑的な謎を投げかける。そこではどのような規範と価値が人間の共同生活を統べていたのか。どのような言語が人々の心を通い合わせていたのか。

『史学史の窓』第2号 一九八八年二月刊

田添幸枝の墓に詣って・光永 洋子

「部曲」はのち(農奴)である・布村 一夫

—アストン英訳『日本書紀』によせて—

(編集部・熊本市池田2、49、34)

日本近代女性史論・第一

二度の夜明け。そして三度目は？

布村 一夫

(1) あらゆる側面から女の生活を、女性史学がとりあつかってよいし、民衆史の立場で女をみつめてもよい。だが、近代がなぜ女性史をかかせるのかを、かんがえてみなければならぬ。

明治のはじめに、田畑勝手作りとされ、地租がきめられ、その改正がおこなわれた。それが金納化されたりして、農業改革がおこなわれた。これで封建農業から近代農業にうつるとされたのかもしれない。だが、封建農民である「隸農」が、農耕自由民とされたようでありながら、寄生地主——小作人の農業になってしまった。これが敗戦のあと、農地改革をおこなわせたとみてよい。

はじめの農業改革と、あとの農地改革とは、第一の改革と第二の改革であったが、これがいままで、近代イギリスでの農業革命のようなヨーロッパの農業から、ファーマーの農業への転換をもたらさしなかつた。したがって、いまの日本の農業は近代農業とはいえない。つまり資本主義的農業ではないので、アメリカからの麦の輸入によって、国内での麦の生産はきえさつたといえるし、なおも米の輸入を必然化させている。

このようにみえてくると、はじめの農業改革と、戦後の農地改革とは、近代農業への二度の夜明けであったが、どちらの夜明けも、夜を明けさせなかつたといえる。

これと同じようなことが、(1)明治二九〜三二年の、いわゆる「明治

民法」の制定、(2)敗北ごの民法の改正にみられる。この二度の夜明けが、女たちのまえにひらかれたが、どちらの夜明けも未遂におわっているのである。法の視点において、明治から一二〇年あまりのあいだの女たちのくらしをみると、それは女を差別してきたし、いまでも差別している歴史であるといわざるをえない。サムライは敗けると腹をきるものらしいが、未遂におわって、しばり首になった者もいる戦後には、民法改正は「新しい民法」といわれもして、女の法律的地位を男と同じにしたといわれもするが、はたしてそうであろうか。

これをはっきりさせないかぎり、なぜ女性史かという問題があきらかにみられないと思われる。それが今における女性史学の混沌、いまにみられる停滞のなぞをとく鍵とみてよい。したがって神奈川県的女性史が、戦後四〇年をかかないことによって、自らをいやしめているといわれるのである。

二度も未遂である夜明けは、二度あることは三度あるとのことわざどおり、いま一度の夜明けを予約しているのかもしれない。ここあたりになると、段階をかんがえるヘーゲルの歴史哲学を、女性史を学ぶものは、つかみとらねばならないようである。

(2)

「夜明けあと——近代の流れ——」という奇妙なものを、星新一氏が、P・R誌「波」に連載している。「夜明けあと」というのは、あきらかに藤村の『夜明け前』を意識している。

(a) 「天皇、二十二歳。新しい侍女と深い仲となり、皇后ご立腹。岩倉具視、その和解のために苦心。なんとかおさまり、酒宴となる。その帰途、岩倉は食違坂で暴徒に襲われ、あやうく命を失うところであった。」

明治七年の後半のことである。明治八年になると、こうである。

(b) 「権典侍、柳原愛子、皇女をご出産。右布告す。一月二十一日、太政大臣、三条実美。」

妻が不妊なので、妻でないものが娘をうんでいる。彼は二三歳のときのことである。

こんなことまで再録している「夜明けあと」ではあるが、日本「近代の流れ」のゆがみをはっきりしめている。くわしいことは、「天皇家の閨闈」を特集している「歴史読本」誌八八年三月号をみよ。陸仁は妻がうんだ第二子であるが、慶応三年一月九日に、一五歳で父のあとをついだ。その半年あとに、一条忠香の第三女の美子を女御とした。彼女は二歳年長である。彼女もまた妻がうんだ娘である。しかもこの人は不妊、すなわちうまず女であった。このために(a)や(b)のようなことがおこったのである。

明治六年九月に、妻子である第一子がうまれた。この妻が葉室光子であるとすると、第三の妻が柳原愛子である。愛子は娘をうみ、そのあと二人の息子をうむ。あとの息子が、明治一二年に生れた嘉仁である。愛子の兄が前光であり、この男の妻の子が柳原燐子である。白蓮の名で知られる。

柳原白蓮はあわれな女である。北小路資武とのあいだに功光がうまれている。この北小路功光氏とは、わたしは戦前に同勤であったことがあるが、そのころは、公卿だろうぐらいに思って、わけての関心は

なかった。彼はいつのまにか姿を消してしまっていた。嘉仁の母方の従姉妹MBZである燐子が、伊藤伝右衛門の妻となる。そのあと宮崎竜介の妻となって、大きく世の中をさわがせた。竜介の父である寅蔵は息子の行爲を勇気づけたらしい。

宮崎民蔵は明治三十九年に『土地均享、人類の大権』をだしている。土地は天のものとするのは、リカードの土地国有論にもとづくのかもしれないが、今にしていえば、「現行民法」総則での、私権と公共を、さきどりしているといえる。とにかく竜介の父、父の兄弟たちはすばらしい男たちであったといえる。

さきの「歴史読本」は、「光愛は、公武合体派に属していたため、一時参朝を停止されたが、維新後は皇女の教育に奉仕し、従一位勲二等に叙せられた。…側近に加えられ、明治政権の確立に生涯をささげた柳原前光は、愛子の兄である。」(六七頁)。

愛子は安政二年生まれで、明治五年に一七歳で侍女となる。光愛は、宇和島の伊達家の娘を妻としていたが、新見豊前守正典の娘おりょうを妾とし、愛子をうんでいる。明治維新の一三―一四年まえに、幕臣の豊前守が、公武合体派の光愛に、娘をさしたとも臆測される。その光愛が娘を睦仁にさしたことになる。たいへんむづかしいうらはなしである。

「新潮45」誌、八八年九月号に「明治天皇お局ご落胤伝」を、加藤仁氏がかいているが、ここでは、「桐壺が泣いた源氏物語の世界は明治の世にもあった」と白蓮女史は書いている。《早歳典侍(柳原愛子)も斯うした妬みにどんなに泣いたろう》

「私は顔では美しう笑っているけれども、胸のなかでは一杯涙をためているときがある」

(つづく)

予 告

(1989年12月)

女性史研究 第24集

特集 ある地方都市100年の女たち

1988年12月1日 印刷

1988年12月1日 発行

女 性 史 研 究

第23集

頒価 1,000 円

(送料実費)

編 集 家 族 史 研 究 会
東京事務局 東京都中野区新井4-27-6-801
☎165 Tel 東京(03)385-0147
振替口座・東京 3-12894
熊本事務局 熊本市池田3-2-30
☎860 Tel 熊本(096)354-6158
振替口座・熊本 6-13171
家族史研究会熊本事務局

共 同 体 社

